

官報

号外 平成十二年五月十二日

○第百四十七回 参議院會議録第二十三号

平成十二年五月十二日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十三号

平成十二年五月十二日

午前十時開議

- 第一 國際原子力機関憲章第六條の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 國際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第三 千九百九十四年の關稅及び貿易に關する一般協定の議許表第三十八表(日本國の議許表の修正及び訂正に關する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第四 地方分權推進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 沖繩振興開發金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 國民の祝日に關する法律の一部を改正する法律案(須藤良太郎君外三名發議)
- 第七 行政機關の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号

第一〇 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 刑事訴訟法及び檢察審査會法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 犯罪被害者等の保護を圖るための刑事手続に付随する措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、議員辭職の件

一、社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

一、資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(齋藤十朗君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

昨十一日、塩崎恭久君、馳浩君、平田耕一君から、それぞれ議員辭職願が提出されました。

辭表を參事に朗読させます。

(參事朗読)

辭職願

この度一身上の都合により議員を辭職いたしましたので御許可下さるようお願い申し上げます

平成十二年五月十一日

参議院議長 齋藤 十朗殿

参議院議員 塩崎 恭久

参議院議員 齋藤 十朗殿

参議院議員 馳 浩

参議院議員 平田 耕一

参議院議長 齋藤 十朗殿

参議院議員 塩崎 恭久君、平田 耕一君の議員辭職をいづれも許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よつて、いづれも許可することに決しました。

○議長(齋藤十朗君) この際、日程に追加して、社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤十朗君) 御異議ないと認めます。丹羽厚生大臣。

(國務大臣丹羽雄哉君登壇、拍手)

○國務大臣(丹羽雄哉君) 社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

社會福祉制度につきましては、少子高齢化、核

家族化の進展など社會構造の変化に対応して、だ

れもが家庭や地域の中で自立し、尊厳を持った生

活を送ることが出来る制度の構築が求められてお

ります。こうした状況を踏まえ、措置制度など、

平成十二年五月十一日

参議院議長 齋藤 十朗殿

参議院議員 塩崎 恭久

参議院議員 齋藤 十朗殿

参議院議員 馳 浩

参議院議員 平田 耕一

参議院議長 齋藤 十朗殿

参議院議員 塩崎 恭久君、平田 耕一君の議員辭職をいづれも許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よつて、いづれも許可することに決しました。

○議長(齋藤十朗君) この際、日程に追加して、社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤十朗君) 御異議ないと認めます。丹羽厚生大臣。

(國務大臣丹羽雄哉君登壇、拍手)

○國務大臣(丹羽雄哉君) 社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

社會福祉制度につきましては、少子高齢化、核

家族化の進展など社會構造の変化に対応して、だ

れもが家庭や地域の中で自立し、尊厳を持った生

活を送ることが出来る制度の構築が求められてお

ります。こうした状況を踏まえ、措置制度など、

社會福祉の仕組み全般にわたつて見直しを行うこ

ととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説

明申し上げます。

第一に、利用者の立場に立つた社會福祉制度の

構築であります。

身体障害者などの福祉サービスについて、行政

が内容を決定する制度から利用者が選択して利用

する制度へ改めるとともに、直接、利用者に対し

支援費を支給する方式を導入することにいたして

おります。また、利用者が適切に福祉サービスを選

択できるよう、利用者からの苦情を解決するた

めの仕組みを導入するなど、利用者保護のための

規定を設けることにいたしております。

第二に、社會福祉事業の充実に及び活性化であり

ます。

福祉需要の多様化に対応し、福祉サービス利用

援助事業、手話通訳事業、盲導犬訓練施設を經營

する事業などの九事業を社會福祉事業として追加

することとしております。また、地域におけるき

め細かな福祉活動を推進するため、政令で定める

社會福祉事業について人数規模要件を緩和し、社

會福祉法人の設立を容易にすることとしておりま

第三に、福祉サービスの質の向上と事業經營の

透明性の確保であります。

社會福祉事業の經營者は、福祉サービスの質の

向上に努めなければならないこととするともに

に、社會福祉法人の財務諸表などの開示義務、

国、地方公共団体による福祉サービスに關する情

報提供の責務などを定めることとしております。

第四に、地域福祉の推進であります。

市町村地域福祉計画の策定手続を整備すると

ともに、社會福祉協議會、共同募金會、民生委員及

び児童委員について、機能の強化を図るなどの改

正を定めることとしております。

以上、この法律案の趣旨説明を申し上げます。

平成十二年五月十一日

参議院議長 齋藤 十朗殿

参議院議員 塩崎 恭久

参議院議員 齋藤 十朗殿

参議院議員 馳 浩

参議院議員 平田 耕一

参議院議長 齋藤 十朗殿

参議院議員 塩崎 恭久君、平田 耕一君の議員辭職をいづれも許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よつて、いづれも許可することに決しました。

○議長(齋藤十朗君) この際、日程に追加して、社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤十朗君) 御異議ないと認めます。丹羽厚生大臣。

(國務大臣丹羽雄哉君登壇、拍手)

○國務大臣(丹羽雄哉君) 社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

社會福祉制度につきましては、少子高齢化、核

家族化の進展など社會構造の変化に対応して、だ

れもが家庭や地域の中で自立し、尊厳を持った生

活を送ることが出来る制度の構築が求められてお

ります。こうした状況を踏まえ、措置制度など、

社會福祉の仕組み全般にわたつて見直しを行うこ

ととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説

明申し上げます。

第一に、利用者の立場に立つた社會福祉制度の

構築であります。

身体障害者などの福祉サービスについて、行政

が内容を決定する制度から利用者が選択して利用

する制度へ改めるとともに、直接、利用者に対し

支援費を支給する方式を導入することにいたして

おります。また、利用者が適切に福祉サービスを選

択できるよう、利用者からの苦情を解決するた

めの仕組みを導入するなど、利用者保護のための

規定を設けることにいたしております。

第二に、社會福祉事業の充実に及び活性化であり

ます。

福祉需要の多様化に対応し、福祉サービス利用

援助事業、手話通訳事業、盲導犬訓練施設を經營

する事業などの九事業を社會福祉事業として追加

することとしております。また、地域におけるき

め細かな福祉活動を推進するため、政令で定める

社會福祉事業について人数規模要件を緩和し、社

會福祉法人の設立を容易にすることとしておりま

す。

第三に、福祉サービスの質の向上と事業經營の

透明性の確保であります。

社會福祉事業の經營者は、福祉サービスの質の

向上に努めなければならないこととするともに

に、社會福祉法人の財務諸表などの開示義務、

国、地方公共団体による福祉サービスに關する情

報提供の責務などを定めることとしております。

第四に、地域福祉の推進であります。

市町村地域福祉計画の策定手続を整備すると

ともに、社會福祉協議會、共同募金會、民生委員及

び児童委員について、機能の強化を図るなどの改

正を定めることとしております。

以上、この法律案の趣旨説明を申し上げます。

平成十二年五月十一日

参議院議長 齋藤 十朗殿

参議院議員 塩崎 恭久

参議院議員 齋藤 十朗殿

参議院議員 馳 浩

参議院議員 平田 耕一

参議院議長 齋藤 十朗殿

参議院議員 塩崎 恭久君、平田 耕一君の議員辭職をいづれも許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よつて、いづれも許可することに決しました。

○議長(齋藤十朗君) この際、日程に追加して、社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号

議員辭職の件 議事日程追加の件 社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

議員辭職の件 議事日程追加の件 社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

議員辭職の件 議事日程追加の件 社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

議員辭職の件 議事日程追加の件 社會福祉の増進のための社會福祉事業法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

正を行うことにしております。

このほか、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を見直すとともに、関係法律についても所要の規定の整備を行うこととしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、本法律案の施行日を平成十二年四月一日から公布の日に改める旨の修正が行われております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。佐藤泰介君。

(佐藤泰介君登壇、拍手)

○佐藤泰介君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま提案されました政府案に対し、厚生大臣に質問をいたします。

政府案に対する質問に入る前に、政府が二〇〇〇年度からの実施を約束している医療保険制度の抜本改革と、制度実施から一カ月余りが経過した介護保険制度について伺います。

二十一世紀を目前にした今日、年金、医療、介護などの社会保障制度の再構築が我が国における重要課題となっていることは衆目の一致するところだと思えます。その中でも、特に医療保険制度の抜本改革は緊急の課題です。

政府は、今国会提出の健康保険法改正案が改革の第一歩と位置づけられているようですが、先般の本会議でも、森総理大臣は、我が会派、直嶋議員の質問に答えて、健康保険法改正案は、老人の患者負担について定率一割負担導入を盛り込んでおり、抜本改革の第一歩だと胸を張っておられました。

ところが、不思議なことに、総理が改革の第一歩だと強く主張し、後半国会の重要議案に位置づけられている健康保険法改正案の審議が一向に始まりませんし、その気配すら感じられません。

私は、この健康保険法改正案について抜本的な改革を先送りすることは、増加する医療費をすべて患者負担に押しつけるものと言わざるを得ないものだと考えますが、厚生大臣、今国会で医療保険の抜本改革を行うつもりがあまりにあるのですか。また先送りされるのでしょうか。国民との約束は守られるのでしょうか。責任は重大だと考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

次に、介護保険について伺います。

介護保険については、昨年暮れ、政府・与党によって理念、趣旨をねじ曲げる場当たり的な見直しが行われ、制度実施に向けて準備を進めていた現場に大きな混乱を与えたことは記憶に新しいところです。政府・与党には、地域住民、市区町村の保険者を無視し混乱させるような見直しを二度と繰り返さぬよう、改めて強く反省を促しておきたいと思えます。

四月の制度実施以来、制度の周知不足や要介護認定に対する不満、ケアプラン作成のおくれなど、さまざまな苦情、問題が寄せられています。政府は、そうした声に丁寧に耳を傾け、地方自治体と連携し、協力しながら課題を整理することと、何よりも利用者、地域住民の立場から速やかに問題の解決を図ることが重要だと考えます。

ただ、一方で、こうした苦情、見解は従来の与えられた福祉では決して表に出てこなかったもので、むしろそうした問題が浮き彫りになり、利用者に権利意識が出てきたというプラスの側面があらわれたとも考えられます。自立と自己責任、選択と応分の負担という介護保険の考え方が徐々に受け入れられているようです。今後に期待したいと思えます。

そこで、早急に解決すべき点を三点に絞って申し上げたいと思えます。

まず、要介護認定の正確さ、特に痴呆症の方の判定を正確に行うことが求められています。次に、サービス不足の地域では急いで基盤整備を進める必要があります。さらには、苦情処理を迅速

適正に行うこと、利用者の権利擁護を確立することが重要な課題であると思えます。

こういった点について政府はどのような対応策をとられるのか、厚生大臣の御見解をお伺いします。

それでは、本題に入っていきたいと思います。政府案は、これまで戦後五十年にわたって行われてきた福祉行政の手法を全面的に変革しようとするもので、行政による措置制度から契約による利用制度へと転換するものであると理解します。

従来の措置制度は、福祉の提供者である行政とサービス利用者との関係は対等なものではなく、サービス内容もかなり限定されたものとなっていました。厳しい見方をすれば、サービス提供者の努力や創意工夫が乏しく、利用者の要望に対し柔軟に対応できない仕組みであったとも言えます。このような状況、必然的に提供者は閉鎖的になり、福祉における腐敗さえ生み出してきたと言えます。

今回の大改正は、実際にサービスを利用する障害者にとっては、措置制度において不明確だった利用者の権利や立場を大きく転換するという強い期待感がある一方、公的責任が後退してしまうのではないかと不安、疑念もあります。

措置制度に対する検証や利用契約制度への移行に伴う公的責任の懸念に対して、厚生大臣の見解を伺います。

政府案では、利用者は事業者と対等な関係に基づいてサービスを選択する制度に転換するとされています。

そこで、対等な関係とはどのような関係を言うのか、また利用者にとって事業者と対等な関係に置かれるためにどのような方策が盛り込まれているのか、厚生大臣から明確な答弁を求めたいと思えます。

次に、利用者の権利擁護制度について伺います。政府は、法制度の先取りとして、昨年十月から

地域福祉権利擁護制度を各都道府県の社会福祉協議会を通じて始めています。この制度は、痴呆症の高齢者などで自己決定能力の低下した方の福祉サービス利用を支援するために、民法の成年後見制度を補完する仕組みとして実施しているところですが、厚生大臣、この半年間実施されてこれを利用して利用者の反応はいかがだったでしょうか。権利擁護制度としてうまく機能しているかと認識されておられますでしょうか。この制度に対する評価、今後の課題などについてお聞かせください。

次に、利用者負担のあり方について伺います。政府案では、これまでと同様に応能負担とされていますが、審議会などの議論ではサービスの種類に着目した負担や介護保険制度との整合性を勘案した応益負担も視野にあったように聞いております。政府は、利用者負担のあり方についてどのように考えておられますか。

特に、障害者の所得保障について言えば、いまだに無年金障害者の問題について政府は何の解決策も示していません。障害者に係る所得保障はまさに中心的な課題であり、この点をきちんとしておかなければ、今後の利用者負担についての展望が開けないと考えます。年金法の審議でもこの点について明らかではなかったと思えます。厚生大臣に明確な答弁を求めます。

次に、契約制度では利用者に適切な判断が求められるため、十分な判断力を持たない利用者にとっては契約の締結やサービス利用において不利な点をどうする心配があります。したがって、契約の締結などを気楽に相談できるシステムを整えるとともに、成年後見制度など権利擁護の仕組みを社会のあらゆる分野で整備しておかなければなりません。

政府案では、主に都道府県の社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助事業を実施するほか、苦情処理機関である運営適正化委員会の運営に当たるとされています。利用援助事業は、成年後見制度を補完し、より

日常的な権利擁護の仕組みとして導入されるもので、サービスの利用援助だけでなく、日常的な金銭管理なども援助するため、できる限り利用者の身近な場に相談窓口が設置されるとともに、援助者が十分に配置される必要があります。また、それにふさわしい人材の養成と確保も緊急の課題で、当面、その機能を担う都道府県協会の役割は大変重要になります。

ところが、率直に申し上げて、現在までの社会福祉協議会の活動を拝見していますと、そうした役割をしっかりと果たせるか疑問を抱かざるを得ません。

苦情の解決についても、都道府県協会が適切な解決に当たるとされていますが、利用者は大きな不安を抱えているのではないかと。社会福祉協議会それ自身がサービス提供者であることから、利益相反が生ずるのではないかとという危惧があります。こうした不安に厚生大臣はどのようにお答えになりますか。利用者が安心してできる見解をお示しください。

次に、福祉サービスの質と量の問題について伺います。

社会福祉の基礎構造改革として、措置から利用者への選択に転換すると言いつつ、現在の施設及び在宅サービスの種類や数は、とても利用者が選べる状況にはありません。障害者に係るサービスは、九六年度以降、障害者プランに基づいて進められています。しかし、プランのメニューや数値目標は、利用者の要望や実態に即していない面もあり、まだまだ不十分状況であると言えます。今回の措置から利用契約への流れ、障害者の実態構造の変化などを踏まえれば、この障害者プランの内容を見直し、実態に見合った新たなプランを策定すべきではないかと考えます。

まず第一に、安心できるサービスの質と量を確保すること。第二に、難病などの制度のすき間で苦しむ人が出ない福祉サービスの仕組みをつくること。第三に、他の障害に比べおくれの目立つ精

神障害者の社会復帰施設を緊急に整備すること。第四に、医療と福祉サービスの連携を図ること。以上の目標が設定されると考えます。

現在、七年計画の障害者プランが五年目を迎えて、具体的に数値目標の引き上げを図る時期に来ていると考えますが、新プラン策定に対する厚生大臣の御所見をお伺いします。

また、サービスの質をどう担保するのことも重要な課題です。利用者は当然のこと、事業者にとっても良質なサービスが評価される仕組みの構築が求められ、そのためにはサービス評価のための第三者機関の育成が不可欠と考えますが、厚生大臣の所見を求めます。

さらに、政府案では、事業者によるサービスの自己評価が努力義務とされており、事業者自身に努力義務ではないかにも事業者に対して配慮した内容ではあるまいかと。利用する立場から見れば、当然義務規定にすべきだと思えます。

また、サービスの自己評価に当たっては客観的な基準が必要で、事業者自身によるサービス改善を支えるシステムも必要となるでしょう。こういった点について厚生大臣のお考えをお聞きたいと思えます。

次に、情報開示について伺います。

利用者が自分に合ったサービスを選択する仕組みでは、施設やサービスに関する正確な情報開示が求められます。施設の方針や職員の数を初め、サービスの内容、利用料金などといった具体的な情報に対して簡単にアクセスできる仕組みが必要です。これをどう担保するのか。また、開示された情報の正確性を検証する仕組みも必要です。利用者にとって大変気になる点ですが、明快な答弁を求めます。

本改正案の附則では、法施行後十年を経過した場合に、検討を加える必要措置を講ずるとありますが、他方、介護保険は五年後に見直すものでした。まだまだ多くの課題が残されていることを踏まえると、十年間は非常に長いものだと考えられ

ます。附則における十年間の意味の説明を求めるとともに、必要があれば適宜見直しを行う用意があるかどうかをお尋ねしたいと思えます。

冒頭にも申し上げましたが、二十一世紀の少年高齢社会、ノーマライゼーション社会の確立のためには、社会保障制度の再構築が絶対に必要です。今回の社会福祉事業法改正案は、社会保障の再構築にどのように位置づけられているのでしょうか。最後に厚生大臣の認識をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣丹羽雄哉君登壇、拍手)

○国務大臣(丹羽雄哉君) 佐藤議員にお答えを申し上げます。健康保険法の改正案についてのお尋ねでございました。

政府といたしましては、できるだけ早くこの法案を成立させていただきたいとお願いを申し上げているところでございます。御案内のように、審議につきましては国会においてお決めをいただくものでございますが、改正案では老人定率一割負担の導入を柱とするものでございます。患者が従来よりも軽減されるケースもあるなど、抜本改革の第一歩になるものと考えておるような次第でございます。

続きまして、介護保険制度の改善についてのお尋ねでございますが、介護保険制度は全く新しい制度でございますし、世紀の大事業でございますから、御指摘のような適正な要介護認定の実施、サービス基盤の一層の充実、さらには苦情処理及び権利擁護のシステムの確立などの諸課題の解決に努め、今後ともよりよい介護保険制度に育てる努力を続けてまいりたいと考えているような次第でございます。

それから、公的責任に関するお尋ねでございますが、今回の改正は利用者本意の社会福祉制度を確立することでございます。国及び地方公共団体はこのための施策を推進する役割を担っておるわけでございます。国及び地方公共団体は、福祉

サービスの提供体制の確保などに関する施策を行わなければならない責務がある旨明らかにいたしておるようなところでございます。

それから、四番目でございます。対等な関係についてのお尋ねでございますが、対等な関係とは、利用者がみずからの選択に基づいて事業者と契約してサービスを利用するという立場に立つものでございます。先ほども申し上げましたけれども、今回の改正では、対等な関係を前提に、権利擁護の制度や苦情解決制度などのシステムを整備しているところでございます。

さらに、権利擁護の利用についてのお尋ねでございますが、昨年十月の事業開始から本年三月まで、この事業の利用に関する相談がおよそ一万件ございました。利用の決定を行ったものが、準備中のものを含めましておよそ五百件に上っておりますのでございます。今後とも、事業の実態の把握に努めながら事業の一層の定着化に努めていく決意でございます。

さらに、障害者福祉サービスの利用負担についてのお尋ねでございますが、従来同様、所得水準に応じた負担、いわゆる応能負担の考え方によるものと、障害者の方が安心してサービスを受けることができるようにいたしております。

なお、無年金障害者の問題につきましては、解決に向けてなお難しい論点が残されているところでございますが、真にやむを得ない理由によるものとして国民の皆さん方が納得できるものがないかどうかを含め、今後とも、関係方面の御意見を十分に伺いながら検討してまいりたいと考えておるような次第でございます。

さらに、社会福祉協議会の役割の拡大についてのお尋ねでございますが、都道府県社会福祉協議会は、私から申し上げるまでもなく、事業者やボランティア、さらに地域住民が参加する公益的な団体でございます。今回の法改正で行われます権利擁護事業や苦情解決事業については、新たに都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会、こう

いうものを設けまして、その中立性や公平性を十分担保するように指導していきたい、このように考えているような次第でございます。

次に、新たな障害者プランの策定に関するお尋ねでございますが、厚生省といたしましては、現在、平成十四年度を目標とする障害者プランに基づきまして基盤整備を鋭意進めているところでございます。まずはこのプランの達成に向けて全力を挙げていく、こういうような決意でございます。

さらに、サービスの質の評価についてのお尋ねでございますが、事業者によるサービスの質の自己評価への努力の支援に加えまして、客観的な基準に基づきます評価を行う第三者機関の育成にさらに努めていく決意でございます。

次に、サービスに関する情報開示についてのお尋ねでございますが、今回の改正では、利用者がサービスを円滑に利用できるように、サービスに関する積極的な情報提供について、事業者及び国、地方公共団体に責務を課す規定を置くとともに、誤った情報はんらんすることを避けるために、事業者による誇大広告を禁止する規定もあわせて置くことにいたしておるような次第でございます。

十年後の見直し規定についてのお尋ねでございますが、これは、障害者福祉分野における措置制度から新しい利用制度への移行が、準備期間の関係で平成十五年から施行されることなどを踏まえたものでございます。施行後十年を経過しない限り見直しを行わないというわけではなくて、必要に応じて見直しを考えていきたい、このように考えているような次第でございます。

最後でございます。今回の法案の位置づけについてのお尋ねでございますが、私は、社会保障の目的は、すべての国民の皆さん方が安心して生活できる環境づくりを行うことにある、こうかねがね考えておるわけでございます。今回の法案を通して、障害者のノーマライゼーションや自己

決定の実現を図るなど、今後の社会保障の再構築の方向に沿うものと、このように確信をいたしておるような次第でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 井上美代君。

(井上美代君登壇、拍手)

○井上美代君 私は、日本共産党を代表して、社会福祉事業法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

昨日、私が会った母親は、自分が元氣なうちに知的障害と自閉症の重複障害を持った二十七歳のこの子が安心して暮らせる社会をつくってほしいと必死で訴えられました。

すべての障害者一人一人が社会の主人公として精いっぱい生き、人間としてたくましく豊かな人生を送りたい、この障害者の切実な願いを実現するには、すべての国民がノーマライゼーションの理念に沿って、平等と自立、社会参加を進めていくことが必要です。そのためには、それぞれの身体状況、生活環境などに即した十分な公的保障が欠かせません。

憲法第二十五条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しております。

国際的にも先進的な生存権の規定です。国は、憲法に定められたこの責務を積極的に果たすことが求められております。

以下、法案の内容に即して質問をいたします。第一は、社会福祉事業における国と地方公共団体の公的責任の問題です。

現行の社会福祉事業法の基本理念は、国、地方公共団体に對し、社会福祉事業の実施に努めることを義務づけております。これは、憲法第二十五条を受けて、社会福祉事業の実施主体としての国と地方公共団体の責任を明確にしたものです。

ところが、本法案では、国と地方公共団体の責務を福祉サービスの提供体制の確保に限定し、事業実施の責任を地域住民や福祉事業経営者に転嫁しております。

厚生大臣、本法案は社会福祉事業に対する国と地方公共団体の責任を後退させ、憲法の理念を損ねるものではありませんか。大臣の答弁を求めます。

第二に、措置制度を契約制度に移行する問題です。政府は、措置制度では利用者の選択権がないという点を制度改正の根拠にしております。しかし、措置制度は、あらゆる福祉の分野で国民が必要とする福祉を国の責任において実現するための権利保障のシステムです。措置費は社会福祉における国の義務履行の財政的保障であり、この制度の役割が今日の福祉の土台になっているのです。

措置制度そのものに問題があるのではなく、利用者の多様なニーズにこたえて弾力的、発展的に運用してこなかった政府・厚生省の責任こそ問われているのではないですか。大臣の明確な答弁を求めます。

特に、障害者分野の基盤整備のおくれは深刻です。障害者プランは七カ年計画があと二年で終了しますが、昨年三月末の時点で、三千二百四十三の自治体のうち計画を策定したのは一千六百三十三自治体、そのうち数値目標を定めた実効性のあるプランを持っているのは六百六にすぎません。プラン終了を間近に、半分の自治体が計画さえ持たず、持っている自治体でも大半が数値目標がないという状態です。

障害者施設のおくれも重大です。成人期の法定施設が全くない町村数は六割に上ります。障害者にとっては、選びたくても福祉がないというのが現実なのです。サービスの供給者が圧倒的に不足している中で契約制度に移行すればどうなるのか、事業者側が障害者を選別する、いわゆる逆選択という事態になってしまうのではないかと懸念をもちます。

す。そうならないと断言できる根拠がありますか。このような事態に懸念を抱く障害者に対し、大臣はどう答えるのですか。納得できる答弁を求めます。

国と地方公共団体の実施責任を削除することは、基盤整備に対するこのような行政の責任の一層の後退になることは必至です。選択できることを最大の売り物にした介護保険では、介護サービスを利用者と事業者の問題としたために大きな混乱が生み出され、選択できない実態があります。介護保険と同じ轍を踏むことは許されません。大臣、自立を目指して必死に生きている障害者のことを思い起こしてください。障害者に寄り添い、みずからが老いていくことに不安を覚える親の苦勞、将来への不安を思いやしてほしい。国と地方公共団体が、今こそ実施主体としてイニシアチブを発揮し、緊急に基盤整備を進めるべきです。

第三に、支援費制度の問題です。支援費制度は、利用者が事業者との契約に基づいて払う利用料を自治体が支援費として支給するものです。支援費の金額は、障害の種類、そして程度などにより国が基準を示し、自治体が決定をいたします。

厚生省は、この支援費がどれぐらいの金額になるのか、どのように決めるのか、具体的にはこれから検討課題として先送りをしております。だから、国民の間には十分な福祉を受けることができないのか、現在受けている福祉は同じ負担で受け続けることができるのかと不安が広がっているのです。大臣、このような不安にどのように答えるのですか。

障害者の在宅福祉分野へ営利企業の参入を促進していることも問題です。現在では、地方公共団体から委託された場合のみ国庫補助の対象となりますが、本法案では、一定の基準を満たせば、第二種福祉事業の場合、営利法人であっても支援費の支給を受ける指定事業者となることができます。

障害者福祉に営利企業が参入することによって、どういふ事態が生まれるのでしょうか。福祉に充てられるべき支援費の一部が営利企業の利益や株式の配当、そして役員報酬に充てられることになり、また、福祉分野の費用の大半は人件費ですが、福祉関係の労働者は大変劣悪な条件のもとで働いておられます。コスト削減競争が進められれば、一層の職員の賃金低下など労働条件の悪化につながるのではありませんか。その結果、福祉の水準が引き下がることにはないかと大臣は保証することができそうです。答弁を求めます。

第四は、小規模作業所等についてです。

小規模作業所は、家族や職員、地域住民の善意と必死の努力に支えられ、行政の対応が特に守られた重厚・重複障害者や精神障害者などの福祉を守ってきました。しかし、現在、国からの補助金は一カ所当たり年に百十万円、まさにこれはスズメの涙です。しかも、全国約五千二百カ所のうち半分余りしか補助を受けていません。都道府県の補助金の平均がおよそ一千万円ですから、国の補助金がいかに低いものか明らかではありませんか。

厚生省は、今回の改正で、二十人未満十人以上の通所型の授産施設を社会福祉事業として認める一方、支援費支給の対象からは外しております。国の支援の抜本的な拡充が必要なのではないでしょうか。答弁を求めます。

日本共産党は、すべての人々の人権と命の尊厳が守られる豊かな社会、障害者の完全参加と平等を一日も早く達成するために全力を挙げて取り組む決意を表明し、本法案の廃案を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣丹羽雄哉君登壇、拍手)

○国務大臣(丹羽雄哉君) 井上議員に申し上げます。まず、国及び地方公共団体の責務に関するお尋ねでございますが、今回の改正は、利用者本意の社会福祉制度を確立することにあるわけでござい

ます。国及び地方公共団体はこのための施策を推進する役割を担っていることでございますので、今回の改正では、国及び地方公共団体はサービス提供体制の確保などに関する施策を行わなければならない責務がある旨規定をいたしておるわけでございまして、行政責任はむしろ明確化したと、こう考えているような次第でございます。

次に、措置制度から契約制度への移行についてのお尋ねでございますが、今回の措置制度は、生活困窮者対策を中心として出発したものでございしますが、福祉サービスを提供するための仕組みとして一定の役割を果たしてまいりましたが、今日の時代にそぐわない面も出てきておることも現実でございます。

こうした点を踏まえまして、今回の改正を通じて、利用者や事業者との対等な関係を確立することによりまして障害者のノーマライゼーションと自己決定の実現を目指すものでございまして、次に、逆選択になるのではないかとございまして、でございしますが、障害者プランに基づきまして着実に基盤整備を進めるとともに、事業者は利用者の申し込みに対し正当な事由がない限り拒んではならないことといたしておるわけでございまして、また、市町村が障害者の求めに応じてあせ

ん、調整などを行うことなどによりまして障害者が必要とするサービスを受けられるように配慮いたしておることでございまして、さらに、障害者の基盤整備に関するお尋ねでございますが、厚生省といたしましては、現在、障害者プランに基づき着実に基盤整備を進めておるところであり、在宅福祉サービスにおきまして民間事業者の参入促進などを通じて、障害者プランの平成十四年度の目標の達成に向けて今後とも最善の努力をしていく決意でございます。

次に、支援費についてのお尋ねでございますが、公費助成は現行の水準を維持することといたしており、また、利用者負担につきましても従来と同様、所得水準に応じたいわゆる応能負担の考え方をとることにいたしておるような次第でございます。

え方をとることにいたしておるような次第でございます。

さらに、障害者福祉分野への営利企業の参入についてのお尋ねでございますけれども、障害者の在宅福祉サービスにつきましては、利用者の幅広いニーズに応じて多様なサービスを提供し、十分なサービス量を確保するとともに、サービスの質の確保を図りながら、公益法人さらにNPO、民間企業など多様な主体の参入を認めることにいたしておるような次第でございます。

最後でございますが、小規模作業所についてのお尋ねでございますが、今回の改正におきましては、通所授産施設の規模要件を引き下げることにによりまして小規模作業所の法定施設化を促進することといたしておるわけでございしますが、その際、支援のあり方につきましましては十分に前向きに検討していきたい、このように考えているような次第でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 日下部補代子君。(日下部補代子君登壇、拍手)

○日下部補代子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案に対して、丹羽厚生大臣に質問いたします。

二十一世紀を目前にして、我が国は今、変革のときを迎えております。発想の転換のみならず、システムの転換をしてパラダイムの転換が求められております。社会福祉についても例外ではありません。今回の法改正は我が国の社会福祉基盤構造改革の一環と位置づけられておると聞いております。

そこで、大臣にお伺いいたします。本法案の歴史的意義をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。また、本法案は利用者本位の社会福祉の確立を

基本理念に掲げております。これまで福祉行政において幾つかの重要な改革が行われてまいりましたが、一九九〇年のいわゆる福祉八法改正もその一つであります。在宅福祉の強化及び市町村への措置権移譲を含む地方分権に基づく画期的な法改正であったと認識しております。私は、法案審議の際、代表質問において、これから目指すべき福祉サービスの基本原則として、従来のサービスを提供する側の発想から利用者の視点に立つ福祉サービスへの転換の重要性を強調したところでありました。

一九九〇年、村山内閣において、この原則を初めて導入した新ゴールドプランが策定されました。以後、利用者の視点に立つ福祉サービスという原則は、四月から実施された介護保険制度を初め、我が国の社会福祉制度の基本理念として定着してまいりました。

そこで、大臣にお伺いいたします。利用者主体の福祉サービスの確立という精神は今回の法案において、果たして十分に盛り込まれたとお考えでありますでしょうか。利用者本位の社会福祉とは、利用者が、みずからの意思で、みずからを取り巻く生活環境などに応じて自由に福祉サービスを選択することができるとであると考えております。それが、福祉サービス利用者の尊厳、プライバシーが保持されることでもあるからであります。

例えば、特別養護老人ホームの個室化の問題を考えてみたいと思います。利用者本位の考え方を貫くのであれば、特別養護老人ホームは全個室化されるべきであると考えられるのであります。しかし、お年寄りが全人生の思い出の品々も身近に置いておくこともできないような大部屋で、プライバシーを保障されず、ついでに住みかとして暮らしていらっしゃるのが現状であります。新設の特別養護老人ホームにおいてさえも、その三割程度しか個室化されていないのが実情であります。個室化が依然として進まない

状況には、利用者の都合よりもむしろサービス提供者側の発想がその根底にあるのではないかと云わざるを得ないのであります。

特別養護老人ホームについて、全室個室化すべきであるとは考えますが、大臣の御見解を承りたいと存じます。

今回の改正で社会福祉事業の範囲が盲導犬の育成や手話通訳の派遣にまで広がります。が、一方で社会福祉分野への民間企業の参入も拡大いたします。従来、社会福祉事業は非営利性、公共性、人権意識などの規範性、組織性、安定性、ニーズへの対応性、継続性などの要件が求められてまいりました。しかし今回、民間企業の参入や市場原理の導入が進めば、非営利性を初めとして規範性なども希薄になるのではないかと危惧いたします。福祉サービス供給の多元化や競争原理の導入に伴って社会福祉事業の基準あるいは要件が変わらざるを得ないと思うのであります。また、サービスの質の維持はできるのか、不適切な事業者はどう排除するのかなどの不安がございます。

今回、非営利性の希薄化などにより社会福祉事業の基準がどのように変更するかと考えてみましょう。また、その基準あるいは要件の変化の中で、利用者の権利擁護のシステムを整備するためにどのような方策をとろうとしていらっしゃるのでしょうか。具体的な答弁を求めるものであります。

措置から利用へと変わることに、社会福祉の分野は、生活保護や児童養護施設のような措置型のもの、介護保険のような社会保険型のもの、今回の障害者施設などのような利用型のものに分類されることとなります。社会福祉サービスはもとも市場原理になじむものばかりではありません。市民の自立的生活を支援する使命を果たさなければならぬのであります。

今回の福祉基礎構造改革で国及び地方の行政責任及び役割はどのように変わるのか、国の責任が

後退してはならないと考えます。大臣の明確な回答を求めるものであります。

さて、市町村の地域福祉計画の策定を法律上位置づけることは大きな前進であります。しかし、その具体的な推進方策の確立がさらに重要であります。現在でも障害者のノーマライゼーションプランが遅々として進まない状況を見てわかるように、この地域福祉計画によって社会福祉サービスのソフト及びハードの条件整備が進まなければ、幾ら利用者みずからがサービスを選択できる福祉制度に転換したからといっても、改革の趣旨は絵にかいたもちにならざるを得ないのであります。

地域福祉計画を推進し、障害を持つ人々などが地域で十分なサービスを自分で選択して受けることができるように、社会福祉サービス基盤の整備は絶対不可欠な前提であります。大臣の御決意のほどを伺います。

また、障害者プランを前倒しして完全達成するとともに、目標を大幅に引き上げた新・障害者プランを策定する必要があると考えます。大臣の御意見をお伺いいたします。

最後に、私の考える二十一世紀の社会福祉政策の原則を提言させていただきます。

第一に、多様なサービスを利用者の生活の場において結合させるという連携性、第二は、利用者の生活を全体的にとらえたトータルないわば全人性、第三は、だれもがいつでも質のよいサービスを選択し、利用できるという普遍性、第四は、分権化と住民参加、第五は、地域における生活環境及び生活の質の充実、第六は、利用者の人権及び主体性の尊重という六つの基本原則であります。通告してはおりませんが、大臣の御意見を承れば幸いです。そして、あわせて、大臣がもし何らかの御原則をお持ちでいらっしゃいましたら、それも伺えればと存じます。

この原則が今後の法改正に当たって着々と実現されますことを期待いたします。私の質問を終

わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣(丹羽雄哉)登壇、拍手)

○国務大臣(丹羽雄哉) ます、改正案の歴史的な意義でございますけれども、今回の法案は実に五十年ぶりの改正でございます。障害者福祉につきまして、利用者と事業者との対等な関係を確立し、障害者のノーマライゼーションと自己決定の実現を目指すものであり、画期的なものである、このように確信をいたしておるような次第でございます。

次に、利用者主体の福祉サービスの確立についてのお尋ねでございますが、今回の法案では、障害者福祉につきまして、御案内のように、現行の措置制度を改めまして、利用者と事業者との対等な関係を確立するとともに、権利擁護や苦情解決事業などの利用者保護の仕組みを制度化するなど、利用者全体のサービス精神を十分に盛り込んだものと考えているものでございます。

さらに、特別養護老人ホームの個室化についてのお尋ねでございますが、全室個室化することに対する国の補助は現時点ではなされておられません。平成十二年度におきましては、居室を幾つかのグループに分けるいわゆるグループケア・ユニット型として整備する場合には、全室について補助を受けて個室化するということが可能にいたしておりますが、いずれにいたしましても、お年寄りの中にはさまざまな御意見があるわけでございまして、十分にお年寄りのニーズというものを考慮しながら、今後さらに検討していきたい、このように考えております。

それから、社会福祉事業の変化などについてのお尋ねでございますが、社会福祉事業は、これまでの限られた方だけに行政が施しを与えるものから、すべての国民を対象に、利用者が事業者と対等な立場で契約を結び、サービス提供を受けるものに変わりつつあると考えておるわけでございまして、利用者保護の観点から、権利擁護や苦

情解決を制度化いたしておるような次第でございます。

次に、国及び地方の行政責任及び役割についてのお尋ねでございますが、今回の法案では、国及び地方公共団体は福祉サービスの提供体制の確保や、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策を行う責務がある旨を明らかにいたしておるわけでございます。したがって、国、地方公共団体の責任はいささかも後退するものでない、このように考えているような次第でございます。

さらに、地域福祉計画の推進についてのお尋ねでございますが、地域福祉計画は、各市町村が多様な福祉サービスが地域において最も効果的に提供されるよう策定するものであり、国としてもこれを支援して地域における社会福祉サービスの基盤を整備されるよう努めてまいりたいと思っております。

それから、障害者プランの前倒しと新しいプランの策定に関するお尋ねでございますが、厚生省といたしましては、現在、平成十四年度を目標にして障害者プランに基づいて基盤整備を進めているところであり、まずはこのプランの達成に向けて全力を挙げてまいる覚悟でございます。

最後に、目下部委員が御提案なさいました五原則でございますが、私どもの……(発言する者あり)失礼しました。六原則でございます。六原則でございますけれども、いずれにいたしましても、十分にこの法案においてこの意義というものが、目的というものは生かされているものでございまして、さらに十分にこの六原則を詳しくお聞きたいとして、その実現に向けて努力していく決意でございます。

以上でございます。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案について、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。宮澤大蔵大臣。

(宮澤大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました資金運用部資金法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

本法は、平成十年六月に成立した中央省庁等改革基本法第二十条第二号の規定に基づき財政投融資制度の改革を実施することとし、郵便貯金及び年金積立金の資金運用部への預託を廃止し、資金調達について市場原理にのっとりたものとするため、関連する三法、すなわち資金運用部資金法、資金運用部特別会計法及び資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律について、一括して所要の改正を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、郵便貯金及び年金積立金の資金運用部への預託義務を廃止するとともに、資金運用部資金を財政融資資金に改める等の措置を講ずることとしております。

第二に、資金運用部特別会計を財政融資資金特別会計に改めるとともに、同特別会計の負担において国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとする等の措置を講ずることとしております。

その他、郵便貯金資金及び簡保積立金の地方公共団体への貸し付けについて国会の議決を経ることとする等、所要の措置を講ずることとしております。

以上、資金運用部資金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 八代郵政大臣。

(宮澤大臣八代英太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(八代英太郎君) ただいま議題となりました郵便貯金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、中央省庁等改革基本法第三十二条第二項の規定に基づき、郵便貯金または郵便振替として受け入れた資金の全額を自主運用とするために必要な措置を講ずることとし、郵便貯金資金の設置及びその運用範囲、運用計画の策定等について定めるとともに、郵便振替資金の設置及びその運用範囲を定めるほか、簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲の見直しを行う等の措置を講ずることとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十三年四月一日といたしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

羽田雄一郎君。

(羽田雄一郎君登壇、拍手)

○羽田雄一郎君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま一括して議題となりました資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯

金法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

今回の財政改革案は、財投が現行制度になって以来の大改革案です。しかし、政府が提案している改革案が本当に改革となるのか、現在顕在化している弊害を解消できるのか、我々は大きな疑問を持っています。

この改革案に対する我々の懸念を端的に申し上げます。政府による巨額の資金運用が健全な市場をゆがめることではないのか、政府に三百兆円を超える資金運用を任せて大丈夫なのかということであり、中間部である資金運用部については、財政投融資の規模縮小につながるのか、特殊法人改革が進むのかということとです。少なくとも、政府が提案している法律案にはこれらの懸念に対する回答は全くありません。

特に重要なことは、特殊法人の効率化、さらには一歩踏み込んで整理統合が実現できるのかどうかです。

今さら例に挙げるまでもなく、旧国鉄債務処理や国有林野事業の清算においては莫大な負担が国民に押しつけられました。この大きな要因として、余りに肥大化した財投があったことは周知の事実です。必要以上の事業を行うばかりでなく、債務の整理さえもこの巨額の資金に依存して先送りした結果、天文学的とも言ふべき不良債権が国民に押しつけられたのです。

この二の舞を防ぐためには、特殊法人を初めとする財投機関の整理縮小が必要なのは明らかですが、既得権益に凝り固まった政府は、この最も重要な改革に手をつけようとしていません。そればかりか、みずから改革に手をつけられない無能さを棚に上げ、特殊法人の改革を市場に押しつけようというのが今回の政府案です。本来の改革の対象である財投機関を温存し、これを財投制度という抽象的な対象にすりかえたばかりか、財投債という第二の国債によって、このあいまいな改革

さえも骨抜きにしよう。やはりこの財投改革においても現政権は実質的な改革を送り出しているとか言いようがありません。これでは、二度と国民に理不尽な負担を押しつけないという最大の目標が達成できるわけはありません。

まず最初に、この最も重要な課題である財投規模の縮小、財投機関の効率化の達成について伺います。

ポイントとは、多くの識者が指摘するように、財投債の発行をどこまで許容するのか、いかに財投機関に財投機関債の発行をさせるのかであります。この点に関しては、大蔵大臣も衆議院の審議で懸念を表明され、そして最終的には、我が党議員の質問に対して法律の実施、運用に当たっての基本的な考え方を表明されました。

そこで、大蔵大臣に改めてこの財投債発行に関する基本的な考え方を確認いたします。

さらに、大臣が示された基本的な考え方でも財投機関の合理化を担保するには不十分だと考えます。より具体的な、例えば財投機関は必要資金の最低半分はみずからの発行する財投機関債によって資金調達する、あるいは財投機関本体とは信用力が切り離される資産担保証券などの積極的活用など、定量的、具体的な指針をガイドラインのような形で示される必要があると考えますが、大臣の見解をお伺いいたします。

特殊法人の合理化促進のためには、一義的には財投機関債依存の防止が不可欠です。しかし、それをさらに踏み込んで考えれば、政府の財投機関を使った政策表現のあり方そのものを見直す必要があります。大臣が示された基本的な考え方でも、財投債による融資は政策的に必要と判断される場合にのみ実施するとしていますが、この場合でも、従来のように景気対策に財投をふんだんに使い、また社会経済状況の変化を全く無視した事業を継続するという政策判断を下してしまっている、財投債の規模縮小、財投機関の効率化は実現できません。それどころか、かえって安易な審

査による財投債融資が事業の正当性を誇張し、一層の財政依存を招きかねません。この懸念を払拭するためには、特殊法人を活用した政策実現という手法そのものを見直す必要があります。

財政に責任を有する大臣として、単に財投債の発行抑制にとどまらず、さらに一歩踏み込んで財投債の活用そのものの規模縮小を要請する必要がありますが、大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

大蔵大臣に対する最後の質問は、本改革案と財政との関係です。

政府は、今年度予算において三十兆円を超える国債発行を予定していますが、これが来年度に急減する可能性は少なく、ほぼ同程度の国債発行が必要となると思われます。その上で、大蔵大臣が縮小の努力をされても一定の財投債の発行は免れ得ず、この分が国債発行額に上乗せされます。結果的に国債による資金調達規模が非常に大きくなるのが予想されます。この巨額の国債をどのようにに市場に引き受けてもらうのか、今年度において大蔵省は国債の年限多様化等の努力を行っていますが、これは基本的に長期債から中期債への転換であり、財投債への貸付原資としては余り適当とは思えません。財投債が望む長期資金の原資をどのように調達していくのか、大臣の見解をお伺いいたします。

また、財投債を発行することにより国あるいは一般政府の長期債務は見かけ上急激に膨れ上がるのが考えられます。実体上は従来と余り変わりなくとも、国の資金調達はつまるところ信用で支えられていますので、見かけの悪化はこの信用を低下させるおそれがあると考えます。財投債発行による国の信用力低下についてどのように考えておられるのか、大臣の御見解をお伺いいたします。

政府の政策を受けてこれを実施する特殊法人の事業は市場の判断になじまず、今申し上げたように、本来は政府あるいは政治がその政策の必要性

に応じて判断すべきものであります。しかし、癒着構造の中で特殊法人改革に踏み込めない現政権は市場にその改革を押しつけました。それにもかかわらず、政府は市場が判断するに十分な情報の提供を行うことを怠っています。特殊法人に関する情報公開制度もない状態で市場に判断を仰いだところで、市場はこれを拒否するでしょう。最低限、現在、証券取引法で有価証券の発行主体に義務づけている企業会計に従った財務情報の開示は必要です。さらに、特殊法人という特殊な機関の性格上、政府は特殊法人にどれくらい補助金を投入するのか、出資金はどこまで入れるのか、逆に特殊法人を政府が見放すことはいらないのかといった、まさに事業や特殊法人の命運を左右する情報を提供することが不可欠です。

財投債発行を執行する特殊法人に関しては、現在の民間企業以上に情報開示が求められているのです。今後、どのように特殊法人の情報開示を進めていくのか、総務庁長官にお伺いいたします。次に、郵便貯金等の自主運用について、郵政大臣の御見解をお伺いします。

まず最初に基本的な認識ですが、郵政大臣は郵貯の自主運用に当たって、確実、有利、公益の三原則の調和を図りながら、市場原理のもとで競争を進める金融ビッグバンに即した運用を行うとしています。

正直申し上げて、これでは何を言っているのかさっぱりわかりません。確実、有利、公益は、資金運用に当たってはそれぞれ矛盾する言葉であります。その上に、金融ビッグバンという言葉が重なってしまつと、一体どのような運用を行うのかさっぱりわかりません。このような言葉を使うことと自体が市場経済を理解しておらず、この市場経済を理解していない主体、すなわち質が問がこの巨額資金の運用を行うことと自体が不自然であり危険なのではないでしょうか。

改めて、自主運用に対する大臣の姿勢を伺うとともに、さきに大蔵大臣が示されたと同様に、郵

貯自主運用においてもその考え方を具体的に示す必要があると考えますが、これに対する大臣の見解をお伺いいたします。

次に、市場との関係について伺います。冒頭申し上げましたように、世界有数の金融市場を有する我が国にあっても、郵貯は余りにも大きな存在感があります。将来的に三百兆円を超える可能性のある資金規模は、その運用いかんによっては、円相場を揺るがし、株価を左右することもあり得ます。

このような事態を避けるためには、市場との対話が不可欠だと考えます。いかに市場にその運用姿勢を示すのか、市場の理解を得ていくのか、その具体的な方策をどのように考えておられるのか、郵政大臣にお伺いいたします。

また、先般、米国株価の急落を受けて我が国株式市場が動揺した際に、またしても与党幹部から郵貯資金等を使いたいいわゆるP K Oが提案されました。これは、我が国の株式市場の健全性を損なうばかりでなく、安全、確実を旨とする郵便貯金の運用としても全く許されるものではありません。各界から再三P K Oの問題点を指摘されているにもかかわらず、懲りもせず提唱する与党幹部にはあきれざるばかりです。本当に自由経済を標榜する政党的幹部かと疑いたくなります。

郵政大臣におかれましては、このようなことはないと思いますが、ここで改めて国民、そして海外に対して、将来的にも、すなわち自主運用となつても株価維持のためのP K Oは行わないと宣言をしていただきたいと思います。

最後に、経過措置について郵政大臣にお伺いいたします。

大蔵省は昨年末に平成十三年以降七年度に於ける経過措置を発表しました。それによりまずと、郵便貯金は、資金運用部の既貸し付けを継続するために必要な財投債の引き受け、市中発行財投債を年金資金とともににおおむね二分の一程度引き受けることとなっています。

これを素直に受けとめると、少なくとも当初七年度において郵貯資金はかなりの部分が財投債引き受けに回ることになると考えられますが、実際に郵貯が本来の意味での自主運用を行う規模はどの程度になることが予想されるのか、また、このように財投債引き受けに手足を縛られた状態で本当に郵政大臣のおっしゃる商品提供から資金運用まで一貫した経営を行うことが可能となるのかどうか、大臣の認識をお伺いいたします。

あわせて、この経過措置は七年限りのものなのか、再度延長される可能性があるのかどうかについても伺います。

以上に申し上げてきましたような懸念、疑問について、現在提案されている政府案は何ら回答となっておりません。本院での審議を通じて、この問題点について政府が明確な答弁を行われることを期待して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、この法案の衆議院の委員会の御審議に際しまして、財投債の資金調達に際して法律だけでは不十分であるので、どのような方針で行うのかということについて述べようという、そういうお尋ねがございました。ただいまも、また本院に対してもそれについて説明をせよということでございます。

私が御説明申し上げまして、これから運用に当たつての基本的な考え方といたしたいと思ひますのは、第一、特殊法人等につきましては、まずその所要資金を財投債発行によって自己調達する、そのために最大限の努力をせよということでございます。

万一、このような努力で資金需要を十分に満たすことができない場合にも、その業務がそもそも民業補完のために必要なものなのか、また将来の国民負担を推計した政策コストはどうなのか、償還の確実性等々を精査して、当該法人の業務をゼロベースから見直しを行いました上で、本当に政策的に必要と判断される場合にのみ財投債によつ

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
章第六條の改正の受諾について承認を求めるの件外二件 地方分権推進法の一部を改正する法律案

国際原子力機関憲章

一〇

運用計画の策定に当たりましては、市場に与える影響を勘案するとともに、この計画の中で各運用資産の市場規模に配慮した運用を行うこと、長期・安定的な運用手法をとること等の考え方を示すことといたしております。さらに、郵貯資金の運用実績につきましては、ディスクロージャーを充実することといたしております。これらによりまして、郵貯資金の運用のあり方について市場及び国民に御理解をいただき、市場の混乱を生じないようにすることができると考えておるわけでございます。

次に、株価維持のためのいわゆるP.K.O.についてのお尋ねでございますが、郵貯、簡保の資金はそれぞれ事業の健全経営の確保を目的として運用されるものでございまして、市場における株価維持を目的として資金の運用を行うことは考えられないものでございまして、したがって、御懸念はないと思っております。

最後に、財政投融資改革に伴う経過措置等についてのお尋ねでございますけれども、まず、平成十三年度以降の郵貯資金の自主運用額は、これまでの金融自由化対策資金の残高に償還を迎える資金運用部預託金の額及び郵便貯金の増減額を加えたものとなります。具体的には、今後の金利動向や預金者のニーズ等によりまして変動するものでございまして、平成十三年度末では約七十八兆円程度になるものと想定いたしております。その後、毎年増加していくものと見込んでおるところでございます。

この自主運用額の中から、経過措置といたしまして財投債の引き受けを行いますけれども、その引受額につきましては、今後市場の情勢あるいは郵貯資金や財政投融資の事情等を踏まえまして、毎年調整をいたしまして決定することとしております。現時点での具体的な予測は困難でございます。

また、経過措置による財投債の引き受けにつきましても、引き受け財投債の発行条件は市場で発

行されるものと同一であることから、事業経営上問題を生ずることはないものと考えております。さらに、経過措置の期限につきまして、七年間のものといたしまして、その間も新規財投債の引き受けの割合は減少していくものと考えております。なお、七年経過後は、その時点での状況の変化を踏まえつつ、必要があれば検討されることになると考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣(統制)羽田登壇、拍手〕

○国務大臣(統制) 羽田議員にお答えいたします。私に対しては、特殊法人の情報公開についての御質問がございました。

特殊法人につきましては、これまで財務諸表等の公表や、そのための関係法令の改正などの改善措置を講じてまいりました。ディスクロージャーの推進は当然でございます。

さらに、行政機関情報公開法において、同法施行後の二年を目途に法制上の措置を講ずるものとされていることは御承知のとおりでございます。これを受けて、昨年七月に設置いたしました特殊法人情報公開検討委員会において、特殊法人の情報公開制度その他これに関連する制度について、本年七月ごろに報告をまとめるべく検討が精力的に進められているところでございます。この報告が出された後は、法案の立案作業に速やかに取り組んでまいります。

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。以上です。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 国際原子力機関憲章第六條の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第二 国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件
日程第三 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議定書第三十八表(日本国の議定書の修正及び訂正に関する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件)
(いずれも衆議院送付)
以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交・防衛委員長矢野哲朗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○矢野哲朗君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国際原子力機関憲章第六條の改正は、同機関の理事会において、加盟国が公平に代表されることを確保するため、理事国の数を増加するとともに、その地理的配分を変更することを目的とするものであります。

次に、国際移住機関憲章の改正は、同機関が難民の輸送等のサービスを一層効果的に提供できるようにするため、機関の組織を強化し、機関における意思決定方式を簡素化することを目的とするものであります。

最後に、日本国の議定書の修正に関する確認書は、W.T.O協定に含まれる我が国の議定書に修正及び訂正を認めるものであります。

委員会におきましては、N.P.T再検討会議の現状と我が国の立場、IAEA理事会の構成を見直す背景、国際移住機関と国連難民高等弁務官事務所との役割の違い、米関税化のための議定書修正の見直し等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、条約三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 二百二十九
反対 〇
よつて、三件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 地方分権推進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。行政改革・税制等に関する特別委員長陣内孝雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

つ計画的に推進するため、地方分権推進委員会の設置等を定めた地方分権推進法の有効期間を一年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、延長期間を一年間とした理由、地方への税財源の移譲の取り組み、事務権限の一層の移譲の必要性、国庫補助負担金の整理合理化、法定受託事務の見直し等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百三十
反対 〇
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長立木洋君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔立木洋君登壇、拍手〕

○立木洋君 ただいま議題となりました法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る四月二十四日に当委員会に付託され、その内容は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖縄振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を追加するとともに、設備資金以外の非設備事業資金等にも資金供給ができるよう対象資金の範囲を拡大することとし、あわせて、沖縄振興開発金融公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化し、資金の安定的な確保を図るため、沖縄振興開発金融公庫債券を発行することができるとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本改正案と今回の財政投融資改革との関係、沖縄公庫の財務の健全性の確保と債権のリスク管理、政策金融の政策評価等と公庫のディスクロージャー、公庫の業務運営における中小企業や環境への配慮等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

五月十日に質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百三十
反対 〇
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(須藤良太郎君外三名発議)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教・科学委員長佐藤泰三君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔佐藤泰三君登壇、拍手〕

○佐藤泰三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、須藤良太郎君外三名の発議に係るものであります。国民の祝日として昭和の日を加え、昭和の日を四月二十九日とするともに、みどりの日を五月四日とすること、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とすること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、昭和の時代に対する認識、昭和の日を四月二十九日とする理由、昭和の日を設けるに当たっての世論の把握等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より反対、自由民主党・保守党及び公明党・改革クラブを代表して岩瀬理事より賛成、社会民主党・護国連合を代表して日下部理事より反対の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 百三十七
反対 九十三
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第七 行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長小川勝也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小川勝也君登壇、拍手〕

○小川勝也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 港灣労働法の一部を改正する法律案 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

二一

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新たな府省の編成にあわせて、総定員法を改正することを規定した中央省庁等改革基本法の趣旨を踏まえ、総定員法で定める行政機関の職員の数に、新たな最高限度を設定しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の総定員法改正の意義、公務員の定員削減方針と国立大学の独立行政法人化との関係、職業安定所における定員配置の実態、行政改革における定員削減の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して阿部委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百三十三

反対

二十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長成瀬守重君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔成瀬守重君登壇、拍手〕

○成瀬守重君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公正かつ自由な競争を一層促進するため、自然独占規定の廃止、不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差しとめ請求制度の導入等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、差しとめ請求制度の実効性の確保、不当廉売行為への対応、公正取引委員会の組織・機能の充実強化等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百三十二
反対 〇
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第九 港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働・社会政策委員長吉岡吉典君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉岡吉典君登壇、拍手〕

○吉岡吉典君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、港灣における輸送革新の著しい進展、港灣運送事業の効率化等に対応して、港灣運送に必要な労働力の確保及び港灣労働者の雇用の安定等を図るため、港灣労働者派遣制度の創設による港灣労働者の就業機会の確保等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、港灣労働者雇用安定センターの派遣業務廃止に伴う雇用対策、港灣労働者派遣制度における派遣料金等の基準設定のあり方、本法適用港灣拡大の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田委員より反対の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百三十三

反対

三十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一〇 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土・環境委員長石渡清元君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石渡清元君登壇、拍手〕

○石渡清元君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、国土・環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の実情に応じた合理的な都市計画制限を行うため、市街化区域及び市街化調整区域の区分を原則として都道府県が選択できるこ

とし、用途地域が定められていない区域における特定用途制限地域制度の創設、建築物の未利用容積の活用のための特例容積率適用区域制度の創設、都市計画決定手続の透明化及び開発許可の基準の見直しを行うとともに、都市計画区域外における土地利用規制のための準都市計画区域制度の創設及び開発許可制度の導入を行う等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、参考人より意見聴取を行うとともに、法律案提出の背景、都市計画の弾力的かつ臨機応変な変更の必要性、女性、障害者、高齢者に優しい町づくり、各種法律による複雑な土地利用規制の整理・一元化、環境や景観の保全を指向した都市計画、歴史的・文化的建築物の保存、大規模店舗の立地規制及び中心市街地の活性化と都市計画との関連等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。投票総数 二百三十二

賛成 二百九
反対 二十三
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案

日程第二 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長風間昶君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔風間昶君登壇、拍手〕

○風間昶君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案は、刑事手続において、犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、性犯罪の告訴期間の撤廃、証人尋問手続における証人の負担軽減のための手続及び被害者等による公判期日における意見陳述の制度の導入等を行うおとすものであります。

次に、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案は、犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を定めるとともに、犯罪被害者等による公判記録の閲覧、謄写を可能とする制度の導入等を行うおとすものであります。

委員会におきましては、両法律案に江田五月君外二名発議に係る犯罪被害者基本法案を加え、一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、犯罪被害者の総合的支援のための基本法制

定の必要性、被害者の刑事手続上の地位、被害者の保護と加害者の人権保障との関係、捜査機関に対する人権配慮のための研修、訓練等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。投票総数 二百三十二

賛成 二百三十二
反対 〇
よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。交通・情報通信委員長齋藤勲君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(齋藤勲君) ただいま議題となりました法律案につきまして、交通・情報通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

〔齋藤勲君登壇、拍手〕

○齋藤勲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、交通・情報通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、指定電気通信設備に係る接続料の原価算定方法として電気通信設備の接続によって増加する費用を客観的に評価する方法を導入することにより、当該接続料の低廉化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、長期増分費用方式導入による東・西NTTの経営への影響、NTT接続料をめぐる日米規制緩和対話に向けた取り組み、接続料引き下げによる利用者料金引き下げの可能性、ユニバーサルサービスの確保、政府保有NTT株売却益の使途のあり方等について八代郵政大臣及び参考人等に対し質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。投票総数 二百三十八

賛成 二百三十八

反対 二二一

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。
午後零時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員
高橋紀世子君 山本 保君
加藤修一君 中島 啓雄君
岩本 莊太君 益田 洋介君
海野 義孝君 森山 裕君
森田 次夫君 水野 誠一君
魚住裕一郎君 沢 たまき君
渡辺 孝男君 末広まき君
高橋 令則君 戸田 邦司君
高野 博師君 松 あきら君
大森 礼子君 福本 潤一君
鶴保 廣介君 長谷川道郎君
堂本 曉子君 平野 貞夫君
弘友 和夫君 但馬 久美君
山下 栄一君 荒木 清寛君
入澤 肇君 服部三男雄君
松岡満壽男君 田村 秀昭君
日笠 勝之君 風間 昶君
木庭健太郎君 森本 晃司君
月原 茂昭君 泉 信也君
田名部匡省君 渡辺 秀央君
統 訓弘君 浜田敏子君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
星野 明市君 扇 千景君
世耕 弘成君 脇 雅史君
山下 善彦君 山内 俊夫君

依田 智治君 森下 博之君
日出 英輔君 仲道 俊哉君
中川 義雄君 齊藤 滋吉君
佐藤 昭郎君 国井 正幸君
水島 裕君 岩瀬 良三君
山崎 力君 市川 一朗君
常田 享詳君 畑 恵君
鈴木 正孝君 田浦 直君
保坂 三蔵君 岩永 浩美君
阿部 公平君 三浦 一水君
矢野 哲朗君 河本 英典君
山崎 正昭君 加藤 紀文君
太田 豊秋君 南野知恵子君
釜本 邦茂君 狩野 安君
上野 公成君 松谷蒼一郎君
佐藤 泰三君 久世 公義君
須藤良太郎君 西田 吉宏君
鴻池 祥肇君 松田 岩夫君
田中 直紀君 中曾根弘文君
陣内 孝雄君 青木 幹雄君
清水嘉子君 吉川 芳男君
野沢 太三君 鈴木 政二君
岡野 裕君 林 芳正君
金田 勝年君 長峯 基君
山本 一太君 久野 恒一君
岸 宏一君 木村 仁君
亀井 郁夫君 加納 時男君
景山俊太郎君 大野つや子君
阿南 一成君 有馬 朗人君
岩城 光英君 溝手 顕正君
龜谷 博昭君 北岡 秀二君
橋本 聖子君 中原 爽君
中島 眞人君 谷川 秀善君
野間 勉君 吉村剛太郎君
松村 龍二君 小山 孝雄君
岩井 國臣君 海老原義彦君
武見 敬三君 片山虎之助君
尾辻 秀久君 鹿熊 安正君

大島 慶久君 成瀬 守重君
鎌田 要人君 石渡 清元君
若林 正俊君 村上 正邦君
倉田 寛之君 竹山 裕君
真鍋 賢二君 上杉 光弘君
井上 裕君 岩崎 純三君
中村 敦夫君 浅尾慶一郎君
木俣 佳文君 櫻井 充君
福山 哲郎君 佐藤 雄平君
郡司 彰君 谷林 正昭君
小宮山洋子君 藤井 俊男君
小川 敏夫君 本田 良一君
高嶋 良充君 小川 勝也君
松崎 俊久君 平田 健二君
齋藤 勤君 和田 洋子君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
前川 忠夫君 江本 孟紀君
小山 峰男君 石田 美栄君
直嶋 正行君 堀 利和君
円より子君 峰崎 直樹君
今井 澄君 岡崎トミ子君
川橋 幸子君 佐藤 泰介君
築瀬 進君 興石 東君
今泉 昭君 笹野 貞子君
足立 良平君 山下八洲夫君
千葉 景子君 北澤 俊美君
江田 五月君 本岡 昭次君
角田 義一君 吉田 昭之君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
竹村 泰子君 小池 晃君
西川きよし君 福島 瑞穂君
宮本 岳志君 島袋 宗康君
海野 徹君 小泉 親司君
畑野 君枝君 菅川 健二君
照屋 寛徳君 八田ひろ子君
石井 一二君 大脇 雅子君
富樫 練三君 小林 元君
三重野栄子君 佐藤 道夫君

國務大臣

井上 美代君 阿部 幸代君
須藤美也子君 清水 澄子君
長谷川 清君 柳田 稔君
岩佐 惠美君 林 紀子君
西山登紀子君 緒方 靖夫君
旦下部徳代子君 谷本 健司君
広中和歌子君 勝木 健司君
池田 幹幸君 笠井 亮君
吉川 春子君 山下 芳生君
久保 巨君 大淵 絹子君
市田 忠義君 吉岡 吉典君
橋本 敦君 筆坂 秀世君
梶原 敬義君 山本 正和君

國務大臣

法務大臣 白井日出男君
外務大臣 河野 洋平君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
厚生大臣 丹羽 雄哉君
郵政大臣 八代 英太君
労働大臣 牧野 隆守君
建設大臣 中山 正暉君

國務大臣

内閣官房長官 青木 幹雄君
官(沖繩開発庁長官) 統 訓弘君
官(総務庁長官) 林 芳正君
大蔵政務次官 大野由利子君
厚生政務次官 前田 正君
郵政政務次官

政務次官

大蔵政務次官 林 芳正君
厚生政務次官 大野由利子君
郵政政務次官 前田 正君

議長の報告事項

一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

石井 道子君 補欠 中曾根弘文君

法務委員 廣中和歌子君 江本 孟紀君 補欠 林 紀子君 地方行政・警察委員 青木 幹雄君 中曾根弘文君 奥石 東君 照屋 寛徳君 補欠 坂野 重信君 石井 道子君 葦科 満治君 菅野 壽君 外交・防衛委員 補欠 藤井 俊男君 戸田 邦司君 財政・金融委員 林 芳正君 笠井 亮君 三重野栄子君 補欠 龜井 郁夫君 筆坂 秀世君 洲上 貞雄君 文教・科学委員 龜井 郁夫君 江本 孟紀君 松崎 俊久君 林 紀子君 菅野 壽君 補欠 林 芳正君 廣中和歌子君 小宮山洋子君 橋本 敦君 照屋 寛徳君 国民福祉委員 小宮山洋子君 松崎 俊久君 補欠 浅尾慶一郎君 農林水産委員 藤井 俊男君 補欠 奥石 東君 経済・産業委員 葦科 満治君 補欠 奥石 東君 交通・情報通信委員 筆坂 秀世君 洲上 貞雄君 補欠 笠井 亮君 三重野栄子君	国土・環境委員 戸田 邦司君 田村 秀昭君 補欠 青木 幹雄君 国家基本政策委員 葦科 満治君 竹村 泰子君 補欠 葦科 満治君 予算委員 竹村 泰子君 補欠 葦科 満治君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖繩及び北方問題に関する特別委員 補欠 仲道 俊哉君 金融問題及び経済活性化に関する特別委員 補欠 須藤美也子君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案(環境委員長提出)(衆第二四号) 社会資本整備基本法案(菅直人君外三名提出)(衆第二五号) 国会法の一部を改正する法律案(菅直人君外三名提出)(衆第二六号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を交通・情報通信委員会に付託した。 道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四八号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱ひに関する法律案 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案 同日委員長から次の報告書が提出された。 地方分権推進法の一部を改正する法律案(閣法第九三三号)審査報告書	沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第二二八号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 憲法第二〇条第一項における「政治上の権力」に関する質問主意書(小川敏夫君提出)(第二九号) 戸籍の続柄欄の記載に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第三〇号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱ひに関する法律 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 補欠 長谷川道郎君 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を交通・情報通信委員会に付託した。 道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四八号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱ひに関する法律案 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案 同日委員長から次の報告書が提出された。 地方分権推進法の一部を改正する法律案(閣法第九三三号)審査報告書	財政・金融委員 戸田 邦司君 田村 秀昭君 補欠 小宮山洋子君 江田 五月君 笠井 亮君 三重野栄子君 文教・科学委員 長谷川道郎君 林 芳正君 小宮山洋子君 廣中和歌子君 福本 潤一君 橋本 敦君 照屋 寛徳君 補欠 國井 正幸君 佐々木知子君 長谷川道郎君 労働・社会政策委員 清水嘉子君 補欠 森山 裕君 農林水産委員 佐藤 昭郎君 浅尾慶一郎君 補欠 林 芳正君 藤井 俊男君 経済・産業委員 浅尾慶一郎君 補欠 加藤 紀文君 葦科 満治君 福本 潤一君 交通・情報通信委員 加藤 紀文君 笠井 亮君 三重野栄子君 田村 秀昭君 補欠 井上 吉夫君 筆坂 秀世君 洲上 貞雄君 戸田 邦司君
--	--	--	---

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号

議長の報告事項 國際原子力機関憲章第六條の改正の受諾について承認を求めるの件

国土・環境委員

補欠

青木 幹雄君
久野 恒一君
（国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの）

國家基本政策委員

補欠

奥村 展三君
松岡満壽男君
竹村 泰子君
藁科 満治君

予算委員

補欠

久野 恒一君
青木 幹雄君
藁科 満治君
竹村 泰子君

決算委員

補欠

佐々木知子君
中曾根弘文君
森山 裕君
清水嘉子君

議院運営委員

補欠

山田 裕君
清水嘉子君
海野 徹君
谷林 正昭君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

國際問題に関する調査会委員

補欠

海野 徹君
谷林 正昭君
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

事務委員会

補欠

理事 廣中和歌子君（廣中和歌子君の補欠）

交通・情報通信委員会

理事 三重野栄子君（湖上貞雄君の補欠）
国土・環境委員会
理事 岡崎トミ子君（福山哲郎君の補欠）

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

同日衆議院から次の議案が提出された。

旨の通知書を受領した。

就業が認められるための最低年齢に関する条約（第百二十八号）の締結について承認を求めるの件

社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

同日衆議院議長から、国会において承認すること

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

国際原子力機関憲章第六條の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十二年四月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

国際原子力機関憲章第六條の改正の受諾について承認を求めるの件

国際原子力機関憲章第六條の改正の受諾について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際原子力機関憲章第六條の改正

国際原子力機関憲章第六條を次のように改正する。

I Aを次のように改める。

A 理事会は、次のとおり構成される。

1 任期の終了する理事会は、理事国として、原子力に関する技術(原料物質の生産を含む)の最も進歩した十八の加盟国を指定する。この指定に当たつて、次の各地域に配分される議席の数は、当該各地域について次に定めるところとする。

北アメリカ 二

ラテン・アメリカ 二

西ヨーロッパ 四

東ヨーロッパ 二

アフリカ 二

中東及び南アジア 二

東南アジア及び太平洋 一

極東 三

2 総会は、理事国として、

(a) A1に掲げる地域の加盟国が理事会全体として公平に代表されるように妥当な

考慮を払つた上で、ラテン・アメリカ地域の四人の代表者、西ヨーロッパ地域の四人の代表者、東ヨーロッパ地域の三人の代表者、アフリカ地域の五人の代表者、中東及び南アジア地域の三人の代表者、東南アジア及び太平洋地域の二人の代表者並びに極東地域の一人の代表者が理事会においてこの部類に常に含まれるように、二十二の加盟国を選出する。

(b) 次の地域の加盟国の中から、更に二の加盟国を選出する。

西ヨーロッパ

東ヨーロッパ

中東及び南アジア

(c) 次の地域の加盟国のうちから、更に一の加盟国を選出する。

ラテン・アメリカ

東ヨーロッパ

中東及び南アジア

Jの次に次のKを加える。

東ヨーロッパ

K 千九百九十九年十月一日に総会が承認したAの規定は、第十八條Cに定める要件が満たされ、かつ、各加盟国をA1に掲げる地域のいずれかに割り当てる機関のすべての加盟国の表を理事会が採択し、総会がこれを確認した時に効力を生ずる。この場合における理事会及び総会の議決は、それぞれ、出席しかつ投票する理事国又は加盟国の十分の九以上の多数によることとする。理事会は、その後において、総会の確認を得ることを条件として、この表を変更することができる。この場合における理事会及び総会の議決は、それぞれ、出席しかつ投票する理事国又は加盟国の十分の九以上の多数によることとし、かつ、この表の変更が影響を与える地域内で当該変更についての合意が得られた後においてのみ行うことができるものとする。

審査報告書

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年五月十一日

外交・防衛委員長 矢野 哲朗

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、国際移住機関の組織を強化し及び同機関における意思決定方式を簡素化することを目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、難民等の問題に関する国際協力に貢献することの観点から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十二年四月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件

国際移住機関憲章の改正の受諾について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際移住機関憲章の改正

国際移住機関憲章の一部を次のように改正する。

第二条(a)中「第三十四條」を「第二十九條」に、「第三十五條」を「第三十條」に改め、同条(b)を次のように改める。

(b) (a)に規定する国以外の国であつて、人の移動の自由の原則に関心を示し、かつ、少なくとも機関の管理上の経費に係る分担金その率は、理事会及び当該国が合意する。の支払を約束するもの。ただし、理事会の三分の二以上の多数による議決があること及び当該国によりその憲法上の手続に従つてこの憲章が受諾されることを条件とする。

第四条1を次のように改める。

1 機関に対する分担金の支払が延滞している加盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年間に当該加盟国から支払われるべきであった分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、投票権を失う。この場合において、投票権の喪失は、当該加盟国が投票権を失う程度の額まで支払を延滞していることにつき理事会が通報を受けた後一年で、当該加盟国が投票権を失う程度の額の支払を依然として延滞している場合に限り、効力を生ずる。ただし、理事会は、支払の不履行が当該加盟国にとってやむを得ない事情によるものであると認める場合には、単純多数による議決で当該加盟国の投票権を維持し又は回復することができる。

第五条中(b)を削り、(c)を(b)とする。

第六条(a)及び(b)を次のように改める。

(a) 機関の政策、計画及び活動を決定し、検討し及び審査すること。

(b) 補助機関の報告を審査し並びにその活動を承認し及び監督すること。

第九条2中(b)を削り、(c)を(b)とする。

第十条中「小委員会」を「補助機関」に改める。

第五章を削る。

第六章中第十七條を第十二條とする。

第十八條1を次のように改める。

1 事務局長及び事務次長は、理事会の三分の二以上の多数による議決で選挙されるものとし、

付表ⅠC 指定を受けた医薬の有効成分(二回目の見直しによる追加)

号	品 名
二八四四・四〇	イオカンリド酸 ⁽¹²⁾
二八四四・四〇	イオフルパン ⁽¹²⁾
二八四四・四〇	イオメトパン ⁽¹²⁾
二八四四・四〇	メスピベロン ⁽¹¹⁾
二八四四・四〇	レキシドロナムサマリウム ^{(13)Sm}
二八四四・四〇	ノフェツモマブメルベンタンテクネチウム ^{(99m)Tc}
二八四四・四〇	ピンツモマブテクネチウム ^{(99m)Tc}
二八四四・四〇	アブシチドテクネチウム ^{(99m)Tc}
二九〇六・一九	パリカルシトール
二九〇六・一九	セオカルシトール
二九一四・四〇	ガナキソロン
二九一八・三〇	ベルビプロフェン
二九二二・一九	ルメファントリン
二九二二・一九	ミプロキシフェン
二九二二・四九	テミベリン
二九二二・四九	ブレガバリン
二九二二・五〇	エルダシミブ
二九二二・五〇	レボサルブタモール
二九二二・五〇	メルアドリン
二九四一・一〇	よう化オプラトニウム
二九四一・一〇	シナプルチド
二九四一・二二	ドロキシシナビル
二九四一・二九	アゴメラチン
二九四一・二九	デクロプラミド
二九四一・二九	ラシナビル
二九四一・二九	ナテグリニド
二九四一・二九	ネパフェナク
二九四一・二九	ベキシガナン
二九四一・二九	レチガビン
二九四一・二九	リバスチグミン
二九四一・二九	エリナフィド

二九二五・一九	ミナルレスタット
二九二五・二〇	モキシシルバント
二九二五・二〇	タルギニン
二九二五・二〇	トレスベリムス
二九二五・二〇	キセミロワイバン
二九二六・九〇	アクレオザスト
二九二八・〇〇	フィラミナスト
二九二八・〇〇	ウペナジム
二九三〇・九〇	カリボリド
二九三〇・九〇	フドステイン
二九三〇・九〇	フルベストラント
二九三〇・九〇	オラジボン
二九三二・一九	フロミン
二九三二・二九	エブレノン
二九三二・九九	アルムルチド
二九三二・九九	ファシドトリル
二九三二・九九	ロバルソタン
二九三三・一九	シゾリルチン
二九三三・二九	アビブタジル
二九三三・二九	カラフィバン
二九三三・二九	ネボカスタット
二九三三・三九	アピラテロン
二九三三・三九	アリナスチン
二九三三・三九	ベボタスチン
二九三三・三九	ビリコダル
二九三三・三九	ブラソフェンシン
二九三三・三九	セリバスタチン
二九三三・三九	クレビジピン
二九三三・三九	ダルコチジン
二九三三・三九	ドネベジル
二九三三・三九	フェキソフェナジン
二九三三・三九	ホラサルタン
二九三三・三九	ラネピタント
二九三三・三九	リネタスチン
二九三三・三九	リレキサプリド
二九三三・三九	ロトラファイバン
二九三三・三九	ミラカイニド
二九三三・三九	ミラメリン

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

二〇

二九三・三九	ベシル酸ノルピタンチウム
二九三・三九	オサネタン
二九三・三九	ベリホシン
二九三・三九	ビブチジン
二九三・三九	臭化ラパクロニウム
二九三・三九	レバトロパート
二九三・三九	ロフルミラスト
二九三・三九	ルパタジン
二九三・三九	サブコメリン
二九三・三九	サレズタン
二九三・三九	シブラファイバン
二九三・三九	シルベリソン
二九三・三九	テルボグレル
二九三・三九	チコルバン
二九三・三九	キサリプロデン
二九三・四〇	エラクリダル
二九三・四〇	モキシフロキサシン
二九三・四〇	ネルファイナビル
二九三・四〇	パリナビル
二九三・四〇	キロスチグミン
二九三・四〇	シタフロキサシン
二九三・五九	アバカビル
二九三・五九	アチゾラム
二九三・五九	ベラペリドン
二九三・五九	ブロナンセリン
二九三・五九	エニルウラシル
二九三・五九	ファンドフロキサシン
二九三・五九	フリバンセリン
二九三・五九	ガチフロキサシン
二九三・五九	インジナビル
二九三・五九	インジセトロン
二九三・五九	レボセチリジン
二九三・五九	ニフェカラン
二九三・五九	ノラトレキセド
二九三・五九	オパニキシル
二九三・五九	ベルデシン
二九三・五九	ペメトレキセド
二九三・五九	シパトリギン

二九三・五九	スネビトロン
二九三・五九	タルチレリン
二九三・五九	バルガンシクロビル
二九三・五九	バタニジピン
二九三・七九	アリビブラゾール
二九三・七九	ズタステリド
二九三・七九	エムブサルタン
二九三・七九	ファベセトロン
二九三・七九	ファソラセタム
二九三・七九	グラスビモド
二九三・七九	イバブラジン
二九三・七九	レフラダファイバン
二九三・七九	オルボファイバン
二九三・七九	パゴクロン
二九三・七九	パロノセトロン
二九三・九〇	アラトロフロキサシン
二九三・九〇	アシマドリン
二九三・九〇	アチプリモド
二九三・九〇	バマキマスト
二九三・九〇	セルゴシビル
二九三・九〇	セマドチン
二九三・九〇	ダピタント
二九三・九〇	デルチパント
二九三・九〇	エセノフロキサシン
二九三・九〇	エレトリブタン
二九三・九〇	フロバトリブタン
二九三・九〇	ガベスチネル
二九三・九〇	ラガチド
二九三・九〇	リコステネル
二九三・九〇	メラガトラン
二九三・九〇	ミノドロン酸
二九三・九〇	ミチグリニド
二九三・九〇	ミボプリン
二九三・九〇	ネパブラゾール
二九三・九〇	オベラジロール
二九三・九〇	プラナゼピド
二九三・九〇	ブマブラゾール
二九三・九〇	リザトリブタン

二九三三・九〇	タルビラリン
二九三三・九〇	タソネルミン
二九三三・九〇	チビラピン
二九三四・一〇	アセリビド
二九三四・一〇	ホロバフアント
二九三四・一〇	リンチトリプト
二九三四・一〇	リトナビル
二九三四・一〇	ロシグリタゾン
二九三四・三〇	アバドリン
二九三四・九〇	アムリンチド
二九三四・九〇	アトリプロフェン
二九三四・九〇	アトレロイトン
二九三四・九〇	ベロキセピン
二九三四・九〇	ビバプシチド
二九三四・九〇	セビメリン
二九三四・九〇	クレブジン
二九三四・九〇	ダベロチン
二九三四・九〇	デキセフアロキサン
二九三四・九〇	エファビレンズ
二九三四・九〇	エンサクリン
二九三四・九〇	エベレゾリド
二九三四・九〇	エプチファイバチド
二九三四・九〇	フィダレストアット
二九三四・九〇	ホミビルセン
二九三四・九〇	ガシクリジン
二九三四・九〇	イコベジル
二九三四・九〇	イスラパフアント
二九三四・九〇	ランジオロール
二九三四・九〇	レドキシントロン
二九三四・九〇	リネゾリド
二九三四・九〇	ロデノシン
二九三四・九〇	マゾカリム
二九三四・九〇	ミルファサルタン
二九三四・九〇	ネルザラビン
二九三四・九〇	ネバズタント
二九三四・九〇	オマバトリラト
二九三四・九〇	オミロキセチン
二九三四・九〇	ブレコナリル

二九三四・九〇	プラムリンチド
二九三四・九〇	ブルカロプリド
二九三四・九〇	クエチアピン
二九三四・九〇	ラルチトレキセド
二九三四・九〇	ラネル酸
二九三四・九〇	リファラジル
二九三四・九〇	ロキシフィバン
二九三四・九〇	スコピナスト
二九三四・九〇	シニトロジル
二九三四・九〇	ソレトリド
二九三四・九〇	タゾメリン
二九三四・九〇	テモカプリラト
二九三四・九〇	テレルスチグミン
二九三四・九〇	チルノプロフェンアルバメル
二九三四・九〇	トラフェルミン
二九三四・九〇	トレコビルセン
二九三四・九〇	ベダクリジン
二九三四・九〇	ジコノチド
二九三四・九〇	ゾルミトリブタン
二九三四・九〇	アルモトリブタン
二九三四・九〇	アビトリブタン
二九三四・九〇	ブリンゾールアミド
二九三四・九〇	デキスソタロール
二九三四・九〇	ドロネダロン
二九三四・九〇	イブタモレン
二九三四・九〇	メテシンド
二九三四・九〇	オスチジン
二九三四・九〇	サムパトリラト
二九三四・九〇	シルデナフィル
二九三四・九〇	シベレストアット
二九三四・九〇	パマクエシド
二九三四・九〇	グルホスファミド
二九三四・九〇	パミテプラーゼ
二九三四・九〇	ウロキナーゼアルファ
二九三四・九〇	ペグムシルジン
二九三四・九〇	コレセベラム
二九三四・九〇	セベラマー
二九三四・九〇	ダナパロイドナトリウム

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号

千九百九十四年の關稅及び貿易に關する一般協定の讓許表第三十八表(日本國の讓許表)の修正及び訂正に關する千九百九十九年十二月二十日に作成された確證書の締結について承認を求めるの件

二二

付表ⅡBの次に次の一表を加える。

付表ⅡC

INNを有する有効成分の塩、エステル又は水和物を表すための接頭語及び接尾語(二回目の見直しによる追加)

ベンゾアート
ジフマラート
ジブボキシル
モノベンゾアート
テトライソプロピル
付表ⅣBの次に次の一表を加える。

付表ⅣC

完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品(二回目の見直しによる追加)

号	品 名
二八四四・四〇	一(四)二(ジメチルアミノエトキシ)ヒ(フェニル)一・二(ジフェニル)ブタン一・オール
二九〇三・五九	ブロモメチルシクロプロパン
二九〇四・九〇	一ニトロ一四(一・二・二・二)テトラクロロエチルベンゼン
二九〇五・二二	三・七・十一トリメチルデカ一・六・十トリエン一三・オール
二九〇五・二二	(六E・十E・十四E)一三・七・十一・十五テトラメチルヘキサデカ一・六・十・十四テトラエン一三・オール
二九〇五・二九	(S)一ブト一三・イン一・オール
二九〇五・四九	(R・三R)一・四・ビス(メシルオキシ)ブタン一・三・ジオール
二九〇五・五〇	四・四・五・五・ペンタフルオロペンタン一・オール
二九〇五・五〇	(R)一三・クロロプロパン一・二・ジオール
二九〇七・一九	五・八・ジヒドロ一・ナフトール
二九〇九・三〇	二・クロロエチル 四ニトロフェニル エーテル
二九一〇・三〇	(R)一・クロロ一・三・エポキシプロパン
二九一〇・九〇	(S)一(トリチルオキシ)メチル)オキシラン
二九一二・四九	二・三・四・トリヒドロキシベンズアルデヒド
二九一二・四九	三・五・ジ一級ブチル一四・ヒドロキシベンズアルデヒド
二九一四・五〇	六・メトキシ一・二・三・四・テトラヒドロ一・ナフトン
二九一四・五〇	五・ヒドロキシ一・二・三・四・テトラヒドロ一・ナフトン
二九一四・五〇	四(四)メトキシフェニルブタン一・オン
二九一四・七〇	トランス一・クロロ一・三・四(四)クロロフェニル)シクロヘキシル)一・四・ナフトキン
二九一四・七〇	一・三・ジクロロアセトン
二九一四・七〇	二一・クロロ一・十六・アルファ・メチルブレンナ一・四・九・十
二九一四・七〇	一・トリエン一・三・二・二・ジオン

二九一四・七〇	二一・ベンジルオキシ一・九・アルファ・フルオロ一・一・ベータ・十
二九一五・三九	七・アルファ・フルオロ一・一・ヒドロキシ一・十六・アルファ・フルオロ一・一・
二九一五・三九	四・ジエン一・三・二・二・ジオン
二九一五・三九	二・アセトキシ一・五・アセチルベンジル アセタート
二九一五・三九	三・二・二・ジオキソブレンナ一・四・九(十一)・十六・テトラエン一
二九一五・三九	二一・トリル アセタート
二九一五・三九	十七・アルファ・フルオロ一・一・ヒドロキシ一・三・二・二・ジオキソブレンナ一・四・九
二九一五・三九	(十二)・ジエン一・二・一・イル アセタート
二九一五・三九	クロロメチル ビバラート
二九一五・三九	シクロブタンカルボン酸
二九一六・三九	(S・二S・三S)一・二・三・ビス(ベンゾイルオキシメチル)シクロブ
二九一六・三九	タノール
二九一六・三九	(S・三S)一・二・三・ビス(ベンゾイルオキシメチル)シクロブ
二九一六・三九	四・六・ジブromo一・三・フルオロ一・オールイル酸
二九一六・三九	(S)一・二(四)フルオロフェニル)一・三・メチル酪酸
二九一六・三九	二・ブromo一・一(一)クロロフェニル)酢酸
二九一六・三九	二(一・四・六)トリイソプロピルフェニル)酢酸
二九一六・三九	メチル 四(ブromoメチル)ベンゾアート
二九一七・一九	ジエチル ジブromoマロナート
二九一七・一九	ジメチル クロロマロナート
二九一八・一九	(S)一アルファ・クロロホルミルエチル アセタート
二九一八・一九	エチル (R)一・二・ヒドロキシ一・四・フェニルブチラート
二九一八・一九	二ナトリウム (二S・三R)一・二・ヒドロキシ一・三・イソブチルスチ
二九一八・一九	ナート
二九一八・二九	三・アセトキシ一・オールイル酸
二九一八・二九	エチル 三・四・ジヒドロキシベンゾアート
二九一八・二九	三・オキソアンドロスト一・四・エン一・十七・ベータ・カルボン酸
二九一八・三〇	メチル 四(ブromoメチル)一・m・アニサート
二九一八・三〇	メチル 五・クロロ一・オールニサート
二九一八・九〇	イソプロピル (Z)一・七(一R・二R・三R・五S)一・三・五・ジヒ
二九一八・九〇	ドロキシ一・二(一R・二R・三R・五S)一・三・五・ジヒドロキシ一・四(一R・二R・三R・五S)一・三・五・ジヒ
二九一八・九〇	オロメチル)フェノキシ)ブト一・一・エニル)シクロペンチル)ヘブト
二九一八・九〇	五・エノアート
二九一八・九〇	(四R・五R)一・四・五・ビス(メシルオキシメチル)一・一・三・二・ジオ
二九一八・九〇	キサチオラン 二・二・二・ジオキシド
二九一八・九〇	(R)一・ブロビレン カルボナート
二九一八・九〇	クロロメチル イソブロピル カルボナート
二九一八・九〇	ジエチル (トシルオキシ)メチルホスホナート
二九一八・九〇	三・クロロブromoジメチルアンモニウム クロリド

二九二・二九	N・N(ビス(三)エチルアミノ)プロピル)プロパン—・三—ジアミ
二九二・二九	ンテトラヒドロクロリド
二九二・三〇	ニ—アミノエチルジエチルアミン
二九二・三〇	シクロヘキシルアンモニウム—(S)—(三級)ブトキシカルボニ
二九二・三〇	ル)—(二)メトキシエチル)シクロペンタンカルボキシ
二九二・四三	ラート
二九二・四三	アルファ・アルファ・アルファ—トリフルオロ—四—ニトロ—m—トル
二九二・四三	イジン
二九二・四九	メチル(四—ニトロフェネチル)アミン ヒドロクロリド
二九二・四九	三—(トリクロロビニル)アニリン ヒドロクロリド
二九二・四九	アルファ・アルファ・アルファ—アルファ・アルファ—アルファ—ヘキ
二九二・四九	サフルオロ—二・五—キシリジン
二九二・四九	二・六—ジフルオロベンジルアミン
二九二・四九	トリエチルアニリン
二九二・四九	(Z)—N—(三—クロロ—四—シクロヘキシルフェニル)プロパ
二九二・四九	ニ—エニル)—N—エチルシクロヘキシルアミン ヒドロクロリド
二九二・四九	ニ—エチル—・四—ジフェニルプロト—ニ—エニルアミン
二九二・四九	三—(Z)—(四—ジメチルアミノエトキシ)フェニル)—ニ—
二九二・四九	フェニルプロト—ニ—エニルフェニル
二九二・四九	(R)—ニ—アミノ—ニ—エチルヘキサ—ニ—オール
二九二・四九	(S)—(二—アミノ—五—クロロフェニル)—四—シクロプロピル—
二九二・四九	一・一—トリフルオロプロト—三—イニ—オール
二九二・四九	二—(ベンジル(メチル)アミノ)エチル アセトアセタート
二九二・四九	五—(三—ジメチルアミノプロピル)—十—十一—ジヒドロジペンゾ
二九二・四九	(a.d)シクロヘンペン—五—オール
二九二・四九	ニ—アミノプロパン—一・三—ジオール
二九二・四九	(RS・二RS・三RS)—二・三—ビス(ベンゾイルオキシメチル)シ
二九二・四九	クロブチルアミン
二九二・四九	ニ—アミノ—二・五—ジクロロベンゾフェノン
二九二・四九	メチル 三—アミノ—四・六—ジプロモ—o—トルアート
二九二・四九	エチル (S)—三—アミノペント—四—イノアート ヒドロクロリド
二九二・四九	五—アミノ—二・四・六—トリヨードイソフタル酸
二九二・四九	シス—四—(ベンジルオキシカルボニル)シクロヘキシルアンモニウム
二九二・四九	トシラート
二九二・四九	ジエチル L—グルタマート ヒドロクロリド
二九二・四九	カリウム (R)—N—(三—エトキシ)—メチル—三—オキソプロ
二九二・四九	ブ—ニ—エニル)—ニ—フェニルクリシン
二九二・四九	三—(アミノメチル)—五—メチルヘキサ—酸
二九二・五〇	メチル 四—アミノ—五—ニトロ—o—アニサート
二九二・五〇	四—(ニ—ヒドロキシ)—ニ—(メチルアミノ)エチル)フェノール—L—
二九二・五〇	酒石酸(二—)

二九二・五〇	エチル(七S)—七—(二R)—(三—クロロフェニル)—ニ—ヒ
二九二・五〇	ドロキシエチル)アミノ)—五・六・七・八—テトラヒドロ—ニ—ナフチ
二九二・五〇	ルオキシ)アセタート ヒドロクロリド
二九二・五〇	四—ベンジルオキシ)—ニ—(一—メチル—ニ—フェノキシエチル)アミ
二九二・五〇	ノ)プロピオフェノン ヒドロクロリド
二九二・五〇	N—(N—(三級)ブトキシカルボニル)—L—アラニル)—L—アラニン
二九二・五〇	ヒドラート
二九二・五〇	ニ—(エチルメチルアミノ)アセトアミド
二九二・五〇	五—アミノ—N—N—ビス(二—アセトキシ)—(アセトキシメチル)
二九二・五〇	エチル)—二・四・六—トリヨードイソフタルアミド
二九二・五〇	五—アミノ—N—N—ビス(二—三—ジヒドロキシプロピル)—二・四・
二九二・五〇	六—トリヨードイソフタルアミド
二九二・五〇	メチル N—(フェノキシカルボニル)—L—バリナート
二九二・五〇	二—プロモ—四—クロロ—(二—フルオロベンゾイル)アセトアニリ
二九二・五〇	ド
二九二・五〇	二—ベンゾイル—ニ—プロモ—四—クロロアセトアニリド
二九二・五〇	メチル N—(メトキシカルボニル)—L—フェニルアラニナート
二九二・五〇	N—(二・六—ジイソプロピルフェニル)スルホニル)—二—(二・
二九二・五〇	四・六—トリイソプロピルフェニル)アセトアミド
二九二・五〇	四—アセトアミド)—ニ—アミノベンズアニリド
二九二・五〇	N—アセチル—三—(二・四—ジメトキシフェニル)—DL—アラニン
二九二・五〇	メチル 四—アセトアミド—o—アニサート
二九二・五〇	四—アセトアミド—五—クロロ—o—アニス酸
二九二・五〇	メチル (S・二S)—(一—ベンジル—三—クロロ)—ニ—ヒドロキシ
二九二・五〇	ロピルカルバマート
二九二・五〇	二—ヒドロキシ)—ニ—メチル—四—ニトロ—三—(トリフルオロメチル)
二九二・五〇	プロピオンアニリド
二九二・五〇	五—アセチルサリシルアミド
二九二・五〇	三級ブチル(一—R・四S)—四—(ヒドロキシメチル)シクロペント—
二九二・五〇	ニ—エニルカルバマート
二九二・五〇	ベンジル (一—カルバモイル)—ニ—ヒドロキシプロピル)カルバマート
二九二・五〇	N—(一—エチル)—一・四—ジフェニルプロト—三—エニル)シクロプロ
二九二・五〇	ンカルボキサミド
二九二・五〇	三・五—ジアセトアミド)—二・四・六—トリヨード安息香酸 ジヒド
二九二・五〇	ラート
二九二・五〇	一—ベンジル ヒドロゲン (S)—四—フタルイミドグルタート
二九二・五〇	八—アザスピロ(四・五)デカン—七・九—ジオン
二九二・五〇	四—アミジノスクシンアニリド酸 ヒドロクロリド
二九二・五〇	三—メチレンシクロブタンカルボニトリル
二九二・五〇	四—プロモ—二—ニ—ジフェニルブタンニトリル
二九二・五〇	ジエチル (一—シアノ—三—メチルブチル)マロナート

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号 千九百九十四年の關稅及び貿易に關する一般協定の讓許表第三十八表(日本國の讓許表の修正及び訂正に關する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件) 二四

二九三八・〇〇	(R)セリノヒドロラジド ヒドロクロリド
二九三八・〇〇	四—クロロ—ニ—(Z)—(メトキシカルボニル)メトキシイミノ—ニ—
二九三八・〇〇	オキシ酢酸
二九三八・〇〇	(S)O—ベンジルラクトアルデヒド—N—(三級ブトキシカルボニル)ヒドロラジド
二九二八・〇〇	トランス—ニ—フルオロ—四—ヒドロキシカルコン O—(Z)—ニ—
二九二八・〇〇	(ジメチルアミノ)エチル—オキシム—フマル酸(二—)
二九二八・〇〇	十三—エチル—十七—アルファ—ヒドロキシ—十八—十九—ジノルブレ
二九二九・九〇	グン—四—エン—二十—イン—三—オン—オキシム
二九二九・九〇	N—アルファ—(三級ブトキシカルボニル)—N—オメガ—ニトロ—L—アル
二九二九・九〇	ギニン
二九二九・九〇	N—アルファ—(三級ブトキシカルボニル)—N—メトキシ—N—メチル—
二九二九・九〇	N—オメガ—ニトロ—L—アルギニン—アミド
二九二九・九〇	ニ—六—ジイソプロピルフェニル—スルファマート
二九三〇・九〇	ニ—メルカプト—五—(トリフルオロメチル)アニリニウム クロリド
二九三〇・九〇	ニ—二—ジチオジベンゾニトリル
二九三〇・九〇	メチル—五—(エチルスルホニル)—O—アニサート
二九三〇・九〇	九—プロモノニル—四—四—五—五—ペンタフルオロベンチル—ス
二九三〇・九〇	ルフィド
二九三〇・九〇	ニ—(フェニルチオ)アニリン
二九三〇・九〇	ニ—(一—メルカプトメチル)シクロプロピル酢酸
二九三〇・九〇	四—フルオロベンジル—四—(メチルチオ)フェニル—ケトン
二九三〇・九〇	O—クロロチオフェノール
二九三〇・九〇	N—N—(ジチオビス—O—フェニレンカルボニル)ビス—L—イソロイ
二九三〇・九〇	シン
二九三〇・九〇	N—N—ビス(トリフルオロアセチル)—D—L—ホモシスチン
二九三〇・九〇	(S)—二—(アセチルチオ)—三—フェニルプロピオン酸—ジシクロヘ
二九三〇・九〇	キシルアミン(二—)
二九三〇・九〇	(四—カルボキシフチル)トリフェニルホスホニウム—プロミド
二九三一・〇〇	テトライソプロピル—メチレンジホスホナート
二九三一・〇〇	(S)—テトラヒドロフラン—三—オール
二九三一・〇〇	十一—アルファ—ヒドロキシ—七—アルファ—(メトキシカルボニル)—
二九三一・〇〇	三—オキシプロレグン—四—エン—二十一—十七—アルファ—カルボラク
二九三一・〇〇	トン
二九三一・二九	四—(ベンジルオキシカルボニル)—四—デメチルエビポドフィロトキシ
二九三一・二九	ニ—(三—プロモフェノキシ)テトラヒドロピラン
二九三一・二九	二—(四—アミノフェノキシ)メチル—二—五—七—八—テトラメチル—
二九三一・二九	四—オキシクロマン—六—イル—アセタート

二九三二・九九	二—五—七—八—テトラメチル—二—(四—ニトロフェノキシ)メチル—
二九三二・九九	四—オキシクロマン—六—イル—アセタート
二九三二・九九	(二—三—ジヒドロベンゾフラン—五—イル)酢酸
二九三二・九九	(二—R)—四—メチル—二—(S)—二—ジメチル—五—オキシ—
二九三二・九九	一—三—ジオキソラン—四—イル—吉草酸
二九三二・九九	(四—S—五—六—R)—五—アセトアミド—四—アミノ—六—(二—R—二—
二九三二・九九	ニ—カルボン酸
二九三二・九九	(三—S—九—九—S—九—b—R)—三—メチル—六—(二—五—五—ト
二九三二・九九	リメチル)—三—ジオキサン—二—イル—エチル)—二—四—五—
二九三二・九九	八—九—九—九—b—オクタヒドロ—三—H—シクロペンタ—(a)—ナフタ
二九三二・九九	レン—三—七—ジオン
二九三二・九九	メチル—O—二—デオキシ—六—O—スルホ—二—(スルホアミノ)—ア
二九三二・九九	ルファ—D—グルコピラノシル—(一—四)—O—ベ—タ—D—グルコピ
二九三二・九九	ラヌロシル—(一—四)—O—二—デオキシ—三—六—ジ—O—スル
二九三二・九九	ホ—二—(スルホアミノ)—アルファ—D—グルコピラノシル—(一—
二九三二・九九	四)—O—二—O—スルホ—アルファ—L—イ—ド—ピラヌロシル—(一—
二九三二・九九	四)—二—デオキシ—二—(スルホアミノ)—六—(ヒドロゲン—スル
二九三二・九九	ファ—二—アルファ—D—グルコピラノシル—十—ナトリウム塩
二九三二・九九	(S)—五—(一—三—ジオキソラン—四—イル)—二—アミノ吉草酸
二九三二・九九	ド—メチル—四—ニトロ—三—プロピルピラゾール—五—カルボキサミ
二九三二・九九	ド—メチル—一—H—ピラゾール—一—カルボキサミジン ヒドロクロ
二九三二・九九	リド
二九三二・九九	ピラゾール—一—カルボキサミジン ヒドロクロリド
二九三二・九九	三—(四—プロモベンジル)—二—フチル—四—クロロ—一—H—イミダ
二九三二・九九	ゾール—五—イルメタノール
二九三二・九九	ニ—フチル—一—三—ジアザスピロ(四—四)ノン—一—エン—四—オン
二九三二・九九	ヒドロクロリド
二九三二・九九	四—(二—フチル—四—オキシ)—三—ジアザスピロ(四—四)ノン—
二九三二・九九	一—エン—三—イル—メチル—ビフェニル—二—カルボニトリル
二九三二・九九	ニ—フチルイミダゾール—五—カルバルデヒド
二九三二・九九	四—(二—フチル—五—ホルミルイミダゾール)—一—イルメチル—安息香
二九三二・九九	酸
二九三二・九九	(S—四—R)—一—アザビシクロ(二—二—)ヘプタ—二—オン
二九三二・九九	O—(Z)—(三—メトキシフェニル)エチニル—オキシム—マレイン酸
二九三二・九九	(二—)
二九三二・九九	N—(R)—九—メチル—四—オキシ—一—フェニル—三—四—六—
二九三二・九九	七—イ—テトラヒドロ—(一—四—ジアゼピノ—六—七—一—h—i)—インドール—
二九三二・九九	三—イル—イソニコチンアミド
二九三二・九九	四—クロロピリジン—ヒドロクロリド
二九三二・九九	四—フェノキシピリジン
二九三二・九九	四—(四—ピリジロキシ)ベンゼンスルホン酸

[illegible]

一九三三・五九
 四一(四)一(四)一(三・五R)一五一一(一・四)ジフルオロフェニ
 ル一五(一)H一一・二・四トリアゾール一一イルメチル)テトラ
 ヒドロフラン一一三イルメチルオキシフェニル)ビラジン一一イ
 ル(フェニル)一一(一)S・二S一一エチル一一ヒドロキシプロ
 ビル)一一・二・四トリアゾール一五(四)H)オン
 エチル 三(一)四プロモ一一フルオロベンジル)七クロロ
 二・四)ジオキソ一一・二・三・四)テトラヒドロキナゾナリン一一
 イル)アセタート
 一九三三・五九
 (三)エチニルフェニル(六・七)ビス(一一)メトキシエトキシ)キナゾ
 リン一四(一)イル)アミン ヒドロクロリド
 エストロピパート
 一九三三・五九
 六一ヨード一一H)アリン一一イルアミン
 一九三三・五九
 (一R・二R・三S)一一アミノ九(二・三)ビス(ベンゾイルオキ
 シメチル)シクロブチル)一八H)アリン一六)オン
 一九三三・五九
 (一R・二R・三S)一八九(二・三)ビス(ベンゾイルオキシメチル)シ
 クロブチル)一六)ヨード一八H)アリン一一イルアミン
 一九三三・五九
 二(ベンジル)一一(エトキシメチル)一五)イソプロピルピリミジン一
 二・四(一H・三H)一一ジオン
 一九三三・五九
 六(クロロ)五(一一)クロロエチル)インドール一(三H)一一オン
 六(クロロ)インドール一(三H)一一オン
 一九三三・七九
 四一(S)一一(一)アミノ一一オキソピロリジン一一イル)ペンゾニト
 リル ヒドロクロリド
 一九三三・七九
 エチル 三(一)三(S)一一(四)N一一ヒドロキシアミジノ)フェ
 ニル)一一オキソピロリジン一一イル)ウレイド)プロピオナート
 一九三三・七九
 (一)一)アザビシクロ(二・二・二)ヘプト一五)エン一一オン
 (一R・四S)一一(一)アザビシクロ(二・二・二)ヘプト一五)エン一一
 オン
 一九三三・七九
 四一三級ブチルベンジル 二(一)二(R・三S)一一(一)三級
 ブチルジメチルシリルオキシ)エチル)一一(一R・三S)一一(一)メト
 キシリ一一オキソシクロヘキシル)一四)オキソアゼチジン一一イ
 ル)一一オキソアセタート
 一九三三・七九
 四一(二)メチル一一フェニルヒドラジノ)一五・六)ジヒドロ一一
 ビリドン
 一九三三・七九
 四一ニトロベンジル (四R・五R・六S)一一(一)ジフェノキシホスホ
 リルオキシ)一六(一)R)一一ヒドロキシエチル)一四)メチル)七
 オキソ)一一アザビシクロ(三・二・二・〇)ヘプト一一エン一一カルボ
 キシラート
 一九三三・九〇
 (二)ベンズイミダゾール一一イル)プロピル)メチルアミン
 七(クロロ)五(一一)フルオロフェニル)一一H)一一・四)ペンゾジア
 ゼピン一(三H)一一オン
 一九三三・九〇
 三級ブチル(一S・九S)一六・十)ジオキソ)九)フタルイミドオク
 タヒドロピリダゾ(一・二・二)a(一・二)ジアゼピン一一カルボキシ
 ラート

二九三三・九〇 (S)——(ベンジルオキシカルボニル)ヘキサヒドロピリダジン——
 カルボン酸
 二九三三・九〇 七—エチル—三—(—トリメチルシリルオキシ)エチル)インドール
 二九三三・九〇 四—ヒドロキシインドール
 二九三三・九〇 メチル (S)——アミノ—四—(—H—テトラゾール—五—イル)アチ
 ライト
 二九三三・九〇 六—七—ジクロロ—二—三—ジメトキシキノキサリン—五—イルアミン
 二九三三・九〇 四—(—メチル—H—イミダゾ(四・五—c)ピリジン—一—イル)安
 息香酸
 二九三三・九〇 ジフェニル(S)—ピロリジン—三—イル)アセトニトリル ヒドロプロ
 ミド
 二九三三・九〇 五—プロモ—三—(R)——メチルピロリジン—一—イルメチル)イン
 ドール
 二九三三・九〇 メソ—三—ベンジル—六—ニトロ—三—アザビシクロ(三・一・〇)ヘキ
 サン
 二九三三・九〇 ジエチル (六—クロロ—九H—カルバゾール—二—イル)メチルマロ
 ナイト
 二九三三・九〇 N—(—クロロエチル)ピロリジン ヒドロクロリド
 二九三三・九〇 H—クロロ—十一—(四—ヒペリリデン)—五・六—ジヒドロ—十一
 H—ペンゾ(五・六—シクロヘプタ(二・二—b)ピリジン
 二九三三・九〇 H—クロロ—五・六—ジヒドロ—十一—H—ペンゾ(五・六—シクロヘプタ
 (二・二—b)ピリジン—十一—オン
 二九三三・九〇 二—(—トリチル—H—テトラゾール—五—イル)フェニルボロン酸
 エチル 四・六—ジクロロ—三—ホルミルインドール—二—カルボキシ
 ライト
 二九三三・九〇 (五・六—ジクロロ—H—ベンズイミダゾール—二—イル)イソプロピ
 ルアミン
 二九三三・九〇 (四R・五S・六S・七R)——(三—アミノ—H—インダゾール—
 五—イル)メチル—四・七—ジベンジル—三—ブチル—五・六—ジヒド
 ロキシヘキサヒドロ—H—一・三—ジアゼピン—二—オン
 二九三三・九〇 五—メチル—二・三・四・五—テトラヒドロ—H—ピリド(四・三—
 b)インドール—一—オン
 二九三三・九〇 (三R)——三—(S)——(メチルアミノ)エチル)ピロリジン
 二—メチル——ニトロソインドリン
 二九三三・九〇 七—クロロ—二—(四—メトキシ—一—メチルフェニル)—二・三—ジヒ
 ド—五H—ピリダジノ(四・五—b)キノリン—一・四・十—トリオ
 ン、ナトリウム塩
 二九三三・九〇 N—(N—メトキシカルボニル—L—バリアル)—N—(S)—三・三・
 三—トリフルオロ—一—イソプロピル—二—オキソプロピル)—L—プロ
 リンアミド

(Z) — (一) — (二) — (三) クロロ — (四) シクロヘキシルフェニル) プロパ
 ニーエニルへキサヒドロ — H — アゼピン ヒドロクロリド
 N'・N' — ジエチル — (二) メチル — N — (六) フェニル — (五) プロピルビ
 リダジン — (三) イル) プロパン — (二) ジアミン — フマル酸 (二)
 (三)
 ジベンジル — (二) — (四) ジフルオロフェニル — (二) — (H — (一) —
 (二) — (四) トリアゾール — (イル) — (H — (一) — (二) — (四) トリア
 ザール — (イル) メチル) エチル ホスファート
 N — (ビフェニル — (イル) — (四) — (二) — (メチル — (四) — (五) — (ジヒドロ
 ル — (イミダゾ — (四) — (五) — d) — (二) — (ペンズアゼピン — (六) — (イル) カルボニ
 ル) ペンズアミド
 ピン — (二) — (三) — オン
 ナトリウム — (一) — (二) — (三) — トリアゾール — (五) — チオラート
 (五R・六S) — (六) — フェニル — (五) — (四) — (二) — (ピロリジノエトキシ
 フェニル) — (五) — (六) — (七) — (八) — テトラヒドロ — (二) — ナフトール — (一)
 酒石酸 (二)
 リン — (S) — (三) — (アセチルチオ) — (二) — (メチルプロピオニル) — L — プロ
 ラン ス — (一) — (ペンゾイル — (四) — フェニル — L — プロリン
 ビバロイルオキシメチル — (七) — (Z) — (二) — (二) — (三級ブトキシカルボ
 ニルアミノ) チアゾール — (四) — イル) ベント — (一) — (エンアミド) — (三) — (カ
 ルバモイルオキシメチル) — (三) — セフエム — (四) — カルボキシラート
 ペンズヒドリル — (七) — (Z) — (一) — (二) — (三級ブトキシカルボニルアミ
 ノ) (チアゾール — (四) — イル) — (四) — (三) — (メチルブト — (二) — エニルオキシ
 カルボニル) ブト — (二) — エンアミド — (三) — セフエム — (四) — カルボキシ
 ラート
 チアゾリジン — (二) — (四) — ジオン
 (三) — (四) — (四) — アミジノフェニル) チアゾール — (二) — イル) — (一) — (カル
 ボキシメチル) — (四) — ビペリル) アミノ) プロピオン酸
 エチル — (三) — (四) — (四) — (N — エトキシカルボニルアミジノ) フェニル)
 ジアゾール — (二) — イル) — (二) — (エトキシカルボニルメチル) — (四) — ビペリ
 ル) (アミノ) プロピオナート
 ニーイミノ — (一) — (三) — チアゾール — (四) — オン
 (二) — (S・三S) — (三) — (メチル — (二) — (二) — オキソ — (二) — (三) — (ジヒドロ —
 (一) — (二) — (ペンズイソチアゾール — (二) — イル) 吉草酸
 三級ブチル — (二) — (二) — (二) — (アミノ) チアゾール — (四) — イル) — (二) — (ベ
 ンズイソチアゾール — (二) — イル) チオ — (二) — オキソエチリデン) アミノオ
 キシ — (二) — (メチルプロピオナート
 (二) — (四) — フルオロベンジル) チオフェン
 (五aR・十一bS) — (九) — (十) — ジメトキシ — (二) — (プロピル — (四) — (五) —
 a・六・七・十一b) — (ヘキサヒドロベンゾ(f)) チエノ(二) — (三) — c) キノ
 リン ヒドロクロリド

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

二九三四・九〇	(一)六―フルオロ―一―メチル―四―オキソ―七―(ピペラジン―一―イル)―四―(一・二)チアゼト―(三・二)キノリン―三―カルボニル
二九三四・九〇	メチル 四―ヒドロキシ―二―メチル―一―ヒ―チエノ―(一・三)―e―
二九三四・九〇	(二)二―チアジン―三―カルボキシラート 一―ジ―オキシド
二九三四・九〇	五―メチル―三―四―ジフェニル―四―五―ジヒドロイソオキサゾール―五―オール
二九三四・九〇	ベンズヒドリル 六―(四―メチルペンズアミド)ベニシラナート 四―オキシド
二九三四・九〇	エチル 五―(ブト―三―エニル)チオフエン―一―カルボキシラート
二九三四・九〇	エチル 五―(三R)―三―四―ジヒドロキシブチルチオフエン―二―カルボキシラート
二九三四・九〇	エチル 五―(三R)―四―アミノ―三―ヒドロキシブチルチオフエン―二―カルボキシラート
二九三四・九〇	エチル 五―(三R)―四―(三級ブトキシカルボニルアミノ)―三―ヒドロキシブチルチオフエン―一―カルボキシラート
二九三四・九〇	エチル 五―(三R)―四―(三級ブトキシカルボニルアミノ)―三―(メシロオキシ)ブチルチオフエン―二―カルボキシラート
二九三四・九〇	エチル 五―(三S)―三―アセチルチオ―四―(三級ブトキシカルボニルアミノ)ブチルチオフエン―二―カルボキシラート
二九三四・九〇	ジメチル 二―(S)―一―(三級ブトキシカルボニルアミノメチル)―二―(五―エトキシカルボニル)―二―チエニルプロピルチオマロナート
二九三四・九〇	メチル (S)―一―(五―エトキシカルボニル)―二―チエニルエチル 三―オキソ―一―四―チアジン―一―カルボキシラート
二九三四・九〇	エチル (六S)―五―(二―アミノ―四―オキソ―四・六・七・ハ―テトラヒドロ―三―ヒ―ピリミド(五・四b)―一・四チアジン―六―イル)エチルチオフエン―一―カルボキシラート
二九三四・九〇	(六S)―五―(二―アミノ―四―オキソ―四・六・七・ハ―テトラヒドロ―三―ヒ―ピリミド(五・四b)―一・四チアジン―六―イル)エチルチオフエン―一―カルボキシラート
二九三四・九〇	ジエチル N―(五―二―(六S)―一―アミノ―四―オキソ―四・六・七・ハ―テトラヒドロ―三―ヒ―ピリミド(五・四b)―一・四チアジン―六―イル)エチル―二―テノイル―L―グルタマート
二九三四・九〇	(三S)―二―ジメチル―一―四―チアジン―三―カルボン酸
二九三四・九〇	(E)―三―(六R・七R)―七―アミノ―一―カルボキシラート八―オキソ―五―チア―一―アザビシクロ(四・二・〇)オクト―二―エン―三―イルアリル―カルバモイルメチル(エチルメチルアンモニウム
二九三四・九〇	(Z)―二―(五―アミノ―一・二・四―チアアゾール―三―イル)―二―(フルオロメトキシイミノ)酢酸
二九三四・九〇	二―ブロモ―三―メチルチオフエン

二九三四・九〇	チミジン
二九三四・九〇	(二)クロロ―四―フルオロフェニル(七―メトキシ―六―(三―モルホリノプロキシ)キナゾリン―四―イル)アミン
二九三四・九〇	メチル 一―(二・三・五)トリ―O―アセチル―ベータ―D―リボフラノシル 一―H―一・二・四―トリアゾール―三―カルボキシラート
二九三四・九〇	(三S・五S)―五―(二・四―ジフルオロフェニル)―五―(一H―一・二・四―トリアゾール)―イルメチルテトラヒドロフラン―三―イルメチル 四―クロロベンゼンスルホナート
二九三四・九〇	(三aS・八AR)―三―(二R・四S)―二―ベンジル―四・五―エポキシバレリル―二―ジメチル―三・三a・八・ハ―テトラヒドロ―H―インデノ(二・二d)オキサゾール
二九三四・九〇	N―(四S・六S)―六―メチル―七・七―ジオキソ―五・六―ジヒドロ―四H―チエノ(二・三b)チオピラン―四―イルアセトアミド
二九三四・九〇	一―(ベータ―D―アラビノフラノシル)ピリミジン―一・四(一H・三H)―ジオン
二九三四・九〇	メチル (二aR・四R・七aR)―一―メチル―四―(一S・二R)―一・二・三―トリアセトキシプロピル―三a・七a―ジヒドロ―四H―ピラノ(三・四d)オキサゾール―六―カルボキシラート
二九三四・九〇	(S)―N―(R)―一―(一・三―ベンゾジオキソ―五―イル)ブチル―三・三―ジエチル―二―(四―メチルピラジン―一―イル)カルボニルフェノキシ―四―オキソアゼチン―一―カルボキサイド
二九三四・九〇	四・五・六・七―テトラヒドロチエノ(三・二c)ピリジン ヒドロクロリド
二九三四・九〇	メチル 二―(二クロロフェニル)―二―(四・五・六・七―テトラヒドロチエノ(三・二c)ピリジン)―五―イルアセタート ヒドロクロリド
二九三四・九〇	七―アミノ―三―(二フロイルチオメチル)―三―セフェム―四―カルボン酸
二九三四・九〇	ベンジル (三―フルオロ―四―モルホリノフェニル)カルバマート
二九三四・九〇	五―メチルウリジン
二九三四・九〇	シチジン 五―(ジヒドロゲン ホスファート)
二九三四・九〇	イノシン 五―二ナトリウム ホスファート
二九三四・九〇	(S)―N―(五―二―(一アミノ―四―オキソ―四・六・七・ハ―テトラヒドロ―H―ピリミド(五・四b)―一・四チアジン―六―イル)エチル)―二―テノイル―L―グルタミン酸
二九三四・九〇	エチル ヒドロゲン (二―チエニルメチル)マロナート
二九三四・九〇	五―メチルウリジン ヘミヒドラート

五—ベンゾイル—二・三—ジデヒドロ—三—デオキシシミジン
三・五—アンヒドロチミジン
メチル (四S・七S・十aS) —四—アミノ—五—オキソオクタヒド
ロ—七—ピリド (二・一—b) (二・三) チアゼピン—七—カルボキシ
ラート
DL—五—(二・二—ジチオラン—三—イル) バレルアמיד
(二R・五S) —四—アミノ—五—フルオロ—(二—(ヒドロキシメチ
ル)—一・三—オキサチオラン—五—イル) ピリミジン—二(H)—オン
三—アジド—二・三—ジデオキシ—五—メチルシチジン ヒドロクロリ
ド
(二R・四R) —四—(二・六—ジアミノ—九H—プリン—九—イル)—
一・三—ジオキソラン—二—イルメタノール
(四R・五S・六S・七R) —一・三—ビス(三—アミノベンジル)—四・
七—ジベンジル—五・六—ジヒドロキシヘキサヒドロ—H—一・三—
シアゼピン—二—オン ジメタンスルホナト
五—メチル—N—(四—(スルフアモイル) フェネチル) ピラジン—二—カ
ルボキサミド
二—エトキシ—五—(四—メチルピペラジン—一—イル) スルホニル安
息香酸
四—三級ブチルベンゼンスルホンアミド
メチル 三—(メトキシカルボニルメチル) スルフアモイル) チオフエ
ン—二—カルボキシラート
四—(五—(P—トリル)—三—(トリフルオロメチル)—H—ピラゾー
ル—一—イル) ベンゼンスルホンアミド
四—ヒドラゾノベンゼンスルホンアミド ヒドロクロリド
四—(五—メチル—三—フェニルイソオキサゾール—四—イル) ベンゼン
スルホンアミド
N—(四—(五—メチル—三—フェニルイソオキサゾール—四—イル)
フェニル) スルホニル) プロピオンアミド、ナトリウム塩
(三S) —二・二—ジメチル—四—(四—(四—ピリジルオキシ) フェニル
スルホニル)—一・四—チアジナン—三—カルボン酸
メチル 五—スルフアモイル—O—アニサート
三—メトキシ—五—スルフアモイル—O—アニス酸
N—(四S・六S) —六—メチル—七・七—ジオキソ—二—スルフアモ
イル—五・六—ジヒドロ—四H—チエノ(二・三—b) チオピラン—四—
イル) アセトアミド

二九三五・〇〇
 二九三五・〇〇
 二九三五・〇〇
 二九三五・〇〇
 二九三五・〇〇
 二九三五・〇〇
 二九三五・〇〇
 二九三八・九〇
 二九三八・九〇
 二九三八・九〇
 二九三八・九〇
 二九四〇・〇〇
 二九四〇・〇〇
 二九四〇・〇〇
 二九四〇・〇〇
 二九四〇・〇〇
 三五〇七・九〇

(S) — N — (— S — R) — 三 — (一 — 三 — ベンゾジオキシール — 五 — イルスルホニル) (イソブチル) アミノ — (ベンジル — ヒドロキシプロピル) — 三 — 三 — ジメチル — (サルコシルアミノ) ブチルアמיד
 四 — (四 — メシラアミノ) フェニル — 四 — オキソ酪酸
 (S) — 二 — 二 — ジメチル — N — ヒドロキシ — 四 — (四 — ピリジルオキシ) フェニルスルホニル — 一 — 四 — チアジナン — 三 — カルボキサミド
 N — (二 — R — 三 S) — 五 — クロロ — 三 — (一 — クロロフェニル) — 一 — (三 — 四 — ジメトキシフェニル) スルホニル — 三 — ヒドロキシ — 二 — 三 — ジヒドロ — H — インドル — 二 — イルカルボニル — L — プロリンアמיד
 (S) — 二 — 三 — (二 — フルオロベンジル) スルホニルアミノ — 二 — オキソ — 二 — 三 — ジヒドロ — 一 — ビリジル — N — (一 — ホルミル — 四 — グアニジノブチル) アセトアמיד
 四 — (四 — シクロヘキシル — 二 — メチルオキサゾール — 五 — イル) — 二 — フルオロベンゼンスルホンアמיד
 (二 S) — テトラヒドロフラン — 三 — イル — (S — R) — 三 — (四 — アミノフェニルスルホニル) (イソブチル) アミノ — 一 — ベンジル — 二 — ヒドロキシプロピルカルバマート
 一 — O — O — N — アセチル — アルファ — ノイラミノシル — (二 — 三 — O — O — ペーター D — ガラクティラノシル — (一 — 三 — アセトアמיד) — 一 — デオキシ — ペーター D — ガラクティラノシル — (一 — 四 — O — O — ペーター D — ガラクティラノシル — (二 — 四 — O — O — ペーター D — ガラクティラノシル — 二 — 四 — ペーター D — ガラクティラノシル) セラミド
 一 — O — O — 二 — アセトアמיד — 二 — デオキシ — ペーター D — ガラクティラノシル — (二 — 三 — O — O — ペーター D — ガラクティラノシル — (一 — 四 — O — O — ペーター D — ガラクティラノシル — (二 — 四 — O — O — ペーター D — ガラクティラノシル) セラミド
 N — (R — R) — 一 — O — N — アセチル — アルファ — ノイラミノシル — (二 — 三 — O — O — 二 — アセトアמיד — 二 — デオキシ — ペーター D — ガラクティラノシル — (二 — 四 — O — O — ペーター D — ガラクティラノシル — 二 — 四 — O — O — ペーター D — ガラクティラノシル) ステアルアמיד
 ペーター — シクロデキストリン スルホブチル エーテル、ナトリウム塩
 L — リポース
 二 — 三 — 四 — 六 — テトラ — O — ベンジル — 一 — O — (トリメチルシリル) — ペーター D — グルコース
 二 — 三 — 四 — 六 — テトラ — O — ベンジル — D — グルコース
 ウラート オキシダーゼ

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号 地方分権推進法の一部を改正する法律案 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

審査報告書

地方分権推進法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年五月十日

行政改革・税制等
に関する特別委員長 陣内 孝雄
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方分権の推進に関する施策の実施状況にかんがみ、引き続き地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進法の有効期間を一年間延長しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

地方分権推進法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年四月二十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

地方分権推進法の一部を改正する法律案
地方分権推進法の一部を改正する法律案

地方分権推進法(平成七年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「五年」を「六年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十四年六月十九日までの間、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二二号)の規定による駐留軍用地の返還に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。を次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務」に改め、同項に次の表を加える。

期 限	事 務
平成十三年七月二日	一 地方分権推進計画(地方分権推進法(平成七年法律第九十八号)第八條第一項に規定するものをいう。次号において同じ。)の作成に関すること。 二 地方分権推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
平成十四年六月十九日	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二二号)の規定による駐留軍用地の返還に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

附則第三項の表平成十四年六月十九日までの間の項中「附則第二項に規定する」を「附則第二項第二項の表平成十四年六月十九日の項の下欄に掲げる」に改める。

附則第四項の見出しを「(審議会等の設置の特例)に改め、同条に次の一項を加える。
2 平成十三年七月二日までの間、地方分権推進法の定めるところにより内閣府に置かれる

地方分権推進委員会は、本府に置く。

附則第五項第二号中「附則第二項に規定する」を「附則第二項の表平成十四年六月十九日の項の下欄に掲げる」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の次に次の一条を加える。

(地方分権推進法の一部改正)

第二十六條の二 地方分権推進法(平成七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第九條中「総理府」を「内閣府」に改める。

第十一條の見出しを「(国会への報告)に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第十二條の次に次の一条を加える。

(地方分権推進法の一部改正に伴う経過措置)
第十二條の二 この法律の施行の際現に従前の総理府の地方分権推進委員会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十六條の二の規定による改正後の地方分権推進法(次項において「新地方分権推進法」という。)第十三條第一項の規定により、内閣府の地方分権推進委員会の委員として任命されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に従前の総理府の地方分権推進委員会の委員長である者は、この法律の施行の日、新地方分権推進法第十四條第一項の規定により、内閣府の地方分権推進委員会の委員長として定められたものとみなす。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)
第四条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三百七條第一項中「衆議院議員選挙区画

定審議会設置法(平成六年法律第三号)第六條第七項の下に、地方分権推進法(平成七年法律第九十六号)第十三條第六項を加える。

第九百八條中「衆議院議員選挙区画定審議会設置法第六條第六項」の下に、地方分権推進法第十三條第五項を加える。

審査報告書

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年五月十日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 立木 洋
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖縄振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を加えることとし、あわせて、同公庫が沖縄振興開発金融公庫債券を発行することができることとする等、同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行による沖縄振興開発金融公庫の業務範囲の拡大に伴う経費は、沖縄振興開発金融公庫の平成十二年度事業計画の産業開発資金八百億円の中に含まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につき

適切な措置を講ずべきである。

一、沖縄振興開発金融公庫においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、二十一世紀を迎える沖縄の経済振興や社会開発に対し、総合的な政策金融機関としての役割を十分に果たすよう努めること。

二、沖縄振興開発金融公庫の融資等に当たっては、償還確実性の原則の趣旨等を踏まえ、財務の健全性の確保及び適正なリスク管理に努めること。

三、沖縄振興開発金融公庫の業務運営については、民業補充の原則を踏まえつつ、今後とも、沖縄をめぐる経済社会情勢等の変化に対応して適切に改善するよう随時検討するとともに、効果的かつ効果的な業務運営に努めること。また、同公庫の出融資に当たっては、民間金融機関等との協調及び連携の確保を努めること。

四、沖縄振興開発金融公庫においては、政策金融の政策効果等についても、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めるとともに、財務内容の透明性の一層の向上を図るため、デイスクロージャーの更なる充実に努めること。右決議する。

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年四月二十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第

平成十二年五月十二日 参議院会議録第二十三号

三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二條―第三十四條」を「第三十二條・第三十三條」に、「第三十五條」を「第三十四條」に改める。

第三條第二項中、「主務大臣の認可を受けて」を削る。

第十二條の次に次の一條を加える。

(役員解任)

第十二條の二 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

一 この法律、産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)若しくは自作農維持資金金融通法(昭和三十年法律第六十五号)又はこれらの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、公庫の副理事長又は理事が第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、理事長に対しその役員の解任を命ずることができる。

第十三條に次のただし書を加える。

ただし、主務大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十八條の見出しを「(役員)の給与及び退職手当

の支給の基準」に改め、同条中「役員及び職員に

対する」を「その役員(の給与及び)に」改め、かつ「するときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない」を「社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない」に、「変更しようとする」を「変更した」に改める。

第十九條第一項第一号及び第二号の二を次のように改める。

一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する)、当該取得の日から起算する)及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する)は、一年未満のものであつてはならない。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む)に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する

権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要資金(沖縄における産業の振興開発に特に寄与する資金として主務大臣が定めるものに限る)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む)。

一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資を行うこと。

第十九條第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る)を行うこと。

第十九條第三項中「(昭和二十八年法律第六十三号)及び(昭和三十年法律第六十五号)」を削り、「(行なう)を行う」に改める。

第十九條の二の見出しを「(債務保証及び出資の限度)」に改め、同条中「前条第一項第一号の二の規定による出資の額の総額」と同号の規定による保証に係る債務の現在額を「前条第一項第一号の規定による保証に係る債務の現在額」と同号の規定による出資又は債務保証を「同項第一号の規定による債務保証又は同項第一号の二の規定による出資」に改める。

第二十條第一項中「主務大臣の認可を受けて、」を「主務省令で定める」に、「又は地方公共団体を」を「地方公共団体その他政令で定める法人」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、政令で定める法人に対し、政令で定める業務を委託しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければ

ばならない。

第二十条第二項及び第三項中、「主務大臣の認可を受けて」を削り、同条第四項中「第一項の規定による主務大臣の認可があつた場合には」を削り、「当該認可に係る」を「公庫が第一項の規定により当該金融機関に対し委託した」に改め、同条第五項中「(以下「受託金融機関」を「又は同項に規定する政令で定める法人(以下「受託金融機関等」に改める。

第二十二条第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第二十三条中「作成し」の下に、「並びに当該四半期における第二十六条第二項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め」を加える。

第二十六条第四項中「前三項を」第一項、第二項、第四項及び前項に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十一号)第三十三条に規定する民間都市開発推進機構から同法第四十二条第二項の協定に係る」を「沖繩における産業の振興開発に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第一項に規定する沖繩振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十三条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金

をすることができ。

3 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十七条の見出しを「(債券の発行)」に改め、同条第七項中「ほか」の下に、「公庫債券」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「又は信託会社を、信託会社又は証券業者に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「主務大臣の認可を受けて」を「公庫債券に、」銀行又は信託会社を「本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「財形住宅債券」を「公庫債券、財形住宅債券」に、「先だつて」を「先立つて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条第一項第三号の規定による貸付金(政令で定める貸付金に限る。に係る住宅、土地又は借地権を譲り受けることを希望する者」を「第十九条第一項第三号に掲げる者で同号の規定による貸付けを希望するものその他政令で定める者」に改め、「公庫の予算に定められた金額」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項中「公庫の予算に定められた金額」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖繩振興開発金融公庫債券(以下「公庫債券」という。)を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(政府保証)

第二十七条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会

の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前

条第一項の規定により発行する公庫債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。次項において同じ。)について保証することができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する公庫債券に係る債務について、保証することができる。

第二十八条第一項第一号中「国債」の下に、「地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)」を加え、同項に次の二号を加える。

三 銀行への預金

四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第二十八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行なわれなければならない。

第三十一条第一項中「受託金融機関」を「第二十条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関」に改める。

第三十三条を削る。

第三十四条中「受託金融機関」を「受託金融機関等」に改め、同条を第三十三条とする。

第六章中第三十五条の前に次の一条を加える。

(解散)

第三十四条 公庫の解散については、別に法律で定める。

第三十六条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条ただし書中「第三十四条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務省令は、総理府令・大蔵省令とする。

第三十八条中「第三十四条第一項」を「第三十三条第一項」に、「受託金融機関」を「受託金融機関

等」に改める。

第三十九条第三号中「行なつたを」行つたに改め、同条第五号中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改める。

附則第五号の五第二項中「第二十八条第四項」を「第二十六条第六項」に改める。

附則第五号の六第二項中「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の下に「(昭和六十二年法律第六十二号)」を加える。

附則第六条中「及び第一号の二」を「第一号の三まで」に、「次のを」必要な長期運転資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けに関する」に改め、同条後段及び各号を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該保証に係る債務の履行期限ただし、当該債務の保証の日から起算する。、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。は、一年未満のものであつてはならない。

附則第六条に次の一項を加える。

2 前項に規定する業務が行われる場合において、第十九条の二中「前条第一項第一号の規定」とあり、及び「同項第一号の規定」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第六条第一項の規定」と、「同項第一号の二の規定」とあるのは「前条第一項第一号の二の規定」と、第三十九条第三号中「附則第五号」とあるのは「附則第五号若しくは第六条第一項」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号

行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案 行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案 行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案

三四

附帯決議

政府は、本法律を施行するに当たっては、次の事項について十分配慮し、行政に対する国民の期待に応えるべきである。

一 総定員法が、各行政機関の職員の総数の最高限度を法定することにより、行政機関の膨張を抑制することを目的とするものであることにかんがみ、新たに策定される定員削減計画について、今後の社会経済情勢の変化に対応した行政サービスの在り方や行政改革の趣旨を踏まえ、適宜その見直しを図るとともに適切な実施に努めること。

一 独立行政法人及び郵政公社が行政改革の基本理念を実現するために創設されるものであることにかんがみ、その役員数の抑制に努めつつ、効率的運営の確保を図ること。

一 国家公務員法に規定する身分保障の趣旨にかんがみ、職員の雇用不安を惹起しないよう、本人の意に反する免職や裁量権の濫用にわたる配置転換を行わないよう努めること。

一 複雑高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応し、職員の労働強化や行政サービスの低下を来たさないよう、要員の確保・配置等につき万全を期すること。

行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十二年四月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案

行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案

（行政機関の職員に関する法律の一部改正）

第一条 行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十二万八千一人」を「五十三万四千八百二十二人」に改める。

附則第二項から第三十七項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（国立学校設置法の一部改正）

第二条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第九條の五第一号中「附則第五項」を「附則第三項」に改める。

附則第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第三条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一條を次のように改める。

第六十一條 削除

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。
（国立学校特別会計法の一部改正）
2 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「附則第五項」を「附則第三項」に改める。

審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年五月十一日
経済・産業委員長 成瀬 守重
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外規定の廃止、不正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等を行い、公正かつ自由な競争を一層促進しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律案に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 自然独占事業に関する適用除外規定の廃止の趣旨にかんがみ、関係事業者及び事業者団体等に対し、独占禁止法遵守への取組を一層促進するため、適正な取引に関する指針の周知徹底等に努めること。

二 電気事業及びガス事業において、不当な対価による取引等公正な競争を阻害する行為に対する厳正な法運用を期するとともに、当該事業の自由化については、新規事業者の参入状況、エネルギー政策との整合性、供給安定性及び環境政策との整合性等に十分配慮しつつ、対応する

こと。

三 差止請求訴訟及び損害賠償請求訴訟における求意見制度については、事業者の秘密保持の問題等に配慮しつつ、円滑・迅速な訴訟審理に資するよう可能な限り公正取引委員会が保有する資料等の提供に努めるとともに、被害者が迅速かつ適切な救済を得られるよう、団体訴訟等につき、司法制度改革に係る検討状況等を踏まえて、引き続き検討を行うこと。

また、本法により裁判所に提起される差止請求訴訟に的確かつ迅速に対応し得るよう、裁判所の体制を整備するよう努めること。

四 規制緩和等の進展に伴い、自由かつ公正な競争秩序の維持が一層重要性を増大している状況を踏まえ、公正取引委員会は違反事件への対応に万全を期すること。そのため、同委員会の審査体制等の一層の充実・強化を図ること。

五 中央省庁再編等行政機構の大幅な整理統合が公正取引委員会の業務に支障を来さないよう配慮するとともに、公正取引委員会の独立性、業務の公正性を引き続き確保すること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十二年四月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十二條を次のように改める。

第二十一条及び第二十二條 削除

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

日次中第七章 損害賠償を第七章 差止請求及び損害賠償に改める。

第二十一条及び第二十二條を削り、第六章中第二十三條を第二十一条とする。

第二十四条中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第一号中「すること」を「すること」に改め、同条第二号中「すること」を「すること」に改め、同条第三号中「有すること」を「有すること」に改め、同条第四号中「定められていること」を「定められていること」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四条の二第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第六項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十三條とする。

第七章 損害賠償を第七章 差止請求及び損害賠償に改める。

第七章中第二十五条の前に次の一條を加える。

第二十四条 第八条第一項第五号又は第十九條の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第二十五条第一項を次のように改める。

第三条、第六條又は第十九條の規定に違反する行為をした事業者(第六條の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。)及び第八條第一項の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

第二十五条第二項中「事業者」の下に「及び事業者団体」を加える。

第二十六条第一項中「後、又は」を「後」に、「審決が確定した後でなければ」を「審決(第八條第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対する審決を除く。)が確定した後でなければ」に改める。

第四十八條の二第六項中「納付命令」の下に「(第八條第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対する納付命令を除く。)」を加える。

第八十三條の次に次の二條を加える。

第八十三條の二 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを原告に命ずることができる。

前項の申立てをするには、同項の訴えの提起が不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。)によるものであることを疎明しなければならない。

第八十三條の三 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、その旨を公正取引委員会に通知するものとする。

裁判所は、前項の訴えが提起されたとき

は、公正取引委員会に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の訴えが提起されたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に對し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べることが出来る。

第八十四条の次に次の一條を加える。

第八十四条の二 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えについて、民事訴訟法第四条及び第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合に、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

一 東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(東京地方裁判所を除く。)、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所、広島地方裁判所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所、札幌地方裁判所又は高松地方裁判所、東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(大阪地方裁判所を除く。)、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所

三 名古屋高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(名古屋地方裁判所を除く。)

四 広島高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(広島地方裁判所を除く。)

五 福岡高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(福岡地方裁判所を除く。)

六 仙台高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(仙台地方裁判所を除く。)

東

京地方裁判所又は仙台地方裁判所

七 札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(札幌地方裁判所を除く。)

八 高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(高松地方裁判所を除く。)

京地方裁判所又は高松地方裁判所

一の訴えで第二十四条の規定による請求を含む数個の請求をする場合における民事訴訟法第七条の規定の適用については、同条中「前三條」とあるのは、「前三條及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十四条の二第一項」とする。

第八十七條の次に次の一條を加える。

第八十七條の二 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起された場合において、他の裁判所に同一又は同種の行為に係る同条の規定による訴訟が係属しているときは、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は当該訴えにつき第八十四条の二第一項の規定により管轄権を有する他の裁判所に移送することができる。

第九十一條の二第十三号中「第二十四条の二第六項」を「第二十三條第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第二十五条の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始された行為について適用し、施行日前に既に開始されている行為については、なお従前の例による。

2 新法第二十五条の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第三条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び第二十五条」を削り、「第八章第二節」を「第二十五条及び第八章第二節」に改める。

(たばこ耕作組合法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条(組合の行為への適用除外)第一号及び第三号」を「第二十二号(組合の行為への適用除外)第一号及び第三号」に改める。

一 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)第七号

二 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九号

(信用金庫法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条第一号」を「第二十二号第一号」に改める。

一 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第七号第一項及び第二項
二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第七号第一項及び第二項
三 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百

四十一号)第八十条

(農業協同組合法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条第一号及び第三号」を「第二十二号第一号及び第三号」に改める。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九号

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第七号

(森林組合法の一部改正)

第七条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十四条第一号」を「第二十二号第一号」に改める。

第三十一条第二項及び第百四号第三項中「第二十四条第三号」を「第二十二号第三号」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第八条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「第二十四条各号」を「第二十二号各号」に改める。

審査報告書

港灣労働法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年五月十一日

労働・社会政策委員長 吉岡 吉典
参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年におけるコンテナ輸送の増大等港灣における輸送革新の著しい進展、港灣運送事業の効率化等に対応して、港灣運送に必要なる労働力の確保及び港灣労働者の雇用の安定

その他福祉の増進等を図るため、港灣労働者派遣制度の創設による港灣労働者の就業機会の確保等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成十二年度労働保険特別会計予算の雇用勘定に約一億四千八百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切に対処すべきである。

一、港灣労働者派遣制度の適正な運営を図るため、港灣運送事業者が労働者派遣を求める場合には港灣労働者雇用安定センターにあつせんを求めるとするよう指導の徹底を図ること。

二、港灣労働者雇用安定センターの運営に当たっては、関係労使の意見が十分反映されたものとなるよう指導すること。

三、港灣運送事業者は企業常用労働者の使用を原則として、日雇労働者を使用しないよう指導すること。

四、本法施行後の実績、港灣運送事業の規制緩和の実施状況等を勘案し、本法の適用港灣の拡大に努めること。

五、港灣労働者派遣制度の導入及び日雇労働・夜間荷役の推進に伴い、労働時間が増大しないよう

雇用管理の適正化を図るとともに、港灣運送事業者が協力して労働安全衛生対策を講じるなど、労働環境の整備に努めること。

六、港灣労働者派遣制度の適用においては、労働大臣の定める適正な派遣料金及び日数の上限基準を申請事業主が厳正に遵守するとともに、今回の法改正の趣旨に照らし、専ら派遣労働のみに従事する労働者が生じることのないよう、万全の配慮をすること。

七、港灣労働者雇用安定センターの労働者派遣業務の廃止に伴い、同センターが雇用していた派遣労働者の雇用の確保に万全を期すこと。

八、ILO第百三十七号条約(港灣における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約)及び第百五十二号条約(港灣労働における職業上の安全及び衛生に関する条約)について、港灣における荷役作業の実態等を踏まえ、その速やかな批准について検討を行うこと。

港灣労働法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十二年四月二十五日
衆議院議長 伊藤 一郎
参議院議長 齋藤 十朗殿

港灣労働法の一部を改正する法律案
港灣労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四章 港灣労働者雇用安定センター(第十二条 第二十五条)
目次 第五章 港灣労働者(第二十八条 第三十二条)
第六章 罰則(第二十九条 第三十二条)
派遣事業(第十二条 第二十七条)
雇用安定センター(第二十八条 第四十一条)に改める。
八条(第五十二条)

第二条に次の一号を加える。

五 港湾労働者派遣事業 事業主が港湾運送の業務について行う特定労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)以下「労働者派遣法」という。)第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。をいう。

第三条第二項に次の一号を加える。

四 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

第三十二条中「前三条を」と、第四十八条から前条までに改め、同条を第五十二条とする。

第三十一条中「十万円を」「三十万円」に改め、同条第一号中「(第十八条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二号中「第二十一条第一項を」「第三十八条第一項」に改め、同条同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第十二条第二項(第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第十二条第三項(第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第十八条第三項、第十九条第一項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十一条に次の二号を加える。

五 第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第四十五条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

第三十一条を第五十一条とする。

第三十条中「第二十三条を」「第三十九条に」「二十万円を」「五十万円」に改め、同条を第五十条とする。

第二十九条中「第十条第一項の規定に違反した者を」「次の各号のいずれかに該当する者に」「十万円を」「三十万円」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十条第一項又は第四十四条第二項の規定に違反した者

二 第十八条第一項の規定に違反して第十二条第二項第四号に掲げる事項を変更した者

三 偽りその他不正の行為により第十八条第一項の許可を受けた者

第二十九条を第四十九条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により第十二条第一項の許可又は第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

二 第二十一条第二項の規定による命令に違反した者

三 第二十一条の規定に違反した者

第六章を第七章とする。

第二十七条中「又は第二号ロを」「若しくは第二号ロ又は第十三条第一号」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十六条の見出し中「労働者派遣」を「港湾労働者派遣事業」に改め、同条中「第十二条第一項」を「第二十八条第一項」に、「港湾労働者雇用安定

センターに対し、労働者の派遣を求めなければならない」と「港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けなければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該港湾において港湾労働者派遣事業を営んでいるすべての港湾派遣元事業主に対し労働者の派遣を求め、又は港湾労働者雇用安定センターに対し労働者派遣契約の締結についてあつせんを求めたにもかかわらず当該港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けられない場合は、この限りでない。

第二十六条を第四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(公共職業安定所長に対する申告)

第四十四条 港湾労働者は、事業主が第三章(これに基づく命令を含む。)又は前条の規定に違反する事実がある場合においては、その事実を公共職業安定所長に申告することができる。

2 事業主は、前項の申告をしたことを理由として、港湾労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び検査)

第四十五条 公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、事業主に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、所属の職員に、事業主の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五章を第八章とする。

第二十五条を第四十一条とし、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(労働大臣による雇用福祉事業関係業務の実施)

第四十二条 労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用福祉事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第二十四条第一項各号列記以外の部分中「第十二条第一項を」「第二十八条第一項」に、「第十四条」を「第三十条」に改め、同項第一号中「第十四条」を「第三十条」に改め、同項第四号中「第十三条第一項を」「第二十九条第一項」に改め、同項第五号中「第十七条第一項を」「第三十一条第一項」に、「労働者派遣規程」を「業務規程」に、「労働者派遣業務」を「事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務」に改め、同条第二項中「第十四条」を「第三十条」に改め、同条を第四十条とする。

第二十三条中「第十四条」を「第三十条」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十一条第一項中「第十四条」を「第三十条」に

改め、同条を第三十八条とする。

第二十一条第二項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程」を「業務規程」に、「第十四条を」第三十条に、「第十二条第二項第三号を」第二十八条第二項第三号に改め、同条を第三十七条とする。

第二十条を削る。

第十九条第三項を削り、同条第四項中「提出しなければならぬ」を「提出し、その承認を受けなければならぬ」に改め、同項を同条第三項とする。

第十九条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(交付金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、香港労働者雇用安定センターに対し、雇用福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、香港労働者雇用安定センターが雇用福祉事業関係業務を行う場合における香港労働者雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第十八条中「労働者派遣業務に係る経理とを」事業主支援業務に係る経理、雇用福祉事業関係業務に係る経理及び「経理とを」を「経理をそれぞれ」に改め、同条を第三十二条とする。

第十七条の見出しを「(業務規程の認可)」に改め、同条第一項中「労働者派遣業務に関する規程」を「第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務(以下「事業主支援業務」という。)又は雇用福祉事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程」に、「この

章において「労働者派遣規程」を「業務規程」に改め、同条第二項中「労働者派遣規程には、労働者派遣業務の実施方法、労働者派遣に関する料金」を「業務規程には、事業主支援業務及び雇用福祉事業関係業務の実施方法」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二条とする。

第十五条及び第十六条を削る。

第十四条中「第十二条第一項を」第二十八条第一項に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同条の次に次の一号を加える。

二 香港労働者に対する訓練を行うこと。

第十四条第三号から第五号までを次のように改める。

三 香港労働者派遣事業その他の香港運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 香港労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのおつせんを行うこと。

五 次条第一項に規定する業務を行うこと。

第十四条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(香港労働者雇用安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施)

第三十一条 労働大臣は、香港労働者雇用安定センターを指定したときは、香港労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 香港労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進に関する調査研究を行うこと。

二 香港労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三 香港労働者派遣事業の派遣労働者に対して、香港労働者派遣事業に係る派遣就業について相談その他の援助を行うこと。

四 雇用管理者及び就労後の労働者派遣法第三十六条の規定により選任された派遣元責任者(香港派遣元事業主が選任したものに限る。)に対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、香港労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 香港労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務(以下「雇用福祉事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならぬ。香港労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

3 労働大臣は、第一項の規定により香港労働者雇用安定センターに行わせる雇用福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

第十三条を第二十九条とする。

第十二条第二項中「第十四条を」第三十条に改め、同条第二項第二号中「第二十四条第一項を」第四十条第一項に改め、同項第三号イ中「若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下この章において「労働者派遣法」という。))を削り、同条を第二十八条とする。

第四章 香港労働者派遣事業

(香港労働者派遣事業の許可)

第十二条 香港労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 当該香港労働者派遣事業の事業所の名称及び所在地

四 香港ごとの派遣事業対象業務(労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。))により当該香港労働者派遣事業の派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)に従事させる香港運送の業務をいう。以下同じ。)の種類

五 香港ごとの当該事業主が営んでいる香港運送事業(香港運送の業務を行う事業をいう。以下同じ。)の種類

六 第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法(以下「就労後の労働者派遣法」という。第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

する。第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 香港労働者派遣事業

(香港労働者派遣事業の許可)

第十二条 香港労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 当該香港労働者派遣事業の事業所の名称及び所在地

四 香港ごとの派遣事業対象業務(労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。))により当該香港労働者派遣事業の派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)に従事させる香港運送の業務をいう。以下同じ。)の種類

五 香港ごとの当該事業主が営んでいる香港運送事業(香港運送の業務を行う事業をいう。以下同じ。)の種類

六 第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法(以下「就労後の労働者派遣法」という。第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、当該香港労働者派遣事業の事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、労働省令で定めると

ころにより、当該港灣労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額、派遣就業（労働者派遣法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業をいう。以下同じ。）の日数その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならぬ。

5 労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならぬ。

（許可の欠格事由）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは就労後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港灣運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことに、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十七条若しくは第九十一条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十八条若しくは第七十条、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは

は第五十四条第一項（同法第五十一条前段に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和十九年法律第十五号）第二百一条第一項、第二百四十四条（同法第二百一条に係る部分に限る。）、第百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項若しくは第二項に係る部分に限る。）、労働

保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段に係る部分に限る。）、又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

四 第二十一条第一項（第一号を除く。）の規定により港灣労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（許可の基準等）

第十四条 労働大臣は、第十二条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が、当該港灣労働者派遣事業に係る派遣事業対象業務と同一の種類の港灣運送の業務を行う港灣運送事業を営んでいるものと

して労働省令で定めるものに該当すること。

二 当該港灣労働者派遣事業の計画の内容が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該港灣労働者派遣事業に係る労働者派遣に関する料金の額が、派遣労働者の賃金その他の港灣労働者派遣事業に要する経費の水準等を勘案して港灣ごとに労働大臣が定める基準に適合していること。

ロ 当該港灣労働者派遣事業の派遣労働者が派遣就業をする日数が、港灣労働者の雇用の安定その他の港灣労働者の福祉の増進を図る観点から、港灣労働者が港灣運送の業務に従事する日数（港灣労働者派遣事業の派遣労働者として派遣就業をする日数を除く。）を勘案して港灣ごとに労働大臣が定める日数を超えないこと。

三 申請者が、当該港灣労働者派遣事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

四 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものの他、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

五 前三号に掲げるもののほか、申請者が、当該港灣労働者派遣事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

2 労働大臣は、第十二条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可証）

第十五条 労働大臣は、第十二条第一項の許可をしたときは、労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の条件）

第十六条 第十二条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける事業主に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（許可の有効期間等）

第十七条 第十二条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る港灣労働者派遣事業を行おうとする事業主は、労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第十四条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第十二条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の条件）

第十六条 第十二条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける事業主に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（許可の有効期間等）

第十七条 第十二条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

5 第十二条第二項から第四項まで、第十三条(第四号を除く。)及び第十四条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(派遣事業対象業務の種類の変更等)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた事業主(以下「港灣派遣元事業主」という。)は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が港灣派遣元事業主(港灣ごとの派遣事業対象業務の種類で二以上のものについて同条第一項の許可を受けているものに限る。)の当該種類のうち一部のものに係る港灣労働者派遣事業の廃止に伴う変更のみであるときは、この限りでない。

2 第十二条第二項から第四項まで、第十三条(第四号を除く。)及び第十四条の規定は、前項の許可について準用する。

3 港灣派遣元事業主は、第一項ただし書に規定する場合においてその変更をしたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 港灣派遣元事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(氏名等の変更等)

第十九条 港灣派遣元事業主は、第十二条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。ただし、港灣派遣元事業主で同条第一項の許可を二以上の事業所について受けているものが、当該許可に係る一の事業所

業所に関して同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事業の廃止)

第二十条 港灣派遣元事業主は、当該港灣労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十二条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第二十一条 労働大臣は、港灣派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 この法律、読替え後の労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第十六条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 労働大臣は、港灣派遣元事業主が前項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該港灣労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第二十二条 港灣派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に港灣労働者派遣事業を行わせて

はならない。

(労働者派遣法の特例)

第二十三条 港灣派遣元事業主が行う港灣労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号(同号に規定する港灣運送の業務に係る部分に限る。)、第二章第二節、第二十三条第三項、第二十六条第三項、第四十八条第二項及び

は第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港灣派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条第三項	第一項各号	
第二十五条	この法律	この法律(前章第四節の規定を除く。第四十九条及び第五十一条第一項において同じ。)
第二十六条第二項第一号	業務の内容	港灣労働法第二十一条に規定する港灣運送の業務の種類及び内容
第二十六条第四項	第五項第一項の許可を受け、又は第六項第一項の規定により届出書を提出している旨	港灣労働法第二十一条に規定する港灣運送の業務の種類及び内容
第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条まで	この法律	この法律(業務の範囲等に関する規定を除く。)
第三十六条	第六条第一号から第四号まで	港灣労働法第十三条第一号から第四号まで
第三十六条第五号	当該派遣先	当該派遣先及び港灣労働法第二十八条第三項に規定する港灣労働者雇用安定センター(第四十一条第四号において「港灣労働者雇用安定センター」という。)
第四十一条第一号イ	この法律	この法律(業務の範囲等に関する規定を除く。)(港灣労働法(第四章(第二十三条を除く。))の規定に限る。)
第四十一条第四号	当該派遣元事業主	当該派遣元事業主及び港灣労働者雇用安定センター
第四十八条第一項	この法律(前章第四節の規定を除く。第四十九条及び第五十一条第一項において同じ。)	この法律(業務の範囲等に関する規定及び前章第四節の規定を除く。)(港灣労働法(第四章(第二十三条を除く。))の規定に限る。)

第四十九条の第三項	この法律又はこれに基づく命令の規定
第五十条及び第五十一条第一項	この法律
この法律(業務の範囲等)に関する規定及び前章第四節の規定を除く。若しくは港務労働法(第四章(第二十三条を除く))の規定に限る。又はこれらに基づく命令の規定	この法律(業務の範囲等)に関する規定及び前章第四節の規定を除く。又は港務労働法(第四章(第二十三条を除く))の規定に限る。

(労働者派遣契約の内容等の特例)

第二十四条 港務派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めべき事項のうち同項第一号に規定する港務運送の業務の種類については、港務(当該港務派遣元事業主が締結する同項に規定する労働者派遣契約(以下単に「労働者派遣契約」という。))に基づき派遣就業が行われることとなる港務をいう。において自己が営んでいる港務運送事業に係る港務運送の業務と異なる種類の港務運送の業務の定めをしてはならない。

2 港務派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めべき事項のうち同項第二号に規定する派遣就業の場所については、自己が港務運送事業(当該港務派遣元事業主が締結する労働者派遣契約に基づき派遣労働者が従事することとなる港務運送の業務と同一の種類の港務運送の業務を行う港務運送事業をいう。)を営んでいる港務以外の港務の定めをしてはならない。

3 港務派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業の場所が労働者派遣の対象としてしようとする労働者の主たる業務が行われている港務の区域内にないときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行ってはならない。

4 港務派遣元事業主が行う港務労働者派遣事業に係る労働者派遣は、第九條第二項の規定により港務労働者証の交付を受けた労働者であつて、港務運送の業務に労働大臣が定める期間以上従事した経験を有するもの又は港務運送の業務に関する専門的な知識若しくは技能に関し労働大臣が定める資格を有するものを派遣することにより行わなければならない。

(権限の委任)

第二十六条 この章(第二十三条を除く。)の規定に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。(船員に対する適用除外)

第二十七条 この章の規定は、船員職業安定法第

六条第一項に規定する船員については、適用しない。

附則第十條中「(昭和四十九年法律第百十六号)」を削る。

附則第十三條から第十五條までを削り、第十六條を第十三條とし、第十七條を第十四條とする。

附則第十八條から第二十四條までを削り、第二十五條を第十五條とし、第二十六條を第十六條とする。

附則第二十七條を削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(港務労働者雇用安定センターに関する経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の港務労働法(以下「旧法」という。)第十二條第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧港務労働者雇用安定センター」という。)は、この法律による改正後の港務労働法(以下「新法」という。)第二十八條第一項の指定を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の日前に旧法第十二條第三項又は第五項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第二十八條第三項又は第五項の規定によりされた公示とみなす。

用安定センター(以下「新港務労働者雇用安定センター」という。)に対して行い、又は新港務労働者雇用安定センターが行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧港務労働者雇用安定センターの役員である者がこの法律の施行の日前にした旧法第二十一條第二項に該当する行為は、新法第三十七條第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(職業安定法の一部改正)

第五條 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七條の二中「労働者派遣法」の下に「及び港務労働法」を加える。

第六條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第七百三十三條のうち港務労働法本則の改正規定中「改めるを」を、「中央職業安定審議会の」を「労働政策審議会の」に改めるに改める。

(労働省設置法の一部改正)

第七條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二 港務労働法に基づいて、港務労働者派遣事業に許可を与えること。

第二十五条 港務派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第一号に規定する港務運送の業務の種類と労働者派遣の対象としてしようとする労働者が派遣就業をしないときに主として従事している港務運送の業務(第三項において「主たる業務」という。)の種類が異なるときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣

を行つてはならない。

2 前項の場合において、労働者派遣の対象としてしようとする労働者が派遣就業をしないときにその港務運送の業務に主として従事しているかどうかの基準は、労働大臣が定める。

3 港務派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業の場所が労働者派遣の対象としてしようとする労働者の主たる業務が行われている港務の区域内にないときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行ってはならない。

4 港務派遣元事業主が行う港務労働者派遣事業に係る労働者派遣は、第九條第二項の規定により港務労働者証の交付を受けた労働者であつて、港務運送の業務に労働大臣が定める期間以上従事した経験を有するもの又は港務運送の業務に関する専門的な知識若しくは技能に関し労働大臣が定める資格を有するものを派遣することにより行わなければならない。

(権限の委任)

第二十六条 この章(第二十三条を除く。)の規定に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。(船員に対する適用除外)

第二十七条 この章の規定は、船員職業安定法第

用安定センター(以下「新港務労働者雇用安定センター」という。)に対して行い、又は新港務労働者雇用安定センターが行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧港務労働者雇用安定センターの役員である者がこの法律の施行の日前にした旧法第二十一條第二項に該当する行為は、新法第三十七條第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(職業安定法の一部改正)

第五條 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七條の二中「労働者派遣法」の下に「及び港務労働法」を加える。

第六條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第七百三十三條のうち港務労働法本則の改正規定中「改めるを」を、「中央職業安定審議会の」を「労働政策審議会の」に改めるに改める。

(労働省設置法の一部改正)

第七條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二 港務労働法に基づいて、港務労働者派遣事業に許可を与えること。

審査報告書

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年五月十一日

国土・環境委員長 石渡 清元
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の実情に応じた合理的な都市計画制限を行うため、市街化区域及び市街化調整区域の区分を原則として都道府県が選択できることとし、用途地域が定められていない区域の特定の用途の規制のための特定用途制限地域制度の創設、未利用となつてゐる建築物の容積の活用を促進するための特例容積率適用区域制度の創設、都市施設に係る立体的な都市計画の決定手法の導入、地区計画の決定要件の緩和、都市計画決定手続の透明化及び開発許可の基準の見直しを行うとともに、都市計画区域外において一定の土地利用規制のための準都市計画区域制度の創設及び一定規模以上の開発行為の規制の導入を行う等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、現行都市計画法施行から三十年余を経て、都市をめぐむ状況が大きく転換していることにかんがみ、都市計画制度の構築及び都市計画行政の遂行に当たっては、環境問題、少子高齢化への対応等都市の抱える諸課題に的確な対応を図るという理念のもとに取り組むこと。

また、地方分権の観点から、地方公共団体における都市計画決定等の事務が円滑かつ適正に推進されるよう、情報の提供、専門家の育成など、その執行体制を支援するための特段の配慮を図るよう努めること。

二、市街化区域と市街化調整区域との区分の都道府県による選択制への移行、開発許可制度に係る技術基準の条例による弾力化等を行うに当たっては、郊外部の無秩序な市街化、中心市街地の衰退を招くことのないよう、土地利用状況を十分把握する等必要な措置を講じるよう努めること。

三、都道府県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に当たっては、市町村との合意形成を十分に図り、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針と整合性が保たれるよう努めること。

四、都道府県が定める都市計画の案に対する市町村の申し出制度及び地区計画等の案に対する住民の申し出制度については、それぞれの意向を

十分尊重するとともに、円滑な都市計画決定がなされるよう努めること。

五、都市計画区域外における秩序ある土地利用を図るため、準都市計画区域制度の積極的な活用と開発許可制度の適正な運用が図られるよう努めること。

六、特例容積率適用区域制度の適用に当たっては、指定した特例容積率の限度を広く周知する等、本制度について関係者の理解を深める観点から必要な措置が図られるよう努めるとともに、歴史的建築物の保全、緑地の確保等市街地環境の維持向上に配慮すること。

七、①都市と農村等の土地利用の管理に係るより一元的な仕組み、②都道府県全域を対象とした都市計画に関する基本的な方針、③緑地等自然的環境や景観の保持、④既成市街地の再整備のための諸制度の再編整理及び利便性の向上等、土地利用に関する総合的枠組みのあり方について、引き続き検討すること。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

平成十二年四月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律

(都市計画法の一部改正)

第一条 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第六条の二」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

第四条第二項中「次条」を「次条」に改め、「区域」の下に「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

(準都市計画区域)

第五条の二 市町村は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる一定の区域で、当該区域の自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)その他の法令による土地利用の規制の状況を勘案して、そのまま土地利用を整理することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域を、準都市計画区域として指定することができる。

3 準都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行う。

5 準都市計画区域の全部又は一部について都市計画区域が指定されたときは、当該準都市計画区域は、前項の規定にかかわらず、廃止され、又は当該都市計画区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。

第六条第一項に後段として次のように加える。

第六條第三項中「国土交通大臣は」の下に「都道府県又は市町村に對し、都道府県は市町村に對しを加へ、「都道府県に對し、第一項」を、第一項又は前項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村は、準都市計画区域について、必要があるとき、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、土地利用その他国土交通省令で定め

第二章第一節中第七條の前に次の一條を加ふる。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する

(第十一條第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設(以下「区域外都市施設」という。)に関するものを令む。は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならぬ。

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる初

次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

口 近畿圏整備法第二条第三項に規定する

八 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

（都市再開発方針等）
第七條の二 都市計画区域については、都市計

一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条の三第一項又は第二項の規定

給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第三条の六第一項の規定

設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第三十条の規定による勘

点業務市街地の開発整備の方針

進に関する法律（平成九年法律第四十九号）

2 都市計画区域について定められる都市計画
(区域外都市施設に関するものを含む。)は、

第八条第一項中「都市計画には、当該都市計画区域について」を「都市計画区域については、

二の二 特定用途制限地域

第八条第二項第二号イ中「延べ面積の敷地面

建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）に改め、同号ハ中「建築面積

合」を「容積率」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘ中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を

十七項」に改め、同号へを同号子とし、同号ホ
中「最低限度」の下に「準都市計画区域内にあつ

ては、建築物の高さの最高限度。次条第十六項において同じ。を加え、同号ホを同号トとし、同号ニ中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に、「次条第十四項」を「

第十三条第一項中第十五号を第二十号とし、第九号から第十四号までを五号ずつ繰り下げ、同項第八号中「市街化区域」の下に「又は区域区分が定められていない都市計画区域」を加え、「第六号前段」を第十一号前段に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「市街化区域」の下に「又は区域区分が定められていない都市

計画区域を加え、同号を同項第十二号とし、同項第六号中「市街化区域」の下に「及び区域区分が定められていない都市計画区域」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、同項第三号中「市街化区域」の下に「又は区域区分が定められていない都市計画区域」を加え、同号を同項第八号とし、同項第二号を同項第七号とし、同項第一号中「市街化区域」と市街化調整区域との区分を「区域区分」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の四号を加える。

三 都市再開発の方針は、市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地について定めること。

四 住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域における住宅及び住宅市街地の供給の促進に関する特別措置法第三条の六第一項に規定する都市計画区域について、良好な住宅市街地の開発整備が図られるように定めること。

五 拠点業務市街地の開発整備の方針は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八条第一項の同意基本計画において定められた同法第二条第二項の拠点地区に係る市街化区域について、当該同意基本計画の達成に資するよう定めること。

六 防災再開発の方針は、市街化区域内において、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二条第一号の密集市街地の土地の区域内の各街区について同条

第二号の防災街区としての整備が図られるように定めること。

第十三条第一項に第一号として次の一号を加える。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、当該都市計画区域を一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全することを旨として、当該方針に即して都市計画が適切に定められることとなるように定めること。

第十三条第二項中「都市計画」を「都市計画区域」について定められる都市計画に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「市街化区域、市街化調整区域を「都市再開発方針等」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 準都市計画区域について定められる都市計画は、第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画に適合するとともに、地域の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用の秩序を図るため必要な事項を定めなければならない。この場合においては、当該地域における自然的環境の整備又は保全及び農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない。

一 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、美観風致を維持し、公害を防止する等

地域の環境を適正に保持するように定めること。

二 前号の基準を適用するについては、第六条第三項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づくこと。

第十四条第二項を次のように改める。

2 計画図及び計画書における区域区分の表示又は次に掲げる区域の表示は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が区域区分により区分される市街化区域若しくは市街化調整区域のいずれの区域に含まれるか又は次に掲げる区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

一 都市再開発の方針に定められている都市再開発法第二条の第三第一項第二号又は第二項の地区の区域

二 防災再開発の方針に定められている防災再開発促進地区（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項に規定する防災再開発促進地区をいう。）の区域

三 地域地区の区域（商業地域の区域の一部について特例容積率適用区域が定められているときは、商業地域の区域及び特例容積率適用区域の区域）

四 促進区域の区域

五 遊休土地転換利用促進地区の区域

六 被災市街地復興推進地域の区域

七 都市計画施設の区域

八 市街地開発事業の施行区域

九 市街地開発事業等予定区域の区域

十 地区計画の区域（地区計画の区域の一部について地区整備計画が定められているときは、地区計画の区域及び地区整備計画の区域）

十一 住宅地高度利用地区計画の区域（住宅地高度利用地区計画の区域の一部について住宅地高度利用地区整備計画が定められているときは、住宅地高度利用地区計画の区域及び住宅地高度利用地区整備計画の区域）

十二 再開発地区計画の区域（再開発地区計画の区域の一部について再開発地区整備計画（都市再開発法第七条の八の二第二項第三号の規定による再開発地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。）が定められているときは、再開発地区計画の区域及び再開発地区整備計画の区域）

十三 防災街区整備地区計画の区域（防災街区整備地区計画の区域について地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第二項第二号に規定する地区防災施設をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号の規定による特定建築物地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。）、又は防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第三号の規定による防災街区整備地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。）が定められているときは、

防災街区整備地区計画の区域及び地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画の区域又は防災街区整備地区整備計画の区域)

十四 沿道地区計画の区域(沿道地区計画の区域の一部について沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項の規定による沿道地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。)が定められているときは、沿道地区計画の区域及び沿道地区整備計画の区域)

十五 集落地区計画の区域(集落地区計画の区域の一部について集落地区整備計画(集落地域整備法第五条第三項の規定による集落地区整備計画をいう。以下同じ。)が定められているときは、集落地区計画の区域及び集落地区整備計画の区域)

第十四条に次の一項を加える。

3 第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合においては、計画図及び計画書における当該立体的な範囲の表示は、当該区域内において建築物の建築をしようとする者が、当該建築物が、当該立体的な範囲外において行われるかどうか、同項後段の規定により当該立体的な範囲からの離隔距離の最小限度が定められているときは当該立体的な範囲から最小限度の離隔距離を確保しているかどうかを容易に判断することができ、ものである。なければならない。

第十五条第一項中「次に掲げる都市計画」の下に「準都市計画区域について定めるものを除く。」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

第十五条第一項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 区域区分に関する都市計画

三 都市再開発方針等に関する都市計画

第十五条第二項中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県の都市計画の案の作成)

第十五条の二 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

2 都道府県は、都市計画の案を作成しようとするときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第十六条に次の一項を加える。

3 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

第十七条第一項中「案を」の下に「、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(条例との関係)

第十七条の二 前二条の規定は、都道府県又は市町村が、住民又は利害関係人に係る都市計画

画の決定の手續に関する事項(前二条の規定に反しないものに限る。)について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第十八条第二項中「前条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第十八条の二 第二項中「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針を、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に改める。

第十九条第一項中「当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは当該市町村都市計画審議会を、市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)」に改め、同条第二項中「市町村都市計画審議会」の下に「又は都道府県都市計画審議会」を加え、同条第三項中「都市計画(地区計画等)にあつては、当該都市計画に定めようとする事項のうち、」を「都市計画区域に定めようとする事項のうち、」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 市町村は、準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の意見の申出を行うものとする。

第二十条第一項中「及び都道府県」を「及び都道府県知事」に改める。

第二十一条第一項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を、「第六条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第十三条第一項第十五号」を「第十三条第一項第二十号」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第十八条まで」に、「第十九条第二項及び第三項」を「第十九条第二項、第三項及び第五項」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条」の下に、「第十五条の二」を加え、「から第五項までの規定」を「及び第四項」に改め、「国土交通大臣」との下に、「第十七条の二」都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」とを加える。

第二十三条第一項中「国土交通大臣が市街化区域を、国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(第六条の二第二項第二号に掲げる事項に限る。以下この条及び第二十四条第三項において同じ。)若しくは区域区分」に、「都道府県が市街化区域を、都道府県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分」に改め、同条第二項中「市街化区域を、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分」に改め、同条第三項中「市街化区域に関する都市計画及び」を「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(準都市計画区域について都市計画の取扱い)

第二十三条の二 準都市計画区域の全部又は一部について都市計画区域が指定されたときは、当該都市計画区域と重複する区域内にお

いて定められている都市計画は、当該都市計画区域について定められているものとみなす。

第二十四条第三項中「前条第一項を」第二十三條第一項に、「市街化区域を」都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は区域区分に改め、同条第七項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域を加える。

第二十九条中「市街化区域又は市街化調整区域を」都市計画区域又は準都市計画区域に改め、「都道府県知事」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二條の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)」を加え、同条第一号中「市街化区域」の下に「区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域を」、「規模が」の下に「、それぞれの区域の区分に応じて」を加え、同条第二号中「市街化調整区域」の下に「、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域を加え、同条第四号中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)、同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下単に「中核市」という。)、同法第二百五十二條の二十六の三第一項の特例市(以下単に「特例市」という。)、同法を」指定都市等、地方自治法に、「この号を」この節に、「指定都市、中核市、特例市を」指定都市等に改め、同条に次の二項を加える。

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
二 前項第三号から第五号まで及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為
3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

第三十條第一項中「前条を」前条第一項又は第二項に改め、同項第四号中「みずから」を自らに改め、同条第二項中「第三十二條を」第三十二條第一項に、「同条を」同条第二項に、「添附」を添付に改める。
第三十二條中の「同意を得、かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければ」と協議

し、その同意を得なければ」に改め、同条に次の二項を加える。
2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。
3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

第三十三條第一項中「基準」の下に「(第四項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)」を加え、同項第一号中「用途地域」の下に「、特別用途地区、特定用途制限地域を加え、これを」当該用途地域等(特別用途地区にあつては建築基準法第四十九條第一項又は第二項の条例、特定用途制限地域にあつては同法第四十九條の二の条例、港灣法第三十九條第一項の分区にあつては同法第四十條第一項の条例)に改め、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、

「事項」の下に「(第四項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。)」を加え、「同項各号に規定する基準」を「第一項各号に規定する基準(第四項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。
3 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築そ

の他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。
4 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。
5 指定都市等及び事務処理市町村以外の市町村は、前二項の規定により条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

第三十四條中の「一」を「のいずれか」に改め、同条第四号中「第二十九條第二号を」第二十九條第一項第二号に改め、同条第八号の二の次に次の二号を加える。
八の三 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている地域のうち、政令で

定める基準に従い、都道府県指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。の条例で指定する土地の区域内において行つて行つて行つて、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

八の四 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行つて行つて行つて、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

第三十四条第九号中「市街化調整区域」を「区域区分」に、「その区域」を「市街化調整区域」に改める。

第三十五条の二第一項ただし書中「第二十九号各号」を、「第二十九号第一項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第二項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号」に改める。

第三十九条ただし書及び第四十条第三項中「第三十二条を第三十二条第二項」に改める。

第四十一条の見出し中「敷地面積に対する建築面積の割合」を「建ぺい率」に改め、同条第一項中「市街化調整区域」を「用途地域の定められていない土地の区域」に、「敷地面積に対する建築面積の割合」を「建ぺい率」に改める。

第四十三条第一項中、「第二十九号第二号」を「第二十九号第一項第二号」に、「変更して第二十九号第二号」を「変更して同項第二号」に改め、同項第一号中「第二十九号第四号」を「第二十九号第一項第四号」に、「行なう」を「行つて」に改め、同項第五号中「第二十九号第九号」を「第二十九号第一項第九号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。

第五十条第一項及び第五十一条第一項中「第二十九号」を「第二十九号第一項若しくは第二項」に改める。

第五十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十一条第三項後段の規定により離隔距離の最小限度及び被荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行つて行つて行つて、当該離隔距離の最小限度及び被荷重の最大限度に適合するもの

第五十四条を次のように改める。

(許可の基準)

第五十四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

二 当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合

合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。

三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができると認められること。

イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部(建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

第五十七条第一項中「市街化区域」の下に「若しくは区域区分が定められていない都市計画区域を加え、」すみやかに「を速やかに」に改める。

第五十八条第一項中「都道府県」を「地方公共団体」に改める。

第五十八条の二第二項第五号中「第二十九号」を「第二十九号第一項」に改める。

第七十八号第一項中「行なわする」を「行なわせる」に改め、「都道府県」の下に「及び指定都市等を加え、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市等の長を加え、同条第五項及び第六項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市等の長を加え、」の「一」を「のいずれかに」に改める。

め、同条第八項中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第八十条第一項中「受けた者に対し」の下に「指定都市等の長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し」を加える。

第八十一条第一項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市等の長」に、「の」を「のいずれかに」に、「承認若しくは確認」を「若しくは承認」に改め、同項第二号中「みずから」を「自ら」に改め、同項第三号中「附した」を「付した」に改め、同項第四号中「承認又は確認」を「又は承認」に改め、同条第二項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市等の長」に、「若しくは都道府県知事」を「都道府県知事若しくは指定都市等の長」に改め、同条第三項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市等の長」に改める。

第八十二条第一項中「若しくは都道府県知事」を「都道府県知事若しくは指定都市等の長」に、「行なう」を「行つて」に、「行なわする」を「行わされる」に改める。

第八十四条中「指定都市、中核市若しくは特別市」を「指定都市等」に改める。

第八十七条中、「指定都市」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び次条において単に「指定都市」という。)に改める。

第八十七条の二第一項中「同項第二号から第五号まで」を「同項第四号から第七号まで」に改め、同条第二項中「及び第五項」を削る。

第八十七条の三第三章「第一節を除く。」を加え、「指定都市、中核市及び特別

市及び「指定都市、中核市又は特別市(以下「指定都市等」という。))を「指定都市等」に改める。
 第八十七条の五第一項中「第二十二條第一項の規定により読み替えて適用されるを削る。」
 第九十一条中「又は都道府県知事」を、「都道府県知事又は指定都市等の長」に改める。
 第九十二条中「の二を」のいずれかを「に改め、同条第三号中「第二十九條を」第二十九條第一項若しくは第二項に改める。

附則第三項から第九項までを削り、附則第十項中「附則第二項から前項まで」を「前項」に改め、同項を附則第三項とする。
 (建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造及び建築設備を」第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に、「用途地域を」建築物の用途に、「面積、高さ及び敷地内の空地を」敷地及び構造に、「都市計画区域以外の」を「都市計画区域及び準都市計画区域以外の」に改める。

第二条第二十号中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加え、「都市計画法」を「それぞれ、都市計画法」に改め、同条第二十一号中「特別用途地区」の下に、「特定用途制限地域」を加える。

第三条第三項第二号中「都市計画区域」の下に「若しくは準都市計画区域」を加え、「又は第四十二條第一項、第五十二條第一項若しくは第五十三條第一項を、第四十二條第一項若しくは第五十二條第一項に改め、その取消し」の下

に「又は同項第六号、第五十三條第一項第四号、第五十六條第一項第二号若しくは別表第三に欄の五の項に掲げる数値の決定若しくは変更」を加え、「第五十條を」から第五十條まで「に改める。」
 第六條第一項第四号中「除く。」の下に「若しくは準都市計画区域(市町村長が市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴いて指定する区域を除く。))」を加える。

第三章の章名を次のように改める。
 第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第四十一条の二中「都市計画区域」の下に「及び準都市計画区域」を加える。
 第四十二条第一項中「以上のもの」の下に「(地下におけるものを除く。))」を加える。

第四十三条第二項中「合計」の下に「。第四節、第七節及び別表第三において同じ。」を加え、「こえる」を「超える」に、「附加する」を「付加する」に改める。
 第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 建築物の用途

第四十九条の次に次の一条を加える。

(特定用途制限地域)

第四十九条の二 特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

第五十条中「又は特別用途地区」を、「特別用途地区又は特定用途制限地域」に改める。

第五十一条中「卸売市場」を「都市計画区域内においては、卸売市場」に改める。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 建築物の敷地及び構造

第五十二条の見出しを「(容積率)」に改め、同

六 用途地域の指定の
 ない区域内の建築物

十分の五、十分の八、十分の十、十分の二十又は十分の四十のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

第五十二条第二項中「延べ面積」を「容積率」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、「第四項において同じ。」「

の下に「の算定の基礎となる延べ面積を加え、同条第四項中「建築物」の下に「容積率の算定の基礎となる」を加え、同条第五項、第九項ただし書及び第十一項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。
 第五十二条の次に次の二條を加える。

(特例容積率適用区域内の容積率の特例)

第五十二条の二 商業地域に関する都市計画において、この条の定めるところにより特別の容積率を適用することができる区域(以下この項において「特例容積率適用区域」という。)が定められたときは、当該特例容積率適用区域内の二以上の敷地(建築物の敷地となるべき土地及び当該特例容積率適用区域の内外にわたる敷地であつてその過半が当該特例容積率適用区域に属するものを含む。以下この項において同じ。)に係る土地について所有権若

条第一項中「延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下この節において同じ。))の敷地面積に対する割合」を「延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。))」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項第六号を次のように改める。

しくは建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。以下「借地権」という。))を有する者又はこれらの者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、特定行政庁に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該二以上の敷地(以下この条及び次条において「特例敷地」という。)のそれぞれに適用される特別の容積率(以下この条において「特例容積率」という。)の限度の指定を申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、申請者及び同項の規定による同意をした者以外に当該申請に係る特例敷地について政令で定める利害関係を有する者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならぬ。
 3 特定行政庁は、第一項の規定による申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申請に基づき、特例敷地のそれぞれに適

用される特例容積率の限度を指定するものとする。

一 申請に係るそれぞれの特例敷地の敷地面積に申請に係るそれぞれの特例容積率の限度を乗じて得た数値の合計が、当該それぞれの特例敷地の敷地面積に前条第一項各号（第五号を除く。以下この号において同じ。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率と当該特例敷地について現に次項の規定により特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率。以下この号において「基準容積率」という。）の限度を乗じて得た数値の合計以下であること。この場合において、当該それぞれの特例敷地が基準容積率に関する制限を受ける地域、地区又は区域の二以上にわたるときは、当該基準容積率の限度は、前条第一項各号の規定による当該各地域、地区又は区域内の建築物の容積率の限度にその特例敷地の当該地域、地区又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計とする。

二 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率以上であること。

三 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地における建築物の利用上の必要性、周囲の状況等を考慮して、当該それぞれの特例敷地にふさわしい容積を備えた建築物が建築されることにより当該それぞれの特例敷地の土地が適正かつ合理的な利用形態となるよう定

められていること。この場合において、申請に係る特例容積率の限度のうち前条第一項から第六項までの規定による限度を超えるものにあつては、当該特例容積率の限度に適合して建築される建築物が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとなるよう定められていること。

4 特定行政庁は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、特例容積率の限度、特例敷地の位置その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

5 第三項の規定による指定は、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

6 第四項の規定により特例容積率の限度が公告されたときは、当該特例敷地内の建築物については、当該特例容積率の限度を前条第一項各号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。

7 第四項の規定により公告された特例敷地のいずれかについて第一項の規定による申請があつた場合において、特定行政庁が当該申請に係る第三項の指定（以下この項において「新規指定」という。）をしたときは、当該特例敷地についての第三項の規定による従前の指定は、新規指定に係る第四項の規定による公告があつた日から将来に向かつて、その効力を失う。

（指定の取消し）
第五十二条の三 前条第四項の規定により公告された特例敷地である土地について所有権又

は借地権を有する者は、その全員の合意により、同条第三項の指定の取消しを特定行政庁に申請することができる。この場合においては、あらかじめ、当該特例敷地について政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。

2 前項の規定による申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率が第五十二条第一項から第六項までの規定による限度以下であるときその他当該建築物の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る指定を取り消すものとする。

四 用途地域の指定の

十分の三、十分の四、十分の五、十分の六又は十分の七のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

第五十三条第二項中「建築面積の敷地面積に対する割合を、建ぺい率」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項を」前各項に改め、同項第三号中「建築審査会の同意を得て」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに

3 特定行政庁は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4 第二項の規定による取消しは、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による指定の取消しについて必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五十三条の見出しを「建ぺい率」に改め、同条第一項中「第五十九条第一項を除き、以下この節において同じ。」を削り、「割合」の下に「（以下「建ぺい率」という。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

限る。）がある場合において、当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物（ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。）で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建ぺい率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、前三項の規定による限度を超えるものとする。ことができる。

第五十三条に次の一項を加える。

7 第四十四条第二項の規定は、第四項又は第五項第三号の規定による許可をする場合に準用する。

第五十六条第一項第一号中「割合」を「容積率」に改め、同項第二号中「イに掲げる」を「次に掲げる数値が一・二五と定められている」に、「ロ、ハ若しくは二に掲げる建築物及びロ、ハ又は二に掲げる建築物」を「次に掲げる数値が二・五と定められている建築物」に改め、同号二中「一・五」を「一・二五又は二・五のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの」に改める。

第五十六条の二第一項中「当該各項」の下に「(四)の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの」を、「同表は欄の各項」の下に「(四)の項にあつては、同項イ又はロ」を加え、「三又は四の項」を「三の項」に改める。

第五十七条の二第一項及び第二項中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

第五十九条第一項中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合及び建築物の建築面積を容積率及び建ぺい率並びに建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)に改め、同条第三項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第五十九条の二の見出し中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第一項中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

「建ぺい率」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第六十条第一項中「延べ面積の敷地面積に対する割合及び建築物の」を「容積率及び」に改める。

第六十八条の三第一項各号列記以外の部分中「延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下この節において同じ。)の敷地面積に対する割合」及び「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項第一号ロ並びに同条第二項、第三項及び第四項第一号イ中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第六十八条の四第一項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第二項中「建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下この節において同じ。)の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第六十八条の五第一項及び第六十八条の五の二(見出しを含む。)中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第六十八条の八中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に、「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

第三章第八節の節名を次のように改める。

第八節 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造

第六十八条の九の見出し中「都市計画区域」の下に「及び準都市計画区域」を加え、同条中「延

べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第六十九条中「建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権」という。)を「借地権」に改める。

第八十六条第一項中「第十一項まで」の下に「第五十二條の二、第五十二條の三第一項から第四項まで」を加える。

第八十六条の六第一項中「延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

別表第四の四の項を次のように改める。

四 用途地 域の指 定区域					
ロ 高さ が十メ ートル を超 える 建 築 物			イ 軒 の 高 さ が 七 メ ー ト ル を 超 え る 建 築 物 又 は 地 階 を 三 以 上 の 建 築 物		
四 メ ー ト ル			一・五 メ ー ト ル		
(三)	(二)	(一)	(三)	(二)	(一)
五時間(道の区域に あつては、四時間) 時間	四時間(道の区域に あつては、三時間) 時間	三時間(道の区域に あつては、二時間) 時間	五時間(道の区域に あつては、四時間) 時間	四時間(道の区域に あつては、三時間) 時間	三時間(道の区域に あつては、二時間) 時間
三時間(道の区域に あつては、二時間) 時間	二・五時間(道の区 域内にあつては、二 時間) 時間	二時間(道の区域に あつては、一・五時 間) 時間	三時間(道の区域に あつては、二・五時 間) 時間	二・五時間(道の区 域内にあつては、二 時間) 時間	二時間(道の区域に あつては、一・五時 間) 時間

に、「これらの割合」を「容積率、建ぺい率」に改める。

第八十六条の七中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

第八十七条第二項及び第三項中、「第五十条」を「から第五十条まで」に改める。

第八十七条第三項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表は欄の五の項中「一・五」を「一・二五又は一・五のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの」に改める。

別表第三中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表は欄の五の項中「一・五」を「一・二五又は一・五のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法(以下「旧都市計画法」という。)の規定により定められている市街化区域及び市街化調整区域の区分(次項の規定に基づきなお従前の例によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に定められたものを含む。は、同条の規定による改正後の都市計画法(以下「新都市計画法」という。))の規定により定められた区域区分とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定に基づき決定又は変更の手続を行っている市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画のうち、施行日前に旧都市計画法第十七条第一項(旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による公告が行われたものについては、新都市計画法第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により指定されている都市計画区域について、新都市計画法の規定により行う都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定及び告示は、施行日から起算して三年以内にしなければならない。

4 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている市街化区域及び市街化調

整区域の整備、開発又は保全の方針(第二項の規定に基づきなお従前の例により施行日以後に定められたものを含む。))は、施行日から起算して三年を経過する日(その日以前に前項の規定により都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定及び告示がされたときは、当該告示の日の前日)までの間は、附則第十七条の規定による改正前の都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号。附則第十八条において「旧都市再開発法」という。))の規定による都市再開発の方針、附則第二十一条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。附則第二十二条において「旧大都市地域住宅等供給促進法」という。))の規定による住宅市街地の開発整備の方針、附則第二十九条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号。附則第三十条において「旧地方拠点法」という。))の規定による拠点業務市街地の開発整備の方針並びに附則第三十三条の規定による改正前の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号。附則第三十四条において「旧密集市街地整備促進法」という。))の規定による防災再開発促進地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要に係る部分を除き、新都市計画法の規定により定められた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の

規定に基づき決定又は変更の手続を行っている都市計画のうち、施行日前に旧都市計画法第七十七条第一項(旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による公告が行われたものについては、新都市計画法第七十七条第一項及び第九十九条第一項から第四項まで(これらの規定を新都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(開発行為の許可に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧都市計画法第二十九条又は附則第四項の規定によりされた許可は、新都市計画法第二十九条第一項の規定によりされた許可とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧都市計画法第二十九条又は附則第四項の規定によりされている許可の申請は、新都市計画法第二十九条第一項の規定によりされた許可の申請とみなす。

(公共施設の管理者の同意等に関する経過措置)

第五条 施行日前に旧都市計画法第三十二条(旧都市計画法第三十五条の二第四項及び附則第五項において準用する場合を含む。))の規定によりされた同意は、新都市計画法第三十二条第一項(新都市計画法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定によりされた同意とみなす。

2 施行日前に旧都市計画法第三十二条(旧都市計画法第三十五条の二第四項及び附則第五項において準用する場合を含む。))の規定による協議を行った者は、新都市計画法第三十二条第二項(新都市計画法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定による協議を行っ

た者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧都市計画法第三十二条(旧都市計画法第三十五条の二第四項及び附則第五項において準用する場合を含む。))の規定によりされている同意の申請又は協議の申出は、それぞれ新都市計画法第三十二条第一項又は第二項(これらの規定を新都市計画法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定によりされた協議の申出とみなす。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧都市計画法第四十三条第一項第六号ロの規定による都道府県知事の確認(以下この条において単に「確認」という。))を受けた土地(次項の規定に基づきなお従前の例により施行日以後に確認を受けた土地を含む。))において行う自己の居住又は業務の用に供する建築物の新築、改築又は用途の変更については、施行日(次項の規定に基づきなお従前の例により施行日以後に確認を受けた土地において行うものにあつては、当該確認の日)から起算して五年を経過する日までの間は、同号の規定は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現にされている確認の申請については、都道府県知事は、なお従前の例により確認を行うものとする。

3 施行日前にされた確認(前項の規定に基づきなお従前の例により施行日以後にされた確認を含む。))についての違反を是正するため必要な措置については、なお従前の例による。

(用途地域の指定のない区域に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の

内において」、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十九条の第三項中、「賦課期日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域」を「賦課期日後に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第一条の規定による改正前の都市計画法（附則第二十九条の五第一項において、旧都市計画法」という。）」第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域

区域及び市街化調整区域」を「(都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)第一条の規定による改正前の都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七條第一項に規定する区域区分)に改める。

附則第二十九條の五第一項中「都市計画法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域」を「旧都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七條第一項に規定する区域区分に、「第二十九條を「第二十九條第一項に改める。

附則第三十二條の十一及び第三十三條を削り、附則第三十二條の十を附則第三十三條とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 前條の規定による改正後の地方税法の規定中都市計画法に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の都市計画法について適用し、平成十三年度分までの都市計画法については、なお従前の例による。

(土地収用法の一部改正)

第十四條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九號)の一部を次のように改正する。

第三條第三十號中「(昭和四十三年法律第百號)の下に「第四條第二項に規定する都市計画区域について同法」を加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十五條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十八號)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「第二十九條を「第二十九條第一項又は第二項に改める。

第三十六條中「第三十九條を「第二十九條第一項又は第二項に、「みずから」を「自ら」に改める。

(都市計画法施行法の一部改正)

第十六條 都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一號)の一部を次のように改正する。

第七條第一項を次のように改める。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号。以下この項において「平成十二年改正法」という)の施行の際現に旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十號)第四條の規定(平成十二年改正法附則第十六條の規定による改正前のこの項の規定に基づきなお従前の例によることとされた場合を含む)による認可を受けている住宅地造成事業については、なお従前の例による。

(都市再開発法の一部改正)

第十七條 都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二條の二第二項第二号中「第八條第二項第二号」を「第八條第三項第二号」に改める。

第二條の三第一項中「に係る都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においては、」を「内の市街化区域(都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域をいう。以下同じ)においては、都市計画に」に改め、同條第二項中「に係る都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においては、当該都市計画区域を」内の市街化区域

においては、都市計画に、当該市街化区域に改める。

第七條の二第二項中「第二十九條を「第二十九條第一項に改める。

第七條の八中「第二十九條第一号」を「第二十九條第一号第一号」に、「基準」を「基準(第四項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)」に、「基準を除く」を「基準を除き、第四項の条例が定められているときは当該条例で定める制限を含むに改める。

第七條の八の三第一項第五号中「第二十九條を「第二十九條第一項に改める。

(都市再開発法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 この法律の施行の際旧都市再開発法の規定により旧都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において定められている都市再開発の方針(附則第二條第二項の規定に基づきなお従前の例により施行日以後に旧都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において定められたものを含む)は、前條の規定による改正後の都市再開発法の規定により定められた都市再開発の方針とみなす。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第十九條 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十八號)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「の」を「のいずれか」に改め、同項第四号中「第二十九條を「第二十九條第一項又は第二項」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

第二十條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二號)の一部を次のように改正する。

第四十條第二項第三号中「市街化区域又は市街化調整区域」を「区域区分」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二十一條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三條の六第一項中「に係る都市計画法第七條第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針においては」を「においては、都市計画に」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 この法律の施行の際現に旧大都市地域住宅等供給促進法の規定により旧都市計画法第七條第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針において定められている住宅市街地の開発整備の方針(附則第二條第二項の規定に基づきなお従前の例により施行日以後に旧都市計画法第七條第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針において定められたものを含む)は、前條の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定により定められた住宅市街地の開発整備の方針とみなす。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正)

第二十三條 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第二十四號)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号、第十条の二第四項及び第十條の七第二項中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第二十四條 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條の三第一号ロ中「市街化区域及び市街化調整区域を「区域区分」に改める。

(集落地域整備法の一部改正)

第二十五條 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第五号中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に改める。

(市民農園整備促進法の一部改正)

第二十六條 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十七條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項及び別表第一第二号イ中「市街化区域及び市街化調整区域を「区域区分」に改める。

(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の一部改正)

第二十八條 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條ただし書中「第二十九條」を「第二十九

條第一項又は第二項」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第二十九條 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十條中「都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において、」を「市街化区域において、都市計画に」に改める。

第三十一條第四項中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十條 この法律の施行の際現に旧地方拠点法の規定により旧都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において定められている拠点業務市街地の開発整備の方針(附則第二條第二項の規定に基づきなお従前の例により施行日以後に旧都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において定められたものを含む)は、前條の規定による改正後の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の規定により定められた拠点業務市街地の開発整備の方針とみなす。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第三十一條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

第三十一條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

第三十一條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

第三十一條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第四項第二号中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に改める。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第三十二條 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項及び第十九條中「第二十九條」を「第二十九條第一項又は第二項」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第三十三條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中第二章 防災再開発促進地区を「第二章 防災再開発方針」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 防災再開発方針

第三條の見出しを「(防災再開発方針)」に改め、同條第一項中「第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においては、」を「第七條第一項の市街化区域内においては、都市計画に」に改め、「概要を」の下に「明らかにした防災再開発の方針を」を加える。

第三十三條第一項第五号中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 この法律の施行の際現に旧密集市街地整備促進法の規定により旧都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において定められている防災再開発促進地区

第三十四條 この法律の施行の際現に旧密集市街地整備促進法の規定により旧都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において定められている防災再開発促進地区

及び当該地区の整備又は開発の計画の概要(附則第二條第二項の規定に基づきなお従前の例により施行日以後に旧都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において定められたものを含む)は、前條の規定による改正後の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定により定められた防災再開発の方針とみなす。

(環境影響評価法の一部改正)

第三十五條 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十條第二項中「ときであつて当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていたときは市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)」に改める。

第四十一條第五項中「による市町村都市計画審議会」の下に「若しくは都道府県都市計画審議会」を加える。

第四十五條第二項中「第十九條」を「第十九條第一項から第四項まで」に、「第十九條第四項及び第五項」を「第十九條第四項」に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第三十六條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第七条第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」を「第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第七条の二の都市再開発方針等」に改める。

審査報告書

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年五月十一日

法務委員長 風間 紘

参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、刑事手続において、犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、報告罪である強姦罪等の告訴期間を撤廃し、証人尋問手続における証人の負担軽減のための手続及び被害者等による公判期日における被害に関する心情その他の意見の陳述の制度を導入するとともに、併せて檢察審査会に対する審査申立権者の範囲の拡大等を行うものである。よつて、要領書を添えて報告する。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、そ

れにふさわしい処遇が保障されるよう、犯罪被害者等に対する支援を更に充実するため、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

一 政府及び最高裁判所は、犯罪被害者等の保護及び配慮が喫緊の課題であることにかんがみ、両法律の趣旨を広く周知徹底すること。

二 政府及び最高裁判所は、両法律の施行に当たっては、犯罪被害者等の保護に十分に配慮するとともに、反対尋問権の保障を含む被告人の権利を不当に制限することのないよう、刑事司法の適正な運営の確保に努めること。

三 政府は、犯罪被害者等の権利に関する国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるとともに、犯罪捜査に従事する者に対し、犯罪被害者等の人権、心身の状況等に関する理解を深めるための研修・訓練を行うこと。

四 政府は、犯罪被害者等に対する経済的支援の必要性にかんがみ、犯罪被害者等給付金支給制度の拡充に努めるとともに、被害回復に資するための新たな支援制度について検討すること。

五 政府は、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び社会復帰を支援するため、犯罪被害者等に対する相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者等の安全・生活の平穩の確保、民間の被害者支援組織等への援助等精神的・経済的支援を含めた総合的な犯罪被害者対策を、関係省庁の密接な連携の下に推進すること。

六 政府は、犯罪被害者等支援の観点から、司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、檢察審査会制度の在り方について検討すること。

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十二年四月二十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、第五百五十七条の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第五百五十七条の次に次の三条を加える。

第五百五十七条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適當であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述中、証人に付き添わせることができる。

前項の規定により証人に付き添ふこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

第五百五十七条の三 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前(次条第一項に規定する方法による場合を含む。)において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができない。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができない。

裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名譽に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができない。

第五百五十七条の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所(こ

これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるとする方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第七十六條から第七十八條まで、第八十一條、第二百二十五條(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十七條第一項(第二百二十五條の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。若しくは第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。若しくは第二百四十一條前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四號)第六十條第一項の罪若しくは同法第三十四條第一項第九号に係る同法第六十條第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二號)第四條から第八條までの罪の被害者

三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟關係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると料する

場合であつて、証人の同意があるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体(映像及び音声と同時に記録することができ物を用いる。以下同じ。)に記録することができる。

前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調査の一部とするものとする。第二百八十條第二項中「前項を」第一項に、「但し」を「ただし」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、第二百五十七條の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することとできない。

第二百五十五條第一項ただし書中「但し、刑法第二百三十二條第二項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行うを」ただし、次に掲げるに改め、同項に次の各号を加える。

一 刑法第七十六條から第七十八條まで、第二百二十五條若しくは第二百二十七條第一項(第二百二十五條の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。若しくは第三項の罪又はこれらの罪に係る未遂罪につき行う告訴

二 刑法第二百三十二條第二項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴

第二百七十條に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、第二百五十七條の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することとできない。

第二百八十一條の二中「面前の下に」(第二百五十七條の三第一項に規定する措置を採る場合及び第二百五十七條の四第一項に規定する方法による場合を含む。を加える。

第二百九十二條の次に次の一項を加える。

第二百九十二條の二 裁判所は、被害者又はその法定代理人(被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において「被害者等」という。から、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述の申出があるときは、公判期日において、その意見を陳述させるものとする。

前項の規定による意見の陳述の申出は、あらかじめ、檢察官にしなければならぬ。この場合において、檢察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長又は陪席の裁判官は、被害者等が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするため、当該被害者等に質問することができる。訴訟關係人は、被害者等が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするため、裁判長に告げて、当該被害者等に質問することができる。

裁判長は、被害者等の意見の陳述又は訴訟關係人の被害者等に対する質問が既にした陳述若しくは質問と重複するとき、又は事件に關係のない事項にわたるときその他相当でないときは、これを制限することができる。

第二百五十七條の二、第二百五十七條の三及び第二百五十七條の四第一項の規定は、第一項の規定による意見の陳述について準用する。

裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないとき、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。

前項の規定により書面が提出された場合には、裁判長は、公判期日において、その旨を明らかにしなければならない。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、その書面を朗読し、又はその要旨を告げることができる。

第一項の規定による陳述又は第七項の規定による書面は、犯罪事実の認定のための証拠とすることができない。

第二百四十四條の二中「面前の下に」(第二百五十七條の三第一項に規定する措置を採る場合及び第二百五十七條の四第一項に規定する方法による場合を含む。を加える。

第二百五十五條に次の二項を加える。

第二百五十七條の四第三項の規定により記録媒体がその一部とされた調査の取調べについては、前二項による朗読に代えて、当該記録媒体を再生するものとする。ただし、裁判長は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該記録媒体の再生に代えて、当該調査の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調査に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

裁判所は、前項の規定により第五百七十七条の四第三項に規定する記録媒体を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第五百七十七条の三に規定する措置を採ることができ

る。
第三百二十一条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「面前」の下に「(第五百七十七条の四第一項に規定する方法による場合を含む。）」を加える。

第三百二十一条の次に次の一条を加える。

第三百二十一条の二 被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第五百七十七条の四第一項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができ、この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならぬ。

前項の規定により調書を取り調べる場合において、第三百五十五条第三項ただし書の規定は、適用しない。

第一項の規定により取り調べられた調書に記録された証人の供述は、第二百九十五条第一項前段並びに前条第一項第一号及び第二号の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十三条中「前二条」を「前三条」に、「左の」を「次に掲げる」に改める。

第三百二十五条中「前四条」を「第三百二十一条から前条まで」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

第二条 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「被った者の申立て」を「被った者(犯罪により害を被った者が死亡した場合において、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹)の申立て」に改める。

第三十条中「告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被った者」を「第二条第二項に掲げる者」に、「申立て」を「申立て」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 審査申立人は、檢察審査会に意見書又は資料を提出することができる。

第三十九条中「前条」を「第三十八条」に、「但し」を「ただし」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中刑事訴訟法第二百三十五条の改正規定及び第二条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中刑事訴訟法第五百七十七条の次に三条を加える改正規定(第五百七十七条の四に係る部分に限る。) 公布の日から起算して一年

六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

2 前項第一号に定める日前に犯した第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百三十五条第一項第一号に掲げる罪について告訴をすることのできる期間については、なお従前の例による。

審査報告書

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十二年五月十一日

法務委員長 風間 純
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、犯罪被害者等の保護を図るために、刑事手続に付随する措置として、犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を定めるとともに、犯罪被害者等による公判記録の閲覧及び謄写を可能とする制度並びに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の制度を導入するものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、それにふさわしい処遇が保障されるよう、犯罪被害者等に対する支援を更に充実するため、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

一 政府及び最高裁判所は、犯罪被害者等の保護及び配慮が喫緊の課題であることにかんがみ、両法律の趣旨を広く周知徹底すること。

二 政府及び最高裁判所は、両法律の施行に当たっては、犯罪被害者等の保護に十分に配慮するとともに、反対尋問権の保障を含む被告人の権利を不当に制限することのないよう、刑事司法の適正な運営の確保に努めること。

三 政府は、犯罪被害者等の権利に関する国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるとともに、犯罪捜査に従事する者に対し、犯罪被害者等の人権、心身の状況等に関する理解を深めるための研修・訓練を行うこと。

四 政府は、犯罪被害者等に対する経済的支援の必要性にかんがみ、犯罪被害者等給付金支給制度の拡充に努めるとともに、被害回復に資するための新たな支援制度について検討すること。

五 政府は、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び社会復帰を支援するため、犯罪被害者等に対する相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者等の安全・生活の平穩の確保、民間の被害者支援組織等への援助等精神的・経済的支援を含めた総合的な犯罪被害者対策を、関係省庁の密接な連携の下に推進すること。

六 政府は、犯罪被害者等支援の観点から、司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、檢察審

査会制度の在り方について検討すること。
右決議する。

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に
付随する措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年四月二十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 高藤 十朗殿

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に
付随する措置に関する法律案

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続
に付随する措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、犯罪により害を被った者
(以下「被害者」という。)及びその遺族がその被
害に係る刑事事件の審理の状況及び内容につい
て深い関心を有するとともに、これらの者の受
けた身体的、財産的被害その他の被害の回復に
は困難を伴う場合があることにかんがみ、刑事
手続に付随するものとして、被害者及びその遺
族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資す
るための措置を定め、もってその保護を図るこ
とを目的とする。

(公判手続の傍聴)

第二条 刑事被告人の係属する裁判所の裁判長
は、当該被告人の被害者等(被害者又は被害
者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故
障がある場合におけるその配偶者、直系の親族

若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)又は当該
被害者の法定代理人から、当該被告人の公判
手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍
聴を希望する者の数その他の事情を考慮しつ
つ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなけ
ればならない。

(公判記録の閲覧及び謄写)

第三条 刑事被告人の係属する裁判所は、第一
回の公判期日後当該被告人の終結までの間に
おいて、当該被告人の被害者等若しくは当該
被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を
受けた弁護士から、当該被告人の訴訟記録の
閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び
被告人又は弁護人の意見を聴き、当該被害者等
の損害賠償請求権の行使のために必要があると
認める場合その他正当な理由がある場合であつ
て、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考
慮して相当と認めるときは、申出をした者にそ
の閲覧又は謄写をさせることができる。

2 裁判所は、前項の規定により謄写をさせる場
合において、謄写した訴訟記録の使用目的を制
限し、その他適当と認める条件を付することが
できる。

3 第一項の規定により訴訟記録を閲覧し又は謄
写した者は、閲覧又は謄写により知り得た事項
を用いるに当たり、不当に関係人の名誉若しく
は生活の平穩を害し、又は捜査若しくは公判に
支障を生じさせることのないよう注意しなけれ
ばならない。

(民事上の争いについての刑事訴訟手続におけ
る和解)

第四条 刑事被告人の被告人と被害者等は、両

者の間における民事上の争い(当該被告人事件に
係る被害についての争いを含む場合に限る。)に
ついて合意が成立した場合においては、当該被告人
の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対
し、共同して当該合意の公判調書への記載を求
める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭
の支払を内容とする場合において、被告人以外
の者が被害者等に対して当該債務について保証す
る旨又は連帯して責任を負う旨を約したとき
は、その者も、同項の申立てとともに、被告人
及び被害者等と共同してその旨の公判調書への
記載を求める申立てをすることができる。

3 前二項の規定による申立ては、弁論の終結ま
でに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合
意及びその合意がされた民事上の争いの目的で
ある権利を特定するに足りる事実を記載した書
面を提出してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る
合意を公判調書に記載したときは、その記載
は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(和解記録)

第五条 前条第一項若しくは第二項の規定による
申立てに基づき公判調書に記載された合意をし
た者又は利害関係を疎明した第三者は、第三
条及び刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一
号)第四十九條の規定にかかわらず、裁判所書
記官に対し、当該公判調書(当該合意及びその
合意がされた民事上の争いの目的である権利を
特定するに足りる事実が記載された部分に限
る。)、当該申立てに係る前条第三項の書面その
他の当該合意に関する記録(以下「和解記録」と

いう。)の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若
しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明
書の交付を請求することができる。ただし、和
解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保
存又は裁判所の執務に支障があるときは、する
ことができない。

2 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄
写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和
解に関する事項の証明書の交付の請求に関する
裁判所書記官の処分に対する異議の申立てにつ
いては民事訴訟法(平成八年法律第九号)第百
二十一条の例により、和解記録についての秘密
保護のための閲覧等の制限の手続については同
法第九十二条の例による。

3 和解記録は、刑事被告人の終結後は、当該
被告人事件の第一審裁判所において保管するもの
とする。

(民事訴訟法の準用)

第六条 前二条に規定する民事上の争いにつ
いての刑事訴訟手続における和解に関する手続につ
いては、その性質に反しない限り、民事訴訟法
第一編第三章第一節(選定当事者及び特別代理
人に関する規定を除く。及び第四節(第六十條
を除く。))の規定を準用する。

(執行文付与の訴え等の管轄の特則)

第七条 第四条に規定する民事上の争いにつ
いての刑事訴訟手続における和解に係る執行文付
与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え及び請
求異議の訴えは、民事執行法(昭和五十四年法
律第四号)第三十三條第二項(同法第三十四條第
三項及び第三十五條第三項において準用する場
合を含む。)の規定にかかわらず、当該被告人事件

の第一審裁判所(第一審裁判所が簡易裁判所である場合において、その和解に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)の管轄に専属する。

(手数料)

第八条 第三条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写の手数料及び第五条第一項の規定による和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第七條から第十條まで及び別表第二の一から三までの項の規定(別表第二の一の項上欄中(事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。とある部分を除く。を準用する。

2 第四条及び第五条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、民事訴訟法第二百七十五條の規定による訴え提起前の和解の例による。

(最高裁判所規則)

第九条 この法律に定めるもののほか、公判記録の閲覧及び謄写並びに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

2 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「記録」の下に「(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第 号)第五條第一項に規定する和解記録については、その謄本)を加える。

審査報告書

電気通信事業法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。 平成十二年五月十一日

交通・情報通信委員長 齋藤 勁

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、指定電気通信設備に係る接続料の原価算定方法として電気通信設備の接続によって増加する費用を客観的に評価する方法を導入することにより、当該接続料の低廉化を図ろうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一、長期増分費用方式の導入に際しては、ユニバーサル・サービスの確保及び東・西NNTの経営・利用者料金に悪影響を及ぼさないよう留意し、効率的な投下コストの確実な回収が図られるよう、モデルの選択、適用、実施を慎重に行うこと。

二、長期増分費用方式は、諸外国においても実施例の少ない方式であることから、この規制方式自体の有効性については、今後十分な検証を行い、必要ない見直しを行うこと。

三、移動体・インターネットの急速な普及等の市場構造の変化と地域通信市場での競争が急速に進展する中で、東・西NNTが自主的に日本のIT革命の推進に貢献するために、公正競争の確保に配慮しつつ、財務基盤の確立並びに迅速かつ柔軟なサービス展開及び事業運営をできるよう、事業範囲・サービス規制の在り方について早期に検討を行うこと。

四、移動体・インターネットの急速な普及、CATV、NCCの急速な市場参入、放送のデジタル化等、マルチメディアの進展に伴い、市場構造の変化が進む中で、ユニバーサル・サービスの在り方が問われており、具体的な検討を早急に行うこと。

五、東・西NNTが、ユーザ向け料金の引下げを図るよう経営努力を行うとともに、東・西NNTに接続する事業者が事業者間接続料の引下げをユーザ向け料金の引下げに還元するよう促進すること。

六、インターネット時代に的確に対応できるよう、東・西NNTの定額料金制サービスの普及拡大及び光ファイバを利用した高速広帯域サービスの開発普及に努めるとともに、光ファイバアクセス網については指定電気通信設備規制の在り方について検討を行うこと。

七、移動体・インターネットの急速な普及、地域通信市場での競争の進展、M & Aを中心としたグローバル競争の本格化等の市場構造の抜本的变化を踏まえて、我が国事業者の国際競争力を強化、向上する方策について早急に検討を行うこと。

八、NNT株式の政府持株に対する配当金の使途、政府持株売却益の使途について、デジタルデバイドを生じさせないよう配慮しつつ、健全な情報社会の構築に資するよう、積極的な見直しの検討を行うこと。

九、連結納税制度の早期導入について、その実現のため能動的な努力を行うこと。 右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成十二年四月二十七日

衆議院議長 伊藤 宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

電気通信事業法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

の一部を次のように改正する。

第三十八條第三項中「第三十八條の二第四項を「第三十八條の二第五項」に改める。

第三十八條の二第二項中「第四項を「第五項」に改め、同条第十四項中「第四項を「第五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項第二号中「第六項を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六項を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第一種電気通信事業者は、」の下に「第四項に規定する接続料にあつては第二項の認可を受けた後五年を超えない範囲内で郵政省令で定める期間を経過すること、それ以外の接続料にあつてはを加え、」ときは、これを」ときに、通信量等の記録及び前項の規定による会計の整理の結果」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、郵政省令で定めるところにより、当該指定電気通信設備との接続に係る第三項第一号口の郵政省令で定める機能ごとに、通信量又は回線数その他郵政省令で定める事項(第十二項において「通信量等」という。)を記録しておくなければならない。

第三十八條の二第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第二号の郵政省令で定める方法(同項第一号口の郵政省令で定める機能のうち、高度で新しい電気通信技術の導入によつて、指定電気

通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められるものとして郵政省令で定める機能に係る接続料について定めるものに限る。)は、指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該指定電気通信設備との接続により当該指定電気通信設備によつて提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該指定電気通信設備に係る費用を勘案して原価を算定するものでなければならぬ。

第三十八條の三第二項中「前条第四項を「前条第五項」に改める。

第九十四條第十号中「第七項若しくは第九項を「第五項、第八項、第十一項若しくは第十二項」に改め、同条第十三号中「第三十八條の二第六項を「第三十八條の二第七項」に改める。

第七百七條第五号中「第三十八條の二第五項を「第三十八條の二第六項」に改める。

第九百九條第一号中「第三十一條の二」の下に「又は第三十八條の二第十項」を加える。

第九百九條第一号中「第三十八條の二第八項を「第三十八條の二第九項」に改め、同条第四号中「第三十八條の二第七項を「第三十八條の二第八項」に改める。

第九百九條第二号中「第三十八條の二第九項を「第三十八條の二第十項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

2 郵政大臣は、この法律の施行前においても、改正後の電気通信事業法第三十八條の二第四項又は第十二項の郵政省令の制定のために、同法第九十四條の政令で定める審議会に諮問することができる。

投票者氏名

日程第一 国際原子力機関憲章第六條の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二 国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第三 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議定書第三十八表(日本国の議定書)の修正及び訂正に関する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
有馬 朗人君 井上 裕君
石渡 清元君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君

二二九名

岡野 裕君

加納 時男君

加藤 紀文君

狩野 安君

景山俊太郎君

金田 勝年君

鎌田 要人君

龜谷 博昭君

木村 仁君

北岡 秀二君

久野 恒一君

倉田 寛之君

鴻池 祥肇君

佐藤 昭郎君

齊藤 滋宣君

陣内 孝雄君

末広まきこ君

鈴木 正孝君

田浦 直君

田村 公平君

武見 敬三君

月原 茂昭君

鶴保 庸介君

中島 啓雄君

中曾根弘文君

仲道 俊哉君

成瀬 守重君

野沢 太三君

南野知恵子君

橋本 聖子君

服部三男雄君

日出 英輔君

星野 昴市君

岡野 裕君

加納 時男君

加藤 紀文君

狩野 安君

片山虎之助君

釜本 邦茂君

龜井 郁夫君

河本 英典君

岸 宏一君

久世 公堯君

国井 正幸君

小山 孝雄君

佐々木知子君

佐藤 泰三君

清水嘉子子君

須藤良太郎君

鈴木 政二君

世耕 弘成君

田中 直紀君

竹山 裕君

谷川 秀善君

常田 享詳君

中川 義雄君

中島 眞人君

中原 爽君

長峯 基君

西田 吉宏君

野間 昶君

長谷川道郎君

畑 恵君

林 芳正君

保坂 三蔵君

真鍋 賢二君

松田 岩夫君	松村 龍二君	前川 忠夫君	松崎 俊久君	三重野栄子君	山本 正和君	木村 仁君	岸 宏一君
三浦 一水君	水島 裕君	円 より子君	峰崎 直樹君	田村 秀昭君	高橋紀世子君	北岡 秀二君	久世 公義君
澤手 顯正君	村上 正邦君	本岡 昭次君	篠瀬 進君	高橋 令則君	戸田 邦司君	久野 恒一君	国井 正幸君
森下 博之君	森田 次夫君	柳田 稔君	山下八洲夫君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	倉田 寛之君	小山 孝雄君
森山 裕君	矢野 哲朗君	吉田 之久君	和田 洋子君	松岡満壽男君	水野 誠一君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君
山内 俊夫君	山崎 力君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	渡辺 秀央君	石井 一二君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
山崎 正昭君	山下 善彦君	海野 義孝君	大森 礼子君	佐藤 道夫君	島袋 宗康君	齊藤 滋宣君	清水嘉与子君
山本 一太君	吉川 芳男君	加藤 修一君	風間 昶君	西川きよし君	皆野 久光君	陣内 孝雄君	須藤良太郎君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	木庭健太郎君	沢 たまき君	中村 敦夫君		末広まきこ君	鈴木 政二君
脇 雅史君	足立 良平君	高野 博師君	但馬 久美君			鈴木 正孝君	世耕 弘成君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君			田浦 直君	田中 直紀君
伊藤 基隆君	石田 美栄君	浜四津敏子君	日笠 勝之君			武見 敬三君	谷川 秀善君
今井 澄君	今泉 昭君	弘友 和夫君	福本 潤一君			武原 茂昭君	常田 享詳君
海野 徹君	江田 五月君	益田 洋介君	松 あきら君			月原 茂昭君	中川 義雄君
江本 孟紀君	小川 勝也君	森本 晃司君	山下 栄一君			鶴保 庸介君	中島 眞人君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	山本 保君	渡辺 孝男君			中島 啓雄君	中島 眞人君
勝木 健司君	川橋 幸子君	阿部 幸代君	井上 美代君			中曾根弘文君	中原 爽君
木俣 佳文君	北澤 俊美君	池田 幹幸君	市田 忠義君			仲道 俊哉君	長峯 基君
久保 亘君	郡司 彰君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君			成瀬 守重君	西田 吉宏君
小林 元君	小宮山洋子君	大沢 辰美君	笠井 亮君			野沢 太三君	野間 越君
小山 峰男君	奥石 東君	小池 晃君	小泉 親司君			南野知恵子君	長谷川道郎君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	須藤美也子君	立木 洋君			橋本 聖子君	畑 恵君
齋藤 勲君	櫻井 充君	富樫 練三君	西山登紀子君			服部三男雄君	林 芳正君
笹野 貞子君	菅川 健二君	橋本 敦君	畑野 君枝君			日出 英輔君	保坂 三蔵君
高嶋 良充君	竹村 泰子君	八田ひろ子君	林 紀子君			星野 朋市君	真鍋 賢二君
谷林 正昭君	千葉 景子君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君			松田 岩夫君	松村 龍二君
角田 義一君	寺崎 昭久君	山下 芳生君	吉岡 吉典君			三浦 一水君	水島 裕君
内藤 正光君	直嶋 正行君	吉川 春子君	大淵 絹子君			溝手 顯正君	村上 正邦君
羽田雄一郎君	長谷川 清君	大脇 雅子君	梶原 敬義君			森下 博之君	森田 次夫君
平田 健二君	広中和歌子君	日下部禮代子君	清水 澄子君			森山 裕君	矢野 哲朗君
福山 哲郎君	藤井 俊男君	谷本 巍君	照屋 寛徳君			山内 俊夫君	山崎 力君
堀 利和君	本田 良一君	福島 瑞穂君	洲上 貞雄君			山崎 正昭君	山下 善彦君

日程第四 地方分権推進法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

反対者氏名

〇名

二三〇名

阿南 一成君 阿部 正俊君
有馬 朗人君 井上 裕君
石渡 清元君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 亀井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君

三重野栄子君 山本 正和君
田村 秀昭君 高橋紀世子君
高橋 令則君 戸田 邦司君
堂本 曉子君 平野 貞夫君
松岡満壽男君 水野 誠一君
渡辺 秀央君 石井 一二君
佐藤 道夫君 島袋 宗康君
西川きよし君 皆野 久光君
中村 敦夫君

木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公義君
久野 恒一君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小山 孝雄君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君 清水嘉与子君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 谷川 秀善君
武見 敬三君 常田 享詳君
月原 茂昭君 中川 義雄君
鶴保 庸介君 中島 眞人君
中島 啓雄君 中原 爽君
中曾根弘文君 長峯 基君
仲道 俊哉君 西田 吉宏君
成瀬 守重君 野間 越君
野沢 太三君 長谷川道郎君
南野知恵子君 畑 恵君
橋本 聖子君 林 芳正君
服部三男雄君 保坂 三蔵君
日出 英輔君 真鍋 賢二君
星野 朋市君 松村 龍二君
松田 岩夫君 水島 裕君
三浦 一水君 村上 正邦君
溝手 顯正君 森田 次夫君
森下 博之君 矢野 哲朗君
森山 裕君 山崎 力君
山内 俊夫君 山下 善彦君

山本 一太君	吉川 芳男君	加藤 修一君	風間 昶君	島袋 宗康君	西川きよし君	陣内 孝雄君	須藤良太郎君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	木庭健太郎君	沢 たまき君	皆野 久光君	中村 敦夫君	末広まきこ君	鈴木 政二君
脇 雅史君	足立 良平君	高野 博師君	但馬 久美君			鈴木 正孝君	世耕 弘成君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君			田浦 直君	田中 直紀君
伊藤 基隆君	石田 美栄君	日笠 勝之君	日笠 勝之君			田村 公平君	竹山 裕君
今井 澄君	今泉 昭君	弘友 和夫君	福本 潤一君			武見 敬三君	谷川 秀善君
海野 徹君	江田 五月君	益田 洋介君	松 あきら君			月原 茂皓君	常田 享詳君
江本 孟紀君	小川 勝也君	森本 晃司君	山下 栄一君			鶴保 庸介君	中川 義雄君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	山本 保君	渡辺 孝男君			中島 啓雄君	中島 眞人君
勝木 健司君	川橋 幸子君	阿部 幸代君	井上 美代君			中曾根弘文君	中原 爽君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君	池田 幹幸君	市田 忠義君			仲道 俊哉君	長峯 基君
久保 亘君	郡司 彰君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君			成瀬 守重君	西田 吉宏君
小林 元君	小宮山洋子君	大沢 辰美君	笠井 亮君			野沢 太三君	野間 起君
小山 峰男君	興石 東君	小池 晃君	小泉 親司君			南野知恵子君	長谷川道郎君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	須藤美也子君	立木 洋君			橋本 聖子君	畑 恵君
齋藤 勤君	櫻井 充君	富樫 練三君	西山登紀子君			服部三男雄君	林 芳正君
笹野 貞子君	菅川 健二君	橋本 敦君	畑野 君枝君			日出 英輔君	保坂 三蔵君
高嶋 良充君	竹村 泰子君	八田ひろ子君	林 紀子君			星野 明市君	真鍋 賢二君
谷林 正昭君	千葉 景子君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君			松田 岩夫君	松村 龍二君
角田 義一君	寺崎 昭久君	山下 芳生君	吉岡 吉典君			三浦 一水君	水島 裕君
内藤 正光君	直嶋 正行君	吉川 春子君	大淵 絹子君			溝手 顕正君	村上 正邦君
羽田雄一郎君	長谷川 清君	大脇 雅子君	梶原 敬義君			森下 博之君	森田 次夫君
平田 健二君	広中和歌子君	旦下部禮代子君	清水 澄子君			森山 裕君	矢野 哲朗君
福山 哲郎君	藤井 俊男君	谷本 雄君	照屋 寛徳君			山崎 俊夫君	山崎 力君
堀 利和君	本田 良一君	福島 瑞穂君	洲上 貞雄君			山崎 正昭君	山下 善彦君
前川 忠夫君	松崎 俊久君	三重野栄子君	山本 正和君			山本 一太君	依田 智治君
円 より子君	峰崎 直樹君	田名部匡省君	田村 秀昭君			吉川 芳男君	吉村剛太郎君
本岡 昭次君	篠瀬 進君	高橋紀世子君	高橋 令則君			若林 正俊君	脇 雅史君
柳田 稔君	山下八洲夫君	戸田 邦司君	堂本 暁子君			足立 良平君	浅尾慶一郎君
吉田 之久君	和田 洋子君	平野 貞夫君	松岡満壽男君			朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	水野 誠一君	渡辺 秀央君			石田 美栄君	今井 澄君
海野 義孝君	大森 礼子君	石井 一二君	佐藤 道夫君			今泉 昭君	海野 徹君

日程第五 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

〇名

反対者氏名

二三〇名

江田 五月君	小川 勝也君	益田 洋介君	松 あきら君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	森本 晃司君	山下 栄一君
勝本 健司君	川橋 幸子君	山本 保君	渡辺 孝男君
木俣 佳文君	北澤 俊美君	阿部 幸代君	井上 美代君
久保 巨君	郡司 彰君	池田 幹幸君	市田 忠義君
小林 元君	小宮山洋子君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
小山 峰男君	奥石 東君	大沢 辰美君	笠井 亮君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	小池 晃君	小泉 親司君
齋藤 勲君	櫻井 充君	須藤美也子君	立木 洋君
笹野 貞子君	菅川 健二君	富樫 練三君	西山登紀子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君	橋本 敦君	畑野 君枝君
谷林 正昭君	千葉 景子君	八田ひろ子君	林 紀子君
角田 義一君	寺崎 昭久君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君
内藤 正光君	直嶋 正行君	山下 芳生君	吉岡 吉典君
羽田雄一郎君	長谷川 清君	吉川 春子君	大淵 絹子君
平田 健二君	広中和歌子君	大脇 雅子君	梶原 敬義君
福山 哲郎君	藤井 俊男君	日下部博代子君	清水 澄子君
堀 利和君	本田 良一君	谷本 巍君	照屋 寛徳君
前川 忠夫君	松崎 俊久君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君
円 より子君	峰崎 直樹君	三重野栄子君	山本 正和君
本岡 昭次君	築瀬 進君	田名部匡省君	田村 秀昭君
柳田 稔君	山下八洲夫君	高橋紀世子君	高橋 令則君
吉田 之久君	和田 洋子君	戸田 邦司君	堂本 暁子君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	平野 貞夫君	松岡満壽男君
海野 義孝君	大森 礼子君	水野 誠一君	渡辺 秀央君
加藤 修一君	風間 昶君	石井 一二君	佐藤 道夫君
木庭健太郎君	沢 たまき君	島袋 宗康君	西川きよし君
高野 博師君	但馬 久美君	皆野 久光君	中村 敦夫君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君		
浜四津敏子君	日笠 勝之君		
弘友 和夫君	福本 潤一君		

反対者氏名

○名

日程第六 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(須藤良太郎君外三名発議)

賛成者氏名 一三七名

阿南 一成君	阿部 正俊君	武見 敬三君	谷川 秀善君
有馬 朗人君	井上 裕君	月原 茂皓君	常田 享詳君
石渡 清元君	泉 信也君	鶴保 庸介君	中川 義雄君
市川 一朗君	入澤 肇君	中曾根弘文君	中島 眞人君
岩井 國臣君	岩城 光英君	仲道 俊哉君	中原 爽君
岩崎 純三君	岩瀬 良三君	成瀬 守重君	長峯 基君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	野沢 太三君	西田 吉宏君
上野 公成君	海老原義彦君	南野知恵子君	野間 起君
尾辻 秀久君	大島 慶久君	橋本 聖子君	長谷川道郎君
大野つや子君	太田 豊秋君	服部三男雄君	畑 恵君
扇 千景君	岡野 裕君	日出 英輔君	林 芳正君
加藤 紀文君	加納 時男君	星野 明市君	保坂 三蔵君
狩野 安君	鹿熊 安正君	松田 岩夫君	真鍋 賢二君
景山俊太郎君	片山虎之助君	三浦 一水君	松村 龍二君
金田 勝年君	釜本 邦茂君	溝手 顯正君	水島 裕君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君	森下 博之君	村上 正邦君
亀谷 博昭君	河本 英典君	森山 裕君	森田 次夫君
木村 仁君	岸 宏一君	山内 俊夫君	矢野 哲朗君
北岡 秀二君	久世 公堯君	山崎 正昭君	山崎 力君
久野 恒一君	国井 正幸君	山本 一太君	山下 善彦君
倉田 寛之君	小山 孝雄君	吉川 芳男君	依田 智治君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君	若林 正俊君	吉村剛太郎君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	荒木 清寛君	脇 雅史君
齊藤 滋宣君	清水嘉与子君	海野 義孝君	魚住裕一郎君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	加藤 修一君	大森 礼子君
末広まきこ君	鈴木 政二君	木庭健太郎君	風間 昶君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君	高野 博師君	沢 たまき君
田浦 直君	田中 直紀君	鶴岡 洋君	但馬 久美君
田村 公平君	竹山 裕君	浜四津敏子君	浜田卓二郎君
		弘友 和夫君	日笠 勝之君
		益田 洋介君	福本 潤一君
			松 あきら君

反対者氏名

九三名

森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
田名部臣省君 田村 秀昭君
高橋紀世子君 高橋 令則君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
松岡満壽男君 水野 誠一君
渡辺 秀央君 石井 一二君
西川きよし君

足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 岡崎トミ子君
勝木 健司君 川橋 幸子君
木俣 佳文君 北澤 俊美君
久保 巨君 郡司 彰君
小林 元君 小宮山洋子君
小山 峰男君 興石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
齋藤 勤君 櫻井 充君
笹野 貞子君 菅川 健二君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
羽田雄一郎君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君

日程第七 行政機関の職員に定員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

前川 忠夫君 松崎 俊久君
円 より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 篠瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
吉田 之久君 和田 洋子君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部禮代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
福島 瑞穂君 洲上 貞雄君
三重野栄子君 山本 正和君
堂本 曉子君 佐藤 道夫君
島袋 宗康君 菅野 久光君
中村 敦夫君

入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 扇 千景君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀三君
久世 公義君 久野 恒一君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
清水嘉与子君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 月原 茂昭君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君

西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 越君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
保坂 三蔵君 星野 朋市君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松田 岩夫君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顕正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 岡崎トミ子君
勝木 健司君 川橋 幸子君
木俣 佳文君 北澤 俊美君
久保 巨君 郡司 彰君
小林 元君 小宮山洋子君
小山 峰男君 興石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
齋藤 勤君 櫻井 充君
笹野 貞子君 菅川 健二君
高嶋 良充君 竹村 泰子君

谷林 正昭君	千葉 景子君	松岡満壽男君	水野 誠一君
角田 義一君	寺崎 昭久君	渡辺 秀央君	石井 一二君
内藤 正光君	直嶋 正行君	佐藤 道夫君	島袋 宗康君
羽田雄一郎君	長谷川 清君	西川きよし君	曾野 久光君
平田 健二君	広中和歌子君	中村 敦夫君	
福山 哲郎君	藤井 俊男君		
堀 利和君	本田 良一君		
前川 忠夫君	松崎 俊久君		
円より子君	峰崎 直樹君		
本岡 昭次君	篠瀬 進君		
柳田 稔君	山下八洲夫君		
吉田 之久君	和田 洋子君		
荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
海野 義孝君	大森 礼子君		
加藤 修一君	風間 昶君		
木庭健太郎君	沢 たまき君		
高野 博師君	但馬 久美君		
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君		
浜四津敏子君	日笠 勝之君		
弘友 和夫君	福本 潤一君		
益田 洋介君	松 あきら君		
森本 晃司君	山下 栄一君		
山本 保君	渡辺 孝男君		
大淵 絹子君	大脇 雅子君		
梶原 敬義君	日下部清代子君		
清水 澄子君	谷本 巍君		
照屋 寛徳君	福島 瑞穂君		
洲上 貞雄君	三重野栄子君		
山本 正和君	田名部匡省君		
田村 秀昭君	高橋紀世子君		
高橋 令則君	戸田 邦司君		
堂本 暁子君	平野 貞夫君		

反対者氏名	賛成者氏名
阿部 幸代君	阿南 一成君
池田 幹幸君	有馬 朗人君
岩佐 恵美君	石渡 清元君
大沢 辰美君	市川 一朗君
小池 晃君	岩井 國臣君
須藤美也子君	岩崎 純三君
富樫 練三君	岩永 浩美君
橋本 敦君	上野 公成君
八田ひろ子君	
筆坂 秀世君	
山下 芳生君	
吉川 春子君	
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 古典君
吉川 春子君	

尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
扇 千景君	岡野 裕君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	片山虎之助君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君
亀谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公義君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
斉藤 滋宣君	清水嘉子君
陳内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 越君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君

日出 英輔君	保坂 三蔵君
星野 明市君	真鍋 賢二君
松谷倉一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顕正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 善彦君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
海野 徹君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君
櫻井 充君	笹野 貞子君
曾川 健二君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号 投票者氏名

広中和歌子君	福山 哲郎君	日下部禮代子君	清水 澄子君	片山虎之助君	金田 勝年君	森下 博之君	森田 次夫君
藤井 俊男君	堀 利和君	谷本 巍君	照屋 寛徳君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君	森山 裕君	矢野 哲朗君
本田 良一君	前川 忠夫君	福島 瑞穂君	洲上 貞雄君	亀井 郁夫君	亀谷 博昭君	山内 俊夫君	山崎 力君
松崎 俊久君	円 より子君	三重野栄子君	山本 正和君	河本 英典君	木村 仁君	山崎 正昭君	山下 善彦君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君	田名部匡省君	田村 秀昭君	岸 宏一君	北岡 秀二君	山本 一太君	依田 智治君
篠瀬 進君	柳田 稔君	高橋紀世子君	高橋 令則君	久世 公堯君	久野 恒一君	吉川 芳男君	吉村剛太郎君
山下八洲夫君	吉田 之久君	戸田 邦司君	堂本 暁子君	国井 正幸君	倉田 寛之君	若林 正俊君	脇 雅史君
和田 洋子君	荒木 清寛君	平野 貞夫君	松岡満壽男君	小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	足立 良平君	浅尾慶一郎君
魚住裕一郎君	海野 義孝君	水野 誠一君	渡辺 秀央君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
大森 礼子君	加藤 修一君	石井 一二君	佐藤 道夫君	清水嘉与子君	斉藤 滋宣君	石田 美栄君	今井 澄君
風間 昶君	木庭健太郎君	島袋 宗康君	西川きよし君	須藤良太郎君	陣内 孝雄君	今泉 昭君	海野 徹君
沢 たまき君	高野 博師君	菅野 久光君	中村 敦夫君	鈴木 政二君	末広まきこ君	江田 五月君	小川 勝也君
但馬 久美君	続 訓弘君			鈴木 正孝君	鈴木 直君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君			世耕 弘成君	田浦 直君	勝木 健司君	川橋 幸子君
浜四津敏子君	日笠 勝之君			田中 直紀君	田村 公平君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
弘友 和夫君	福本 潤一君			竹山 裕君	武見 敬三君	久保 亘君	郡司 彰君
益田 洋介君	松 あきら君			谷川 秀善君	月原 茂晴君	小林 元君	小宮山洋子君
森本 晃司君	山下 栄一君			常田 享詳君	鶴保 康介君	小山 峰男君	奥石 東君
山本 保君	渡辺 孝男君			中川 義雄君	中島 啓雄君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
阿部 幸代君	井上 美代君			中島 眞人君	中曾根弘文君	齋藤 勁君	櫻井 充君
池田 幹幸君	市田 忠義君			中原 爽君	仲道 俊哉君	笹野 貞子君	菅川 健二君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君			長峯 基君	成瀬 守重君	高嶋 良充君	竹村 泰子君
大沢 辰美君	笠井 亮君			西田 吉宏君	野沢 太三君	谷林 正昭君	千葉 景子君
小池 晃君	小泉 親司君			野間 赳君	南野知恵子君	角田 義一君	寺崎 昭久君
須藤美也子君	立木 洋君			長谷川道郎君	橋本 聖子君	内藤 正光君	直嶋 正行君
富樫 練三君	西山登紀子君			畑 恵君	服部三男雄君	羽田雄一郎君	長谷川 清君
橋本 敦君	畑野 君枝君			林 芳正君	日出 英輔君	平田 健二君	広中和歌子君
八田ひろ子君	林 紀子君			保坂 三蔵君	星野 朋市君	福山 哲郎君	藤井 俊男君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君			真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	堀 利和君	本田 良一君
山下 芳生君	吉岡 吉典君			松田 岩夫君	松村 蘭二君	前川 忠夫君	松崎 俊久君
吉川 春子君	大淵 絹子君			三浦 一水君	水島 裕君	円 より子君	峰崎 直樹君
大脇 雅子君	梶原 敬義君			溝手 顕正君	村上 正邦君	本岡 昭次君	篠瀬 進君

反対者氏名

○名

日程第九 港湾労働法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一九七名

反対者氏名

三六名

阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君

柳田 稔君 山下八洲夫君
吉田 之久君 和田 洋子君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 沢 たまき君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 田名部匡省君
田村 秀昭君 高橋 令則君
戸田 邦司君 堂本 暁子君
平野 貞夫君 松岡満壽男君
水野 誠一君 渡辺 秀央君
石井 一二君 佐藤 道夫君
西川きよし君 菅野 久光君
中村 敦夫君

日程第一〇 都市計画法及び建築基準法の一部を
改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)
賛成者氏名 二〇九名

筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部禮代子君 清水 澄子君
谷本 嶺君 照屋 寛徳君
福島 瑞穂君 淵上 貞雄君
三重野栄子君 山本 正和君
高橋紀世子君 島袋 宗康君
阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 裕君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 扇 千景君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君

久世 公堯君 久野 恒一君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
清水嘉与子君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 月原 茂徳君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 越君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
保坂 三蔵君 星野 朋市君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松田 岩夫君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顯正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君

吉川 芳男君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 岡崎トミ子君
勝木 健司君 川橋 幸子君
木保 佳文君 北澤 俊美君
久保 巨君 郡司 彰君
小林 元君 小宮山洋子君
小山 峰男君 奥石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
齋藤 勲君 櫻井 充君
笹野 貞子君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 谷林 正昭君
千葉 景子君 角田 義一君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 羽田雄一郎君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 円 より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
篠瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 之久君
和田 洋子君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君

沢 たまき君 高野 博師君 但馬 久美君 統 訓弘君 鶴岡 洋君 浜田卓二郎君 浜四津敏子君 日笠 勝之君 弘友 和夫君 福本 潤一君 益田 洋介君 松 あきら君 森本 晃司君 山下 栄一君 山本 保君 渡辺 孝男君 大淵 絹子君 大脇 雅子君 梶原 敬義君 日下部禮代子君 清水 澄子君 谷本 嶺君 照屋 寛徳君 福島 瑞穂君 洲上 貞雄君 三重野栄子君 山本 正和君 田名部匡省君 田村 秀昭君 高橋紀世子君 高橋 今則君 戸田 邦司君 堂本 曉子君 平野 貞夫君 松岡満壽男君 水野 誠二君 渡辺 秀央君 石井 一二君 佐藤 道夫君 島袋 宗康君 西川きよし君 曾野 久光君 中村 敦夫君	阿部 幸代君 井上 美代君 池田 幹幸君 市田 忠義君 岩佐 恵美君 緒方 靖夫君 大沢 辰美君 笠井 亮君 小池 晃君 小泉 親司君 須藤美也子君 立木 洋君 富樫 練三君 西山登紀子君 橋本 敦君 畑野 君枝君	八田ひろ子君 林 紀子君 筆坂 秀世君 宮本 岳志君 山下 芳生君 吉岡 吉典君 吉川 春子君	日程第一 刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部 を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第二 犯罪被害者等の保護を図るための刑 事手続に付随する措置に関する法律案(内閣提 出、衆議院送付)	賛成者氏名	二三二名	阿南 一成君 阿部 正俊君 青木 幹雄君 有馬 朗人君 井上 裕君 石渡 清元君 泉 信也君 市川 一朗君 入澤 肇君 岩井 國臣君 岩城 光英君 岩崎 純三君 岩瀬 良三君 岩永 浩美君 上杉 光弘君 上野 公成君 海老原義彦君 尾辻 秀久君 大島 慶久君 大野つや子君 太田 豊秋君 扇 千景君 岡野 裕君 加藤 紀文君 加納 時男君 狩野 安君 鹿熊 安正君 景山俊太郎君 片山虎之助君 金田 勝年君 釜本 邦茂君 鎌田 要人君 亀井 郁夫君 龜谷 博昭君 河本 英典君 木村 仁君 岸 宏一君 北岡 秀二君 久世 公堯君 久野 恒一君 国井 正幸君 倉田 寛之君	小山 孝雄君 鴻池 祥肇君 佐々木知子君 佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 須藤良太郎君 末広まきこ君 鈴木 政二君 鈴木 正孝君 世耕 弘成君 田浦 直君 田中 直紀君 田村 公平君 竹山 裕君 武見 敬三君 谷川 秀善君 月原 茂皓君 常田 享詳君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 啓雄君 中島 眞人君 中曾根弘文君 中原 爽君 仲道 俊哉君 長峯 基君 成瀬 守重君 西田 吉宏君 野沢 太三君 野間 起君 南野知恵子君 長谷川道郎君 橋本 聖子君 畑 恵君 服部三男雄君 林 芳正君 日出 英輔君 保坂 三蔵君 星野 明市君 真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君 松田 岩夫君 松村 龍二君 三浦 一水君 水島 裕君 溝手 顕正君 村上 正邦君 森下 博之君 森田 次夫君 森山 裕君 矢野 哲朗君 山内 俊夫君 山崎 力君 山崎 正昭君 山下 善彦君 山本 一太君 依田 智治君 吉川 芳男君 吉村剛太郎君 若林 正俊君 脇 雅史君 足立 良平君 浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君 伊藤 基隆君 石田 美栄君 今井 澄君 今泉 昭君 海野 徹君 江田 五月君 小川 勝也君 小川 敏夫君 岡崎トミ子君 勝木 健司君 川橋 幸子君 木俣 佳文君 北澤 俊美君 久保 巨君 郡司 彰君 小林 元君 小宮山洋子君 小山 峰男君 奥石 東君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 齋藤 勁君 櫻井 充君 笹野 貞子君 高嶋 良充君 竹村 泰子君 谷林 正昭君 千葉 景子君 角田 義一君 寺崎 昭久君 内藤 正光君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 長谷川 清君 平田 健二君 広中和歌子君 福山 哲郎君 藤井 俊男君 堀 利和君 本田 良一君 前川 忠夫君 松崎 俊久君 円より子君 峰崎 直樹君 本岡 昭次君 篠瀬 進君 柳田 稔君 山下八洲夫君 吉田 之久君 和田 洋子君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 海野 義孝君 大森 礼子君 加藤 修一君 風間 昶君 木庭健太郎君 沢 たまき君 高野 博師君 但馬 久美君 統 訓弘君 鶴岡 洋君 浜田卓二郎君 浜四津敏子君 日笠 勝之君
--	--	--	--	--------------	-------------	--	--	--

弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部禮代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
福島 瑞穂君 湖上 貞雄君
三重野栄子君 山本 正和君
田名部匡省君 田村 秀昭君
高橋紀世子君 高橋 令則君
戸田 邦司君 堂本 暁子君
平野 貞夫君 松岡満壽男君
水野 誠一君 渡辺 秀央君
石井 一二君 佐藤 道夫君
島袋 宗康君 西川きよし君
皆野 久光君 中村 敦夫君

反対者氏名

○名

日程第一三 電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

賛成者氏名

二〇八名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 裕君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 龜井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
久野 恒一君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小山 孝雄君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君 清水嘉与子君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君

武見 敬三君 谷川 秀善君
月原 茂晴君 常田 享許君
鶴保 庸介君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 起君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 畑 恵君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 保坂 三蔵君
星野 朋市君 真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君 松田 岩夫君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 溝手 顕正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 力君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 足立 良平君
浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 石田 美栄君
今井 澄君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 巨君

郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
興石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勲君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
羽田雄一郎君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
前川 忠夫君 松崎 俊久君
円より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 篠瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
吉田 之久君 和田 洋子君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 沢 たまき君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部禮代子君 清水 澄子君

反对者氏名

二三名

谷本 巍君	照屋 寛徳君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
三重野 栄子君	山本 正和君
田名部 匡省君	田村 秀昭君
高橋 紀世子君	高橋 令則君
戸田 邦司君	堂本 曉子君
平野 貞夫君	松岡 満壽男君
水野 誠一君	渡辺 秀央君
石井 一二君	佐藤 道夫君
島袋 宗康君	西川 きよし君
菅野 久光君	中村 敦夫君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤 美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山 登紀子君
畑野 君枝君	八田 ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 登子君

平成十二年五月十二日 参議院會議録第二十三号

七二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	東京一〇五―八四四五 二番四号 港区虎ノ門二丁目 大藏省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三四五円 (本 体 三三〇円)